

平成 23 年 第 4 回

# 菊陽町議会 12 月定例会会議録

平成 23 年 12 月 6 日～12 月 14 日

熊本県菊陽町議会

平成23年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/6	火	開会・請願 委員会付託・行政報告・提案理由説明 議案審議（議案第63号～議案第65号）表決・研修報告
12/7	水	休会（議案調査）
12/8	木	一般質問
12/9	金	一般質問
12/10	土	休会
12/11	日	休会
12/12	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/13	火	休会（議案調査）
12/14	水	議案審議（議案第55号～議案第62号・諮問第1号）表決 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成23年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	渡邊 裕之 (P29～)	1. 給食費未納問題についての確認  2. 教科書選定の過程と記述について	<p>【12月議会に公会計化を目指し、給食費条例案を上程予定だったが、学務課がPTA等と委員会を設置し、私会計を存続した上で、未納への督促を行うなど検討をしている事、公会計についてPTAや議員への説明と協議をすべきと考え上程を延期した】</p> <p>①どのような組織を、いつまでに設立し、活動するのか ②私会計での滞納整理では翌年度に跨る事も考えられ、その年度の問題解決にはならない。どう対応するか ③私会計での支払督促等可能であるのであれば、なぜこれまで取り組まなかったのか ④公会計化によるシステムや人事など、概算でどの位かかるのか、どれくらいの時間を要するのか</p> <p>【新しい教育基本法で謳う「伝統と文化を尊重しそれらを育んできた我が国と郷土を愛する」に相応しい教科書選定だったのか、教育委員会の見解を問う】</p> <p>①教科書選定のプロセスについて ②立派な日本人を育てる為の教科書としての内容、記述は適正か（自衛隊、領土、国旗国歌、歴史観、国家観、天皇陛下、外国人参政権問題など） ③県立中学や熊本市のように育鵬社など、選定された教科書と異にする教科書を副読本や資料として各校に配布してはどうか</p>
2	吉本 孝寿 (P45～)	1. 中部小学校建設に向けた周辺住民への対応について	<p>①地域住民から説明会開催の要望があった場合、町長は参加するのか ②被害補償対象家屋の距離における算定基準は（現在、学校から20メートル以内が被害補償対象） ③小学校建設に伴う情報の公開は</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 菊陽町農業施策に関する 建議書について	①戸別所得補償について町の考え方は ②TPPにおける農業分野での町の方針は ③光の森多目的広場の農産物販売促進の計画は ④地産地消の起点としての町の食育教育は ⑤農地・水・環境保全事業の事務手続きの簡素化は ⑥環境美化作業について町の考え方は
		3. 原水駅及び駅周辺の整備 について	①第5期菊陽町総合計画の中の三里木・原水間の新駅設置の経緯は ②ユニバーサルデザインの視点に立った原水駅整備における中期・長期計画の中身は ③町内3駅の阿蘇くまもと空港までの関係輸送機関との連携は ④原水駅周辺整備における国の補助制度とそれに向けた対策は
3	梅田 清明 (P61～)	1. 福祉について	①人工内耳、軽度・中度難聴の子ども達にも補聴器購入助成する考えはないか 【町外、子ども医療費償還払い】 ②各町民センターで請求書の受付をできないか
		2. 防災について	①緊急速報「エリアメール」を配信せよ
		3. 熱中症対策について	①保育園・全小中学校にミストシャワー設置を
		4. 観光について	①単車等オリジナルナンバープレート作成を
4	甲斐 榮治 (P75～)	1. 菊陽中部小学校建設事業 について	【事業費の総額について】 ①本事業に関連する事業は何か ②現時点で確定している費用及び未確定部分については費用の概算を示せ ③事業計画の出発点と現状を比較して、その違いをどう評価するか ④予算措置（継続費）に変更の予定はないか。年度毎の年割額とその内訳（国庫補助額・地方債・一般財源）に変化はないか ⑤工事完了に遅滞はないか ⑥建築工事監理業務の危機管理に不備はないか ⑦仮設校舎に於ける教育事業運営に問題や課題はないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 阿蘇くまもと空港をめぐる種々の施策について	①阿蘇くまもと空港とその周辺地域を結ぶ交通網の整備についての町のヴィジョンはないか。たとえば、巷間によく取りざたされる軌道敷きの敷設について、町としての評価ないしは感想があれば示せ ②阿蘇くまもと空港への夜間貨物便の発着問題は、今どうなっているか
		3. 町の情報公開度の引き上げについて	①熊本県内に於ける情報公開度については、県が第1位であり、菊陽町は第27位である。周辺の市町村よりも下位にある。このことをどう評価しているか ②情報公開度を上げるための努力をしているか ③そのためには、どういう課題と問題があるか
5	佐藤 竜巳 (P95～)	1. 菊陽町の将来と近隣市町との取り組みを町長はどう考えて行くのか	①環境、道路問題の方向性は（新清掃センター・立野ダム・443号線他） ②医療、介護、福祉の充実に向けては ③農商工連携した産業の育成は ④スポーツ等（体育館・町民グラウンド）の施設は ⑤合併の考えはあるのか
6	吉山 哲也 (P107～)	1. 鼻ぐり井手及び公園の整備について	【鼻ぐり井手の県文化財指定に向けた取り組み】 ①今年度当初事業計画の進捗状況は 【鼻ぐり井手公園周辺の整備について】 ②今年度当初事業計画の進捗状況は ③検討委員会の構成は 【特徴ある観光拠点の形成】 ④地域活性化に向けた整備とは ⑤今後の事業展開（ガーデンサバーブふれあいの里づくり）
		2. 橋梁長寿命化修繕計画について	【橋梁長寿命化修繕計画の取り組み状況】 ①町内橋梁の所在～対象は ②今年度当初事業計画の進捗状況について ③最近の地震等による検査状況は ④今後の計画は
		3. 集落内開発制度について	【運用状況の評価】 ①制度の効果－分布は 【集落内開発制度の普及と地域活性について】 ②町の考えは

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. 障害福祉について	<p>【菊陽町障害者計画、菊陽町障がい福祉計画の策定状況】</p> <p>①策定委員会の構成は</p> <p>②今後の町障害福祉における障害者総合福祉法（案）の反映は</p>
7	小林久美子 (P118～)	1. 後期高齢者医療制度について	<p>①人間ドックについて</p> <p>②健康診査については、自己負担無料に</p>
		2. 健康づくり・予防活動について	<p>①健診後の対応について</p> <p>②スポーツクラブ菊陽などで運動をする場合、自己負担については補助を</p>
		3. 介護保険の見直しについて	①利用者負担増などが検討されている。町でできることは
		4. 地震などの災害対策について	①発電機の設置は行われたのか。各自治会にも配置できないか
		5. 「AED」の貸出について	①自治会の体育祭などの行事の時に貸出できないか
8	芝 和長 (P131～)	1. 福祉行政（施策）について	<p>①福祉に対する基本的な考え方（政策）は【菊陽町社会福祉協議会について】</p> <p>②設立時と現在の町の関与は（設立の経緯とその性格（位置づけ）は）</p> <p>【高齢者福祉について】</p> <p>③第5期町総合計画策定の中で都市像「人を大切にすまち」…施策の大綱「健康・福祉」…基本施策③高齢者福祉の充実の具体的内容は</p> <p>④高齢者福祉計画・介護保険事業計画の短期・長期の計画は策定しているか</p> <p>⑤特別養護老人ホームの施設整備の計画は</p> <p>⑥入所待機者は把握しているか</p> <p>⑦待機者の解消の具体的な方策を持っているか</p>
		2. 環太平洋連携協定（TPP）について	<p>【野田首相が11月11日交渉への参加方針を表明した（関係国との協議に入る）】</p> <p>①参加方針について町長の見解は</p> <p>②菊陽町が自力で行政実行できる将来の方向性は</p> <p>③町（町長）として早期にやるべきことは何か</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 「仮称」菊陽町光の森複合施設建設について	<p>【複合施設建設の進捗状況について】</p> <p>①基本設計に係る検討委員会の現状についての説明</p> <p>②基本設計の規模・内容等の概要は</p> <p>③建設に係るスケジュールは逐次広報等で知らせる手段を</p>

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成23年12月6日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成23年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成23年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第55号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 議案第63号 工事請負契約の締結について(菊陽中部小学校改築工事(建築本体))

日程第8 議案第64号 工事請負契約の締結について(菊陽中部小学校改築工事(電気設備))

日程第9 議案第65号 工事請負契約の締結について(菊陽中部小学校改築工事(機械設備))

日程第10 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

9番 芝和長君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副町長 中富恭男君

教育長 赤峰洋次君

教育次長 水上孝親君

総務部長 吉岡典次君

福祉生活部長 眞鍋清也君

産業建設部長 松本東亞君

会計管理者兼  
会計課長 阪本修一君

総務課長 平野誠也君

総合政策課長 吉野邦宏君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君  
 人 権 教 育 ・ 堀 川 俊 幸 君  
 啓 発 課 長  
 健 康 ・ 保 険 課 長 村 田 節 子 君  
 環 境 生 活 課 長 大 山 陽 祐 君  
 武 蔵 ヶ 丘 支 所 長 堀 川 正 信 君  
 建 設 課 長 松 村 孝 雄 君  
 下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君  
 総 務 課 長 補 佐 服 部 誠 也 君  
 兼 庶 務 法 制 係 長  
 学 務 課 長 松 本 洋 昭 君  
 生 涯 学 習 課 長 佐 藤 清 孝 君

税 務 課 長 阪 本 浩 徳 君  
 福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君  
 介 護 保 険 課 長 宮 本 義 雄 君  
 町 民 課 長 山 崎 謙 三 君  
 農 政 課 長 荒 木 一 雄 君  
 都 市 計 画 課 長 坂 本 恭 一 君  
 商 工 振 興 課 長 吉 川 義 則 君  
 図 書 館 長 堀 行 徳 君  
 中 央 公 民 館 長 矢 野 陽 子 君  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 廣 野 豊 徳 君  
 書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

ただいまから平成23年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番佐藤竜巳君、12番福島知雄君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る11月29日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より12月14日までの9日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月14日まで9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月14日まで9日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、別紙配付のとおり報告いたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（8月、9月、10月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、先般全国町村議会議長全国大会が11月16日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、今回受理しました請願第4号は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので、報告します。

なお、陳情第9号から陳情第15号は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成23年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、12月を迎え大変ご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、全国町村長大会について報告いたします。

去る11月30日、東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が行われました。内容といたしましては、初めに全国町村会長藤原会長のあいさつがありまして、その後、来賓祝辞として野田総理大臣をはじめ来賓の方々のごあいさつがありました。

そして、本年度は被災地からの訴えということで、宮城県の南三陸町、そして福島県の飯舘村長が被災地からの訴えをされましたけども、両町長とも非常にこの被災地の大きな被害を受け、その中で復旧復興に向けて一生懸命取り組んでおられますけども、我々自治体に対しましては職員等の派遣等の依頼もありました。そして、一日も早い国からの支援等を望まれるような訴えがあったところであります。

そしてその後、大会決議の方に入りまして、本年度は9つの事項が出されました。その内容につきましてご紹介いたしますと、1つ、初めに、真の地方分権改革を強力に推進すること。交付税率を引き上げるとともに三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元、増額することが2つ目に上げられました。そして3つ目で、固定資産税の特例措置の見直し及び自動車関係諸税の現行制度堅持等により町村税財源の確保を図ること。1つ、社会保障・税一体改革に当たっては、地方消費税等の安定財源を充実すること。1つ、地域経済、社会を崩壊させるTPPへは参加しないこと。1つ、農林水産公共予算の復元と戸別所得補償等の財源確保により、食料、木材自給率を向上させること。1つ、子どもに対する手当ての制度設計は地方の理解と納得を得て行うこと。1つ、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編、統合を推進し、医療保険制度の一体化を図ること。1つ、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。以上が全会一致で決議されたところであります。

なお、本年度は東日本大震災からの復興と全国的な防災対策に関する特別決議の実現を強く求めるものも同時に決議されたところであります。

それでは、町内のことについて行政報告をさせていただきます。

仮称光の森複合施設の建設につきましては、9月に武蔵ヶ丘支所管内の区長さん方との意見交換会を行い、10月に複合施設検討委員会を設置し、福岡県の大野城市と宮若市の現地視察を含め、これまで3回の委員会を開催しております。

委員会の状況につきましては、11月と12月の広報でもお知らせしていますように、いろんな意見が出されております。今後、他施設との機能分担や財政的な課題も勘案しながら、どのような内容にしていくか、議論をいただくことになろうかと考えているところであります。この複合施設の基本計画の取りまとめにつきましては、本年度中の策定を目途に進めているところでございます。

次に、鼻ぐり井手公園整備についてでございますが、基本計画策定のための測量調査を実施しながら、地域の皆さんによる検討委員会も設置し、検討を開始しているところであります。こちらにつきましても、3月を目途に基本計画をまとめていきたいというふうに考えております。

次に、パスポートの申請受け付け及び交付についてであります。10月から始まりましたパスポートの申請受け付け及び交付につきましては、11月までの2カ月間の成果をご報告いたします。申請につきましては164件、交付につきましては10月18日から交付が始まった関係で118件、1日平均いたしますと、申請では4件、交付では3.8件で、1日の処理件数は平均7.8件となっております。

次に、福祉避難所の指定についてであります。本年は、3月に東日本大震災、9月に台風12号、15号の災害が続発いたしました。災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、日常生活に支援が必要なひとり暮らし高齢者や、重度の障がい者など、いわゆる災害時要援護者の避難支援が課題となっており、町内の学校や町民センター等の一般避難所のほかに、災害時要援護者に配慮した福祉避難所の設置が必要とされているところであります。本町が昨年9月に作成いたしました災害時要援護者避難支援計画におきましても、福祉避難所の確保に努めるとの方針を示しております。このため、町では去る9月29日、町内の障がい者施設や介護保険施設を運営されております3社会福祉法人、1医療法人のご理解とご協力のもと、各法人の社会福祉施設を町の福祉避難所とする協定の調印を行いました。さらに、町と指定管理協定を結んでおります2つの法人の施設を町の福祉避難所とする協定の調印も同時に行ったところであります。そして、熊本県の事業であります災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業に4法人が参画して、災害時等に町と4法人が相互に協力し合う協定書にも調印をいたしました。以上により、現在の地域防災計画書で指定しております20カ所の一般避難所に加え、社会福祉法人等4法人の施設、指定管理者協定を結んでいる2法人の4施設、その他、町の2つの施設を合わせまして10カ所の福祉避難所を新たに指定することができました。

福祉避難所は、9月1日現在、県内10市町村で合計51施設が指定を受けておりますが、社会福祉法人と市町村との間で福祉避難所間の職員応援や介護用物品の提供、介護機材の共同活用に関する協定を結んだのは菊陽町が初めてであり、県内各市町村、社会福祉施設でも、こうした取り組みが次第に広がっていくものと期待されているところであります。

次に、ねんりんピック（ふれ愛）熊本ウオークラリー交流大会 in 菊陽についてでございます。去る10月15日から16日の2日間、ねんりんピック（ふれ愛）熊本ウオークラリー交流大会

i n 菊陽を開催いたしました。15日に代表者会議、16日に開会式、競技及び表彰式を行いました。

歓迎式の歓迎アトラクションでは、菊陽中部小学校合唱部による感動的な歌声と、菊陽武蔵剣豪太鼓の力強い演奏を披露し、全国の選手の方々から会場いっぱいの称賛の拍手をいただいたところでもあります。

競技には、高齢者の部に39チーム、195人、一般参加の部、37チーム、151人の参加があり、選手の皆さんは、ようこそ菊陽町へ、ようこそ鉄砲小路へと歓迎の言葉を添えられた、この国旗をそれぞれの家庭が掲げた鉄砲小路を中心に、約7キロメートルの特設コースを、こま図を頼りにクイズやペタンクに興じながら、すがすがしい秋晴れの中でウォークラリーを楽しまれました。

町実行委員会では、ふれあい広場におもてなしコーナーや観光物産コーナーを設け、郷土料理のだご汁や菊陽ニンジンジュースを振る舞うとともに、ニンジン焼酎「酔紅」などを販売して、全国の方々に菊陽町の特産品をPRいたしました。

選手の皆さんは、ウォークラリー交流大会の参加を通じて、菊陽町の歴史や自然との触れ合い、地元の人々の熱い歓迎、感動的な開始式のアトラクション、ニンジンを使った珍しい地元特産品などを賞味され、熊本での楽しい思い出の1ページになったものと確信しているところでもあります。

なお、高齢者の部におきましては、熊本県代表として出場されました菊陽町の入道ひまわり会が見事全国優勝を果たされたところでもあります。入道水地区におきましても、そして菊陽町といたしましても、それぞれの歴史の一こまになるものと確信したところでございます。

それから、リハーサル大会を含めて長期間にわたり本大会に向けた取り組みや会議、さらに当日の運営に携わっていただきました多くの関係者、ボランティアの皆さんに心からご支援いただきましたので、心から厚く感謝を申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第55号から諮問第1号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案第55号から諮問第1号まで12件について、一括して議題といたします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして、本定例会に提案しています付議事件について、その提案理由を申し上げます。

付議事件は12件であります。その内訳は、議案11件、諮問1件についてご審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げます。

議案第55号は、菊陽町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成23年9月30日付、人事院勧告及び報告を踏まえ、民間給与との較差を解消するため、職員の給与を改正する必要がある、議会の議決を求めるものであります。

内容は、一般職の給料について40代以上の職員の給与表を0.1%から0.5%まで段階的に引き下げるものであります。

さらに、給与構造改革の給与水準引き下げに伴い、経過措置の算定基礎となる額から0.9%を減額調整するための改正であります。

議案第56号は、菊陽町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

内容は、下水道事業について、地方公営企業法の一部を適用するに当たり、事業の設置及び運営等について必要な事項を定める条例を制定するものであります。

また、本条例の制定に伴い、附則で菊陽町下水道特別会計条例及び菊陽町農業集落排水特別会計条例を廃止し、菊陽町下水道運営基金条例及び菊陽町農業集落排水事業運営基金条例の一部を改正するものでございます。

議案第57号は、平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に7億4,548万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億7,683万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町税を2億9,266万6,000円、県支出金を2億4,650万8,000円、財産収入を1億7,563万8,000円、町債を9,720万円それぞれ増額し、国庫支出金を4,315万2,000円、繰入金を4,350万円減額するものなどでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を6,434万1,000円、民生費を3億5,726万2,000円、衛生費を3,119万円、土木費を2,692万9,000円、教育費を2億2,799万円、公債費を3,391万3,000円、予備費を2,725万7,000円それぞれ増額し、商工費を2,589万2,000円減額するものであります。

なお、菊陽中部小学校改築事業についての継続費の補正、安心こども基金特別対策補助事業についての繰越明許費、2件の債務負担行為の追加計上をしております。

議案第58号は、平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,680万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,005万7,000円に定めるものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金7,056万3,000円、県支出金1,247万6,000円、繰入金1億38万7,000円を増額し、繰越金1,540万3,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費8,625万円、後期高齢者支援金等3,435万円、介護納付金1,707万8,000円、共同事業拠出金1,536万5,000円、諸支出金1,682万4,000円を増額しております。

議案第59号は、平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,520万2,000円に定めるものであります。

歳入の主なものとして繰越金783万2,000円を増額し、歳出の主なものとして後期高齢者医療広域連合納付金783万2,000円を増額するものであります。

議案第60号は、平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳出予算の予算組み替えを行うもので、歳入歳出予算の補正の増額はありません。

歳出予算の保険給付費内で350万円の増額と減額、諸支出金を81万6,000円増額、基金積立金を81万6,000円減額するものであります。

議案第61号は、平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,022万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,051万1,000円と定めるものでございます。

歳入では、使用料及び手数料90万7,000円、分担金及び負担金203万8,000円を増額し、国庫支出金2,090万円、一般会計繰入金957万1,000円、町債1,270万円を減額しております。

歳出では、総務費90万7,000円を増額し、事業費4,113万3,000円を減額しております。

議案第62号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、新山25線及び北沖野4号線を新たに町道として認定するものであります。

議案第63号は、菊陽中部小学校改築工事（建築本体）請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽中部小学校改築事業に伴う鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積1万2,124平方メートルの校舎建築を行うものであります。地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第64号は、菊陽中部小学校改築工事（電気設備）請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽中部小学校改築事業に伴い、校舎内外における受変電設備、照明設備、自動火災報知設備等の設備設置工事を行うものであります。

議案第65号は、菊陽中部小学校改築工事（機械設備）請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽中部小学校改築事業に伴い、校舎の空気調和設備、給排水設備、衛生設備、厨房設備等の設備設置工事を行うものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

現在の人権擁護委員の西田眞志子様、米村憲子様、お二人の任期が平成24年3月31日をもって満了しますが、引き続きお二人を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時26分

再開 午後0時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 再開します。

ただいま大変中断いたしまして、皆様方には申し訳なく思っております。議案第63号、議案第64号、議案第65号議案、大変な町民の皆さんにもいろいろと関心がありますし、大変重要な問題であります。提出議案として提案をされておりますけれども、この14日までの会期中にぜひもう一度慎重な審議並びに疑問、そしてまた説明等を行政から受けまして、みんな全員納得のいく形でいい結果のうちに中部小の建設に向けていきたいという願いで、そういうことで全協なり議運を開きまして、全協の中でも今日のこの後の議事日程第7にされておりましたけれども1週間延ばすということで全協で一致を見ましたので、その結果をこれから申し上げたいと思います。

以上のような結果から、お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第10を日程第7、日程第8、日程第9より先にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

なお、日程第7、議案第63号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（建築本体））、日程第8、議案第64号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（電気設備））、日程第9、議案第65号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（機械設備））については、諸般の事情により会期の最終日に変更いたします。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時7分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第10、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として、議会運営委員会、議会活性化特別委員会、各常任委員会で研修されました件について、各委員長から報告をお願いします。

順序は、議会運営委員会、議会活性化特別委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

まず、議会運営委員会委員長甲斐榮治君。

○議会運営委員長（甲斐榮治君） それでは、議会運営委員会の研修報告をいたします。

通例、議会運営委員会の場合には2泊3日の研修が許されておりますけれども、今回は特に議会活性化を研修テーマといたしましたので、議会活性化の委員長、副委員長さんも一緒に同行していただくというふうなことで両者の承諾もとれましたので8名と、議運6名、それから特別委員会の委員長、副委員長さん、2名、合計8名、そのかわりに日程を1泊2日にいたしております。

訪問したところは、福岡県の小都市と、それから福岡県の志免町ですね。この2つの市町で研修をいたしました。そのそれぞれの自治体でのことはちょっと省略をしたいと思います。時間の関係もありますので、私がその2つを通じて学びましたというか、感じましたことを申し上げて、それで報告にかえたいと思います。

なお、本来は皆さんに印刷物を配付すべきだったかもしれませんが、大体議会だよりの今回の号に載せておりますので、それをもってかえさせていただきたい。以下は、口頭でいたします。

幾つかの点を勉強しましたがけれども、1つは今回の研修、いずれも研修はそういうものですがけれども、明確な目標がございました。議会活性化という明確な目標ですね。それから、もう取り組んでおる最中でした。そういった意味で非常に焦点が明確でしたので、研修先での議論も活発であったというふうに思います。

それから2番目に、私たちは議会基本条例をひとつ目指しておりますけれども、その内容としては、議会の報告会、あるいは議会と町民の方の意見交換会、それから請願、陳情の取り扱いですね。それから、議員間の自由討議、議員の間で本会議場でも自由に討議するという、それから質問権と反問権ですね。これはもう既に試しに行う、試行されておりますけれども、その件。それから、この議会の基本条例をつくったときにその位置づけをどうするか、そういったことが今後の主要なポイントになるというふうに考えております。

課題の一つに政務調査費、これは議員の質を向上するという意味で政務調査費の問題も宿題みたいにして抱えていきましたけれども、小都市の方では市長が提案をしましたが、市民の強

い反対があつて実現をしなかつた。それから、志免町の方では、最初平成13年に月額1万円交付をすると。それから、平成15年にはそれが月額3万円になりましたけれども、17年にはこれを月額2万円に変更して現在に至っておるということでした。この政務調査費については、今後なお検討の必要があつて、しかも大事なのはやっぱり町民の賛同が得られるかどうか、その辺のところ大きなポイントになるんじゃないかというふうな感想を持ちました。

それから、会派制ですね。会派制についても課題を抱えていきましたが、小郡市ではこの会派制が比較的うまくいっていると。うまくいってるので、議会の基本条例を決めるときにも全員一致でいったという印象を持ちました。それから、志免町では、まだこの会派制というのは時期尚早ということだとらないと。ここでは、何かその基本条例を設定するについても議会内の対立がそのまま残つてると。私たちの研修に対しても賛否両論ですね。賛成の立場、反対の立場から両方出てきました。

それから、議員の倫理審査会も課題の一つでしたけれども、これはもうほとんど参考になりませんでした。むしろあとの東京周辺の研修の方でいろいろ特別委員長から報告もあるかと思いますが、総務委員長ですか、報告があるかと思いますが、そちらの方が参考になったと思います。

今後の持っていく方ですけども、これはどこかの基本条例を持ってきて、そのコピーみたいなものをつくるべきではなかろうと。菊陽町の議会のあり方を一つ一つ点検しながら、菊陽町のオリジナルの基本条例をつくるべきではないかというふうに思いました。

それからもう一つ、議会の施設が本町は余りにも貧弱だと。これは、もう明確によその議会のいろんな委員会室であるとか、あるいは議員の控室とか、あるいは執務室、面談室、そういったのを見ても、菊陽町はちょっとやっぱり寂しいなという感想を持っております。

それから、議会の事務局ですね。これも2人ということで、もう本当にぎりぎりの必要最小限の人数になってしまつてると。この辺も今後考えていかにやいかんのじゃないかという感想を持ちました。

結びに、議会基本条例と申し上げますけど、これは結局この民主主義国家で、その地方議会のあり方を、そのあり方に関して理想を考え、それから普遍性を探って、それを条文として成文化すると。成文化をすれば人が交代をしても、それは安易に条例を曲げるというふうなことは防止できるであろうと。次の段階への確かなステップになる、そういうものが議会基本条例制定の意義であろうという結論を得て、戻ってまいりました。

以上で議会運営委員会並びに議会活性化特別委員会の共同の研修の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会委員長坂本秀則君。

○議会活性化特別委員長（坂本秀則君） それでは、議会活性化特別委員会より、10月25日に埼玉県鶴ヶ島市での議会活性化についての研修報告をいたします。

まず、鶴ヶ島市の概要は、埼玉県のほぼ中央部で、都心から約45キロメートルに位置し、行政区域の規模は東西約7.3キロメートル、南北に約4.3キロメートルで、面積は17.73平方キロメートルです。人口は6万9,770人で、平成23年度一般会計当初予算額は182億4,000万円でした。鶴ヶ島市の歴史は、市内各地から発見、発掘された石器から、遠く1万数千年前の旧石器時代より始まったと推測されています。明治22年4月、町村制施行により、当時の12カ村に新田が合併し、鶴ヶ島村が誕生し、昭和41年4月1日、単独による町制を施行し、昭和41年、首都圏整備法の近郊整備地域に指定され、準農村から住宅都市へと大きく変貌し、平成3年9月1日に市制を施行し、鶴ヶ島市が誕生したそうです。

研修は、最初に配付資料の説明から始まり、主に質疑応答形式で行いました。

鶴ヶ島の議会基本条例の経緯と特徴は、平成19年の改選までに議員定数を24名から18名に大幅に削減したのを皮切りに、日当、費用弁償の廃止を行い、改選後は各派代表会議において議会改革を検討する組織を設置することと決め、議会改革検討委員会を設置して、委員9名で構成員としてありました。各派の構成メンバーは、民政クラブ7名、公明党が3名、日本共産党が2名、いずみの会が2名、無党派が4名となっていました。各派より改革検討をまとめるよう要請し、25項目が提出され、最終的には15項目に絞り込み、各検討事項に対する進行表を作成し、取り組みを進めておりました。

平成20年に埼玉県内初の議会報告会を開催し、また常任委員会の自由討議を試行したり、一般質問の一問一答制を試行したり、条例制定へ進んでいました。基本条例制定について、自治会連合会に説明会を開催したり、パブリックコメントの募集や条例の広聴会をワークショップ方式で行うなどし、平成21年第1回定例会において議会基本条例が制定されました。

その後は、毎年議会報告会を開催し、パブリックコメントや研修を重ね、条項を改正しながら鶴ヶ島市独自の議会基本条例をつくり上げている最中でした。

平成22年2月には、議会本会議のインターネット配信を開始しておりました。インターネット配信については初期投資が31万5,000円、内訳は画面づくり費用とパソコンリース代でした。それに年間の経費が60万9,000円とのことでした。

感想といたしまして、条例制定までの経緯は十分協議の上、パブリックコメントも取り入れるなど手順を完璧に踏んで、我々も見習うべきと思いましたが、政治倫理条例については余り踏み込んでないところは27日に研修に行った三芳町の方が参考になると感じました。今、地方議会に求められているのは、時代のニーズに合った開かれた議会であり、町民の側に立って意思決定のできる議会であります。このような研修先の事例を参考に、菊陽町議会独自の議会基本条例の制定に向け、努力していきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いたします。

以上、研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 議会活性化特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、総務常任委員会委員長渡邊裕之君。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） それでは、研修3日目、10月27日に訪問いたしました三芳町議会でいたしました議会活性化に関する研修についての報告をいたします。

簡単に町政と議会について説明いたします。

三芳町は、埼玉県南西部に位置しております。通されました委員会室からは富士山も望むことができるという非常にいいロケーションの場所でもございました。まずもって心よく当議会研修をお受けいただいた山田議長、菊地副議長、杉本委員長、事務局の皆様、改めてまして心より御礼申し上げます。また、最後には、フレンドリーに写真を撮りまして、菊地副議長とはツイッター仲間になりましたので、今後も意見交換をしてみたいと存じます。

三芳町は、人口3万8,180人と、本町とほぼ同じ規模であります。首都圏から30キロと非常に恵まれた立地条件を背景に、工場や物流施設などが進出し、第2次、第3次産業が盛んな町でもあります。議会構成は15名と、人口に対してはやや少ないような感じがいたしました。この町政での会派制、議会基本条例、厳格な政治倫理条例などについてご説明をいただきました。

ではまず、議会基本条例です。平成19年の改正後の10月に議運にて議会活性化についての視察調査、議会運営を効率で分かりやすい開かれた議会の構築に向けてスタートをされております。12月全員協議会で議会改革推進を確認、住民に開かれた議会を目指しておられます。以後、議会改革特別委員会を設置し、計28回の委員会のほか、倫理条例、基本条例のための作業部会、法政大学法学部教授を招いての公開学習会、意見交換会、パブリックコメント募集など、3年ほどの時間と労力をかけて、慎重にかつ、大胆に条例の案を発議されておられます。

議会報告、また夜間休日議会についてですが、住民に信頼され、民主的なまちづくりを目指し、議会報告会をたびたび開催されております。主な目的は、情報の提供、住民参加、住民の声を聞くということにあります。

報告事項は、一般質問の内容、執行部の答弁、当初予算の審議状況、各委員会の活動状況、要望書に対する処理状況、意見書についてなどです。各地で開催するために2班に分かれて2日間行っております。議会だよりなどで告知するも、なかなか参加者が集まらないということで苦労されておられるようでした。

また、夜間議会、土曜日、日曜日議会は住民の議会傍聴の機会を容易にするための試みとして実施されております。夜間議会は毎年9月議会、土曜、日曜議会は毎年3月議会で実施されておりまして、夜間議会は多いときで27名、少ないときで10名、土曜日、日曜日議会は多いときで32名、少ないときで5名ということでもございました。

続きまして、政務調査費であります。地方自治法100条第14項、15項に基づく政務調査費については、交付条例を制定し、交付されております。年額6万円とし、以前は会派への交付でもございましたが、本年4月に条例改正し、議員個人に交付するようになりました。政務調査費にかかわる収支の報告書の提出を義務づけており、住民に開かれた制度となっております。

続きまして、会派制でございます。会派制については、やや説明が少なく、政務調査費交付

条例に関連し、意味をなしていない旨の説明でありました。しかしながら、本議会の基本条例にも、第4条2項では政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成、3項では政策を実現するための政策集団としての活動、その役割を果たすとの規定をしております。説明いただいた部分は、会派連絡調整要領についてでありまして、会派についての認識がちょっとずれたところもありました。私自身が時間の関係で質問することができませんでしたが、他の自治体では会派と委員長により議運を運営しており、効率的に先ほど甲斐委員長から説明がございましたが、そのような例もございますし、今後も調査研究しながらご提案してまいりたいと存じます。

続きまして、政治倫理条例でございます。本町を同条例と比較し、具体的に規定されており、手本になる内容だと感じました。政治倫理基準として口きき行為を禁じ、町工事等に関する遵守事項としては、具体的かつ厳格に規定されておりました。議員の依頼等に関する記録、議員が職員等に依頼を行った場合の記録を要請する規定、政治倫理審査会の設置は、町民からだけでなく議員からの請求も認めているところなど、参考になる条文でございました。制定に向けては町民からの意見や質問も受け、議員内で甘い条文になっていない点は敬意を表したいと存じます。

執務環境でございます。事務局定員は条例定員で4名に対して3名の職員さんでございました。執務環境は、議員としては大変うらやましい限りの施設であり、各会派ごとの執務室、全協や委員会の開催にも十分な施設、まさに議員の議会の権威に対する町の姿勢を感じることができました。その分、それなりの活動をされているなというふうに感じました。ただ、残念でありましたのは、議場に国旗が掲揚されていないことでございます。この点、副議長にその件を話しましたところ、議会としても今後掲揚していきたいというようなお答えでございました。

最後に、まとめになりますが、議会基本条例ありきで条文をまとめたものではなくて、日々の活動の中から議会議員の真摯な姿勢をまとめたものであるとの感想を持ちました。まだまだ住民の参加が少なく、難しい運営はありそうですが、取り組みそのものは本町議会を圧倒的に超えるもので、参照できるものが多い研修でございました。私ども議会も、条例ありきではなくて、条文はなくとも議員活動、政治倫理、政策実現など、取り組まなければなりません。政治倫理条例は、本町におきましてはあいまいな条文も多いことから、三芳町議会政治倫理条例を参考にしながら、できるだけ早期に上程できるよう議員各位と協議をいたしてまいりたいと存じます。

また、議会執務環境改善につきましては、24年度から取り入れていただきますよう、議長に提案を申し上げます。

以上、簡単でございますが、三芳町議会の研修の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） それでは、文教厚生常任委員会の研修報告をいたします。

去る10月26日、埼玉県川越市にあります川越資源化センターを視察してまいりました。この施設は平成22年4月に稼働したばかりで、最新設備機器を備えた美しい施設でございました。この施設の特徴は、流動床式ガス化溶融方式を採用しておりまして、可燃ごみエネルギーを利用して経済的な溶融処理ができ、さらに余熱を利用して蒸気タービン発電機の4,000キロワットの発電を行っているということでした。また、高温で処理し、排ガス量も少なく、ダイオキシン類を含めた有害物質の排出も少なく、リサイクルに適した鉄、アルミスラグが回収でき、スラグは道路のアスファルトの材料としても使用しているということです。再資源化されていることで周辺環境にも十分配慮され、将来にわたり持続可能な循環型社会を構築するための拠点となっております。

現在、本町も菊池環境組合で可燃ごみ処理施設の用地と機種選定の検討が進められている中で、大変意義のある視察ができたのかなと思っております。

これで研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長小林久美子君。

○産業建設常任委員長（小林久美子君） 研修報告を行います。

10月26日午後には有限会社中井農産センター、埼玉県吉川市を訪問し、6次産業化の推進を目的に研修を行いました。中井農産センターは、有機肥料栽培の減農薬栽培に着手されており、自家栽培米100%の米粉でいろいろなオリジナル商品を自分たちでつくって販売しているところでした。未来の農業とは、生産から消費者の口に入るまでを農業としての責任ととらえ、栽培技術の向上、安全性を追求されていました。

中井農産センターは、農業の形態を一つの企業としてとらえ、経営や運営を考えて、社員雇用による後継者の確保、農家として土地を守り、農業と企業を融合させた全く新しい形態——農と企業と書いて農企業ですね。農企業を創設することを信条とされていました。研修で強調された代表者の方は、各自治体で農業を守る施策をどう展開していくのか、後継者を育てる地産地消の形態をどうつくっていくのかということがとても大事ではないかというお話でした。その中から、農業を守りながら、農商工連携につなげていくということですが、ここでは米粉を中心とした商品については売れるようになればみんなが自然とついてくる、それまでの努力もかなりあると思いますが、このような体験の中から話をさせていただきました。農業については、目先のことしか今考えていないが、10年後、15年後を見据えた農林振興ビジョンが必要ではないかと熱く語られました。

同僚の議員からも、肥料や資材についての質問や商品化についてのアドバイスはどのように受けているのか、農家の後継者についてなどの質問が出され、活発な意見交換ができました。

地元の雇用については、非農家の方を加工生産部門で23名受け入れているということでした。

た。農地を守り、地元の雇用も大切にしながら、商品の売り上げも順調にしているところを研修することができました。

残念ながら、工場の中身とか、そういうのは見ることはできなかつたんですが、今農業をめぐる情勢はTPP問題など、厳しい時期に入っていますが、今後この研修を生かして、この菊陽町でどんなふう発展させていくか、このことをまた皆さんと努力をしていきたいと思えます。

これで産業建設委員会の研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

ご苦勞でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午後1時29分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成23年12月8日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議事日程(2日目)

(平成23年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成23年12月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君 |
|-----|-------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |                |       |
|-------------------|-------|----------------|-------|
| 町長                | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長               | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 水上孝親君 |
| 総務部長              | 吉岡典次君 | 福祉生活部長         | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長            | 松本東亞君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 阪本修一君 |
| 総務課長              | 平野誠也君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長              | 實取初雄君 | 税務課長           | 阪本浩徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長     | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長           | 村田節子君 | 介護保険課長         | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長            | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 堀川正信君 | 農政課長           | 荒木一雄君 |
| 建設課長              | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 坂本恭一君 |
| 下水道課長             | 今村敬士君 | 商工振興課長         | 吉川義則君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 図書館長           | 堀行徳君  |
| 学務課長              | 松本洋昭君 | 中央公民館長         | 矢野陽子君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知をお願いします。

なお、今回も質問回数制限の撤廃と執行部からの反問権の付与を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

一般質問の順序が決定していますので、報告します。

1番渡邊裕之君、2番吉本孝寿君、3番梅田清明君、4番甲斐榮治君、5番佐藤竜巳君、6番吉山哲也君、7番小林久美子君、8番芝和長君の順となっています。

なお、今回は2日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いします。

質問される方に念のために申し上げます。通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしく願いをいたします。

傍聴者の方に申し上げます。

本日はご多用の中に傍聴においでいただきありがとうございます。

会議中は、私語や拍手などはされないようお願いいたします。

それでは、渡邊裕之君、一般質問を許します。

○5番（渡邊裕之君） 改めまして、おはようございます。

傍聴人の皆様には、お足元の悪い中、傍聴いただきましてありがとうございます。先日の開会の際に中断をいたしまして、そのときの傍聴の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、時として議事の中断っていうのはあるのが議会でございますので、どうかご理解いただきまして、今後はそのようなときの説明っていうものは事務局からきちっとさせるように、今後議運の中でもそういったときの対応は図ってまいるよう委員長にも提案してまいりますので、どうぞご了承いただきたいと思います。

つい先週の27日、大阪府、大阪市のダブル選挙で橋下新大阪市長率います大阪維新の会が圧勝をいたしました。片や平松市長、また池田市の元市長さんには、自民、民主、そして共産党、全部指示ではありますが既成政党が皆一緒になって既得権を守るかのような体制で橋下つぶしということで、これにマスコミも入りまして、本当に文春や新潮といった媒体はじめマスコミは、橋下氏の個人的なもの、そして父親に対しての、本当にこれがマスコミか、これが報道か、ジャーナリズムかと思われるような個人攻撃をしてまでつぶそうとしている。いかに今

の日本の政治、マスコミ、権力、腐っているかっていうのを象徴する選挙でありました。にもかかわらず、圧倒的勝利で大阪維新の会の松井知事、そして新市長の誕生っていうのは、今の閉塞の政治やこういった流れに国民の怒りというものを府民の皆さん、市民の皆さんがかかわって1票を投じていただいたものと思います。

それと、やはり私も民主党に所属しておりましたが、我々はしがらみのない政権政党ということで私も12年所属しながら一生懸命訴えてまいりました。現在のマニフェストもそうです。ところが、いざ政権をとってみますと、官僚の言いなり、労働組合の言いなり、何ひとつ進まない。私は政権交代前に離党いたしましたんで大きな顔して言えますけども、やはりそれでも自民党の支持率も上がらない。自民党は、今民主党が何か悪いから領土問題やさまざまな問題が悪いように言いますが、これまでの六十数年にわたる自民党一党政治のツケが今来ているんでありまして、そこは自民党にもしっかりと理解をしていただかないから、こういういたらくな自民党も支持になっておるんです。民主党もそうです。今まで言ったことっていうのは、もう野党になって言えませんから、これはやはり地方からうねりを上げるしかない。そのあらわれが大阪であり、大阪とともに第三勢力をつくろうという一つの勢力のあらわれかと思っておりますので、我々も実は熊本、ある県議と志ある自治体議員と交流会を含めまして、二番せんじじゃございません。こういう話はもうずっとしておりましたが、やはり熊本は熊本なり、そういう行動を起こそうということで今動きを始めております。どうか皆様もそういう思いで、今までの流れと変わる、変えていく、変わることを恐れず、変えることを怠らない、そんな議会に、政治にしていってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと前置きが長くなりましたが、本日は2項目について通告に従って質問いたします。

9月議会で一般質問いたしまして、もうこの質問はしないということでしたけども、なかなか事はそんなにすんなりと動かないものでありまして、質問事項に書いておりますとおり給食費未納問題についての確認ということで、先日学務課長とも少しお話をしました。条例の上程を準備をするということで担当の課の職員の皆様にもお世話になりながら、予定でございましたけども、これは敵対的な条例をつくるという思いはございませんでしたのでお話し合いをしまして、今回は取り下げて、もっと民主的にこの問題を解決していこうということで、今回はそういった意味で今、教育委員会、学務課の方で考えてらっしゃる方法をお尋ねをしたいと思います。

2点目は、教科書選定の過程と、この内容の記述、この今回の教科書選定が正しかったのかどうかも含めて全般的なお話ししたいと思います。これは9月議会で一般質問する予定でありました。ご案内のとおり、教科書議連を県下で200名の市町議員が集まりまして立ち上げました。本議会よりも10名の皆様がこれに賛同をいただいております。教育長にもその旨の要望書を提出いたしました。そのときはもうほぼ既に決まっておりましたんで、我々の活動が遅かったかなと思いますが、決まったものを取り下げると、この教科書云々というつもりはありませんが、その後において多様な考え方、そして教育基本法にうたわれておりますような立派な日

本人をつくるための教育というものに関して議論をさせていただきたいと思います。

それでは、質問席より質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、冒頭申し上げましたけども、公会計を目指して条例制定ということでしたんですが、今回上程のぎりぎりのところで学務課長とお話をいたしました。お話の中で、PTAとかいろんな方々と一緒に特別な委員会を設置して、私会計は継続しながら未納への督促等を行うというような組織を検討されているというようなことでございましたので、それについてどのような組織をいつごろまでに設立して活動をされるというような、今はまだどこまで進んでいるか分かりませんので、検討段階で結構でございますので、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） おはようございます。

ただいまお話に出ました学務課長松本です。よろしく申し上げます。

この問題につきましては、皆様新しくなられた議員さんもおられるかと思っておりますので、この場をかりまして今まで若干のご説明をさせていただきたいと思っております。

給食費の未納問題につきましては、前回の9月議会で渡邊議員が一般質問をされました。過去、芝議員、また坂本議員などからも公会計について未納者への法的措置について質問され、答弁をしてくれております。給食の会計につきましては、給食センター方式の自治体は、複数の学校給食を取り扱う関係がありますので各学校で私会計により処理することが難しいということで、自治体の一般会計あるいは特別会計で歳入歳出されているところもございます。本町は、単独調理校方式ということで、各学校で給食室を持って給食をつくって、その学校で提供していくという状況を8校とも全学校やっております。単独調理校方式をとっております。

給食費徴収につきましては、各学校の私会計によりまして口座振替やPTAによる集金といった方法で徴収をしている状況にあります。また、小・中学校のPTA会長、学校長、教育委員会の職員などで組織されました菊陽町学校・保育園給食委員会において主要の食材、これの調達先や選定を行われております。また、給食費の検討等につきましても、その委員の中の栄養教諭とか、栄養職員の方が検討された結果を報告されているという状況にあります。

その結果を提案されている組織でございますが、そしてその給食費の決定としまして、単価の決定でございますが、このあたりにつきましては各小学校のPTAで——単独のPTAですね、各学校でその提案された単価なりいろいろなものについては検討されて各学校で決定されているという状況があります。ただ、結果としまして、町の中学校2校と小学校の6校、これにつきましては同じ中学校は中学校の単価、小学校は小学校の単価ということで同一の単価に今現在はなっているという状況にあります。教育委員会では、給食費を設定している状況にないことから、私会計としているところでございます。

未納者への取り組みとしましては、各学校において、校長先生、教頭先生、学級担任、学校

事務職員、それからPTAにより、電話、文書による督促、保護者との面談、それから家庭訪問による督促、加えて学校だより、給食だより、PTA会議などで周知を図って進められている状況でございます。また、教育委員会でその辺の対応としましてできる部分として、生活困窮者で給食費を払うことができない方、また就学援助制度により給食費を補助し……

(5番渡邊裕之君「質問にすみません、教えてください。前段は分かってます」の声あり)

はい。もう少しお願いしたいと思います。

(5番渡邊裕之君「就学、その援助とかはもう必要ないです。払えない方に関してはもちろん思いは一緒ですから」の声あり)

はい。そしたら、未納額について、そこからお話しさせていただきたいと思います。前年度に比べまして、21年度、22年度の決算が出ておりますので、そのあたりが前提になろうかと思っておりますので、前年度に比べるとかなり未納額が減少してきております。22年度での締めめの決算でございますが、給食費の総額1億6,626万円のうち未納は0.27%という状況でございます。そういう状況で、全国の平均が0.5%に比べますと若干低くなってきているという状況にございまして、前年度から比べましても未納額がかなり減ってきております。そういう状況であります。

そういうところでございますが、やはり議員おっしゃられるように過去給食費の未納問題につきまして質問された議員の皆様もありましたように、悪質な未納者、例えば経済的に払えるのに払えないと、そういうような保護者を未納のまま放置するという事は許されないというご意見が非常に多ございます。また、小学校6年間の未払いの保護者がいたと、そういう事実もあったということでございます。このようなことから、教育委員会といたしまして未納者対策としましては、まずPTAの役員、また学校と話し合う場を設けまして、意見交換、協議などしながら、ほかの自治体の先進地が若干ございます。どこもがやっているというものじゃございませんが、そういう先進地等の自治体の取り組み状況を調査、検証しまして、現在未納がない学校も本町ではございますので、そういう中で菊陽町のいい部分は残しながら、町内すべての学校にとってよりよい対策ができないか、未納者対策を進めてまいりたいというふうに考えております。いつまでに設置するかについては、今後そのPTA等のご意見の会、それからまた交換、協議を進める段階の中でPTAの役員、学校、教育委員会などで組織されたもので、その中の状況に応じてやはりできることをまずしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) もう今後は前段は結構でございますので、私の質問には法的な答えとか結構でございます。時間がとられますので質問にだけ答えて、私の方、ちゃんと調べておりますので、ほかの議員さん等々あるかもしれませんが、簡潔にお願いしたいと思います。

結局、お答えになったのは最後の部分で、全くどの組織をいつ設立してどうするかという

のも全く未定ということですのでよろしいですか。どのぐらい考えて、いわゆるやはりこの設置者である責任っていうことは、行政であり教育委員会っていうことは、ここは共有できると思えますんで、その部分で今の私会計の中で解決を図ろうという一步を踏み出したということで、これはもう大変今までに比べたら一步前進ということでいいかなと思いますけども、ただ最低でも24年度から開始するための準備をやるのかなんとか、これは全く未定で、じゃあいつから協議をするのか。PTAの役員も4月からまた代わってまいりますんで、どのようなお考えかっていうだけでも結構ですので、お答えください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、先進地等、これはまだ今の段階で私、教育委員会としてはそれなりに調べておるんですが、まだPTAさんとの会議がまだ諮っておりませんので、その辺がなかなか言いづらいところがございますが、組織等考えられる部分としましては先進地等を見ますと、教育委員会であったり、PTA、学校長というのがございますが、そのみんなで組織を任意団体を作成、つくられまして、その組織の会長さん名で極論ですが支払い督促関係へ打って出るという手法をとられている部分もございます。ただ、そういうところにつきましても、なかなか公会計というのはさすがにやはり全体の徴収率を下げちゃったりとか、そういう目的関係でのどうかという部分があるものですから、ただ支払い督促関係についてとか、今その未払いの方に対する手法的にはそういった先進地の一番いいところですね。一番菊陽町に合う形でやっぱり取り組んでいきたいと。

それから、会議についてなんですが、今後、先日たしか町のPTA会が行われたということは聞いております。そういう中で、何らか教育委員会に対してうちの方もそういうふうな会議を持ちたいという気持ちは持っておりますので、町PTAの方からそういった要望を何か出すというようなもちょっとお聞きしております。そういうことで恐らく各単Pですね。今、町Pの話になっとるみたいですので、各単Pでの会議を持たれた後の結果として恐らく来年にその辺の要望が出てくるんじゃないかなと考えておりますので、その辺を見まして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今日はそれに触れまいと思ったんですが、私もその町PTA代表者会に出しておりまして、会長の承認なく一単Pの会長が文書をつくられて、教育長にも話を通しているからあとはみんなが合意すればこれが出せると言ったから、私はこれはその会長さんに、あなたがつくったんですかというふうにお尋ねしました。なぜなら、課長と一度そういう話をしているからです。本来であれば行政がそういう組織をつくってPTAや地域の代表者の皆さんを入れて組織をしなければならぬのに、これは前の議員さんの北山さんもいらっしゃいましたけど、PTAがこういう要望をお願いするというのはおかしいというような話を彼もしておりましたし、私は何かひょっとしたらそういうふうにしむけたのかなというふうな思いまでしま

した。それはなぜかという、前の保育園の民営化のときも、非常にこの年度が替わるときに突然何人かの会長さんがその方針に反対と、それまでの中で一切ないのに私が町の代表者をかわった途端そういう動きがありましたから、そういうような思わざるを得ない過去の例もありますから、私はこの問題、しかも永吉会長もこの件は当日までご存じなかったんです。本来の組織であれば、こういうような方向はどうだっという事で少なくとも会長、副会長で話をし、教育長とお会いになるなり何なりでこういう方向で考えているというなら別ですけども、唐突に出て、今出すか出さないかも、PTAはもちろん学校の先生方も入りますんで、校長先生にも話が通ってないということで、その議論は打ち切りになって一応持ち帰るという話になりましたけども、そういう僕は9月からの動きの中でPTAにお願いをされたからつくるというような逃げ腰で組織をやっても何もならんわけですよ。やはりこの問題を解決しようという設置者としての責任を果たさない限りは、やはり公会計で進まなければならないかなど。これは、議員とも話しておりましたが、やはり強い思いもあります。ただ、その中である学校の方は、手集めで100%だから公会計にすると税金で補てんする、そんな税金、私は払いたくない。私はPTAで自分たちの単Pの会長、代表でもありますけども、町全体の子どもたちのことを考えなきゃいけないんです。自分の家さえよければ隣の家がどうでもいいということでは、やはりこれは共助の精神からしておかしいと、ちょっと僕はこの意見を聞いて唖然としました。何か公会計に対して妙に反対をされるような方が会長さんが多かったんで、ちょっと私はそういうふうなものも3つ含めて疑わざるを得ないというような思いをして今日参りました。それはいいです。

まだ、組織もどういう形か決まっていない、来年度から進めるかどうか分からない中で、私は3月議会で上程しようと思っておりましたが、いずれにしても条例案はご覧になったと思いますが、条例が可決したところで施行規則等をつくってからしかこの条例の機能を果たせないということで、そういうような案をちょっとつくってみましたけども、ですからそういうような中で言うならば、やはり直接請求できちっと話をしながらやっていきたいと思っておりますし、やはりPTAの私も代表しておりますが、どうしても主観が入ります。議員でもありますから、これを私の中学校のこれが総意かということそれでもありません。ですから、まずじゃあ組織の前にPTAの代表だけではなくて、手集めにされているところはそれがいいっておっしゃるかもしれんし、逆に早く引き落としにしてくれというようなことを言っているということも聞きます。私は外側におりますんで分かりませんので、まずはそこを諮りましょう。私会計と公会計、そして手集め、口座振替等々を含めてどのような方法がいいかということで、全保護者の意識調査をした上で、それを題材にして協議会で諮っていく、これはできますか。お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） まず、前段のことで1つお話をしておきたいと思いますが、私の方から要請をしたことはありませんし、私にその書類を出すという、そういったことを話し合おうと

いう、そんな会長さんのお話がありました。だから、教育委員会が出せとか出さんとか、そんな話はしてません。それははっきりしておきたいと思います。私にはお話がありました。どんなお話があったかという、いきなり公会計という形で議会で出たという状況だが、それについては私たちがやっぱり今お金を集めている状況の中でみんなともう少し話し合いたい。しかも、行政も何かできる状況があればやっぱり支援をしていくべきだと。だから、それならばPTAの方と話をしていこうじゃないかというようなお話があったんです。だから、それはそういう形でやりましょうということで、委員会をいつつくとかっていうような話についても、今後は町Pの組織を通してその辺の話はしていきたいと思っています。ですから、うちからこういうことあったから会長たちにどうのこうのというようなことはもう一切ありませんので、そのことは誤解のないようにしておいていただきたいと思います。したがって、今のよう議員さんのお話でもありましたように、私たちも十分委員会の中で少し練っていきますが、PTAの中でもそういうお話ができてなかったら話をしようというなのが私のお話にあった第一歩であります。PTAの中でも話ができとらんで、それは何かってというような話でありましたから、私たちもまだ勉強するべきことがたくさんありますし、PTAの方々もいろんな思いがあるでしょうから、それについてはやりましょうということですから、今後PTAの組織を通してまずは話をしていきたいと思っております。

(5番渡邊裕之君「アンケートの件はいかがですか」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 教育長。

○教育長(赤峰洋次君) アンケートについては、その必要があればとりたいと思いますし、どういった中身になるか、その辺のことについても少し検討したいと思います。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) 疑うつもりはありません。たまたまタイミングとして課長とお話をした後、同じような組織の上程と言えるものではありませんでしたけども案内がありましたし、教育長には話を通してから出すだけだというようなお話でしたから、こういう質問をいたしました。行き過ぎた表現につきましてはおわびいたします。

では、アンケートについては、ぜひ私も公会計に導くようなミスリードするような、ミスリードじゃないですね。リードするような内容ってのは考えておりません。現実には手集めをして100%、この菊陽中校区は皆100%でございます。ご迷惑をおかけしているのは私どもの校区でございますので、ぜひそういったバランスをとるために全保護者対象にぜひ意識調査を行っていただきたい。その上で、私会計で今のままで進むというなら私はお受けいたします。ただ、結果でやはり町が責任を持ってやってほしいということであれば、ぜひそこは来年、再来年の話じゃないとしても、公会計に向けてのぜひ教育委員会も検討していただくようお願いいたします。

それでは、その中で私会計の中で委員会をつくって、教育長がそのトップに立たれるかどうか分かりませんが、支払い督促等を含めてというようなお話でございますが、であれば今の段

階でも支払い督促等々は組織ができなくてもできると、教育長もそのような前回の答弁でございましたが、今大分0.何%、額でいうと100万円どれだけというふうな情報は聞いておりません。町全体で大体半分、ああそうですか。じゃあ、おっしゃっていただければ。半分で、そりゃ年度でしょう。

(「年度です」の声あり)

はい。その前からのもありますんで、法的に許される部分での督促も、まず数字を全部把握していただいて、まずそこまでの活動、取り組まれるおつもりはございますでしょうか。

○議長(大塚 昇君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) ただいまのご質問でございますが、それにつきましては各学校で今現在、ここで今述べましたように学校職員の方でほとんど管理をしておると思います。そこで、その引き継ぎ、データの引き継ぎなりをされてまとめられている、その年度にまとめていただいておりますという状況かと思えます。ただ、そこら辺もまだ各学校で、またそのやり方も違うし、担当職員も違うようでございますので、そのあたりは今後のどういうふうなシステムで報告をいただいて、どういう方をそういう形で選択して支払い督促へ持っていくのか、これもあわせてやっぱりそこら辺から今PTAとのお話をしながら固めていかんと無理じゃないかなというふうに考えております。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) ということは、今支払いの督促は可能であるが、組織がつかないとやらないということですか。要するに、僕はこれいろいろ読みますと2年という時効であったり、5年であったり、ないであったりいろいろありますから法的なことは詳しく分かりませんが、そういう時効があるとして、やはりこの3月を過ぎればまたそれは終わるわけでありませぬ。その間何もなさらないで、組織が立ち上がるまで悠長に待つおつもりなのか、少しずつでもその組織ができ上がる前に、もちろん学校のそれぞれの学校ですから、そこと一緒に支払い督促なり督促をしてそれでも応じない場合はというところまでなさるのかどうかなんです。いかがでしょうか。

○議長(大塚 昇君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) ちょっと質問順番が3番に入ってるのかなと思いますが、今のお話は先に述べましたように基本は単独で教育委員会がそこへ持ち込むということ自体は避けたいとは思っております。ただ、以前から教育長の方が申されておりましたようにそれは可能であると、そういう手続をとるのはですね。ですが、各その学校、PTAとの一つ一つの協議の中でどういう形でどういう方をそういうふうにしていくのか。それについては、じゃあ持っていくに当たって、その筆頭の訴える債権者がありませんが、その代表者をだれにするのか、そのあたりを教育長、その任意で立ち上げた会となれば、その会長名として、要は単年では終わらないと思うんですね、訴えた場合。そういう部分で引き継ぎができるような、例えば学校であればなかなか校長先生であれば異動をしたり、また教職員であっても異動をしていきます

し、PTAの方も交代していきますので、1年単位とかですね。そういう流れでいけば、これは私の今の考えなんですが一番ベストなのは、そういう組織の会長をつかって、その肩書が変わらない、例えば教育長が会長であれば教育長名で訴えをしていくと。任意団体ではございますが、そうすればそういう組織、教育委員会の中での取り組みも存続できるのかなというふうには考えておりますが、ただすぐそれをするかといいますと、各PTAとの打ち合わせの中でどういう形でそれを本当にそれでしていいのか、そういう検討というのは今後していっての取り組みというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） もう時間もございませんので、早急にそのような要望は多分1月中には出ると思います、PTAからも。これに関しては私反対ではございませんが、できますならば教育委員会主体が中心となってPTAやほかの団体を入れて、要するに町がPTAが要望したからつくったというような、要望書はそれで結構ですよ。ただ、責任は教育長が長になれるんだったら、きちっとここはやっていただきたいと思います。時間ございませんので、次へ送ります。

私会計と公会計の違いでいいますと、税金投入するかどうかの話になってきます。町が全部、未納があった場合には町が請求するというので、給食は最初の計画どおりどの学校も、ある学校はデザートがなかったとかという、本当に同じ町で同じだけの給食費を払ってるのにそんな学校もあるんですね。ですから、そういうことがないようにというのがまず同僚議員も質問された出発点だと思います。そこで、私会計のままやるとどうしても年度をまたいでしまう。要するに取り立てがですね。その収入したお金の処理方法がどうなるかは決まってない。もう過去に戻せないから、子どもたちに10円ずつ渡したって、これはいかんわけですよ。できるなら、その年度で子どもたちがどの学校に通おうと同じものを払った分食べられる、払ってないご家庭は後でいただく。そういうふうにはできない問題があるんですね。だから、公会計公会計言ってるんですけども、その辺はどうですか。やはり私会計で取り立てても、年度内の未収入っていうのは解決しませんですよ。その辺はどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お答えしたいと思います。

まず、支払い督促等については、先般の9月の議会で設置者が町でありますから、教育委員会、教育長の名前を入れる分については差し支えないだろうと思うんですが、これは裁判所とか、簡易裁判所での支払い督促を受け付けるというふうな状況になりますので、裁判所の方のお話を少し聞きましたら、金の流れ、今金を集めてるのはどこかと、金握っているのはどこかと。その人が支払いがないから請求をするという形であればそういった受け付けはできるだろうというふうなことなんですね。そうすると、今は私会計でやっていますから、学校長の口座等に入っていき状況が多いわけですから、学校長の方で支払い督促をやろうという形があれ

ば、審査もそれほどこういう状況でいうふうなのが出てきますんで、その辺でのことができると思うんで、いきなり町で今できる状況はないのかなと思います。確かに議員がおっしゃるように不公平感や否めない状況がございますが、今現在はPTAの方でそういった集金等を集めていただいています。したがって、その辺の努力についてはうちもいろんな形でのそういった今後の取り組みについては努力をしてみたいと思いますが、現在は今年度、特に今年度については今すぐうちでやれるという状況はありませんので、今やっている状況に精いっぱい努力をしていただくというふうなことでないといけないんじゃないかなと思っています。

○議長（大塚 昇君） 渡邊君に申し上げますけど、今②でしょう。

（5番渡邊裕之君「はい」の声あり）

各丸ごとに質問回数が以前は3回でしたのを撤回する試行ですので、各②なら②、次は③というふうに行って、通告していただきたいと思います。

（5番渡邊裕之君「分かりました」の声あり）

でないと、こちらの整理がちょっとつきませんので試行的ではありますがありますけれども……

（5番渡邊裕之君「すべて関連してきますんで一緒にしたところはすいません」の声あり）

よろしくをお願いします。

○5番（渡邊裕之君） ちょっと次の質問に行きたいんで、ご提案だけしときます。やっぱ年度がまたがります。私会計でどうしてもやるというんなら、24年度から始めるとして24年度最後がまたそういうふうになんて数十万円出てくる可能性もありますですね。ぜひ1回目だけは、これから予算編成をされるでしょうけども、何らかの予備費でこれぐらいだろうというお金をまず税金で取っといういただいて、もし投入できるなら、どういう名目か僕も財政のあれ分かりませんが、それをその後公会計になってくるんですが後で補てんをしていく。翌年補てんするというので、もし私会計で可能であればそういう方法で解決、徐々に徐々に0.27が0.01になるぐらいまでやっていければなと思います。今後の検討課題かと思います。ぜひお願いしたいと思いますし、まず債権の相手方、裁判所まで行ってということでお話をされました。債務不在、不存在確認訴訟が起こった場合どうするかと。そもそもこれ債権ではないじゃないかというような訴えが起こった場合どうするかというものと、債権を明確にするために年度の初めに長の確認書みたいなものをとるということも私会計でされるなら、ぜひご検討いただきたいと思います。

それと、総務省と自治労の中で、総務省は学校給食費を私費として取り扱うこと、校長が徴収し監視することは差し支えないとしているがと——これ旧文部省ですね、私費を職務上扱うという点で職務専念義務違反するという前提にこれは言っていない。これは地方公共団体の財務規則を理解した上で言っているとは思えない。地方公共団体が実施するのであれば、我々は当然——これは総務省ですね、当然歳入歳出予算に計上するべきと判断すると。仮に校長が実

費弁償して集めているとしても払わない保護者がいるとすると常に債務不履行が生じているわけで、債権債務が全くあいまいという点からも一定の整理をすべきだろうと。これ同じようなことを東京弁護士会の副会長さんもおっしゃっております。公会計のシステム、どれぐらいかかるか、これ最後にお尋ねしますが、こうこうことで国の流れも変わってくるかと思っておりますので、ぜひ研究は進めていただきたいと思います、検討は進めていただきたいと思います。

そこで、この件の最後でございますが、公会計によるシステム人事、かなりのシステムのお金ですが、それに携わる人件費等かかると思いますが、時間と予算、概算で結構でございますので、どのくらいと見積もられておられるのか、最後にこの件のお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

今、この質問を受けまして調査をした状況でございます。もともとこの公会計を想定してなかったということはよろしく申し上げます。システムにつきましては、公会計化するために菊陽町の一般会計あるいは特別会計という部分で歳入歳出をするという状況になりますので、当然今町で使っております財務会計システムの改修、またはそれ以外のシステムを導入する必要がございます。加えて、給食費の請求、それから収納、滞納を管理するための、今は各学校でされておりますが、この収納管理システム、これも新たに必要になります。そういうことで費用につきましては、今申しましたように概算でございますが2,000万円程度かかるんじゃないかというふうに思われます。それから、システムの開発には期間的なものとして約半年程度はかかるだろうというところでございます。それから、人的なものですが、担当の職員を配置する必要が出てくるということで想定しております。

以上です。

（5番渡邊裕之君「それは1人、人件費は。まだ分らん。そのま  
まどうぞ、すいません」の声あり）

これにつきましては、今後担当の教育委員会ばかりでいいのか、そのあたりも含めての人員は出てこようかと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私も今後も公会計と私会計についてはやっております。必要とあればやはり議員発議も、そして直接請求も辞さない。3月に上程というふうな思いでありましたけど、まだまだおっしゃるように私もPTAの中でご理解いただいてない部分というのありますんで、4月にまたかわります。かわった役員の皆さんにもお話しせにやいかんし、何といたっても一般の保護者の皆さんもこのことは余りご存じないと思っておりますんで、そこは私もPTAの立場として議員の立場としてももちろん協力しますし、同じ方向に進みたいと思っておりますんで、よろしくお尋ねをいたします。

それでは、残り20分、教科書選定の過程についてお尋ねをいたします。

教育基本法及び学校教育改正、まず学習指導要領の全面改訂で新しい教科図書というのがこ

うやってされて、この中で、教科書は公共の精神を尊び、国家、社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人を育成するため、豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重と、我が国と郷土を愛することなど、教育基本の目的と一致するような教科書ということで教科書の選定が行われております。今回はもう教科書が決まっております。ですから、まずお尋ねをしたいのは、郡市で共同でされるということで県の方針の方も見ておりますので、細かいことは結構でございますので、例えばどのような委員会で教科書の専門の先生がいらっしゃるということで大まかな概要で結構でございますので、その過程のプロセス、教科書選定のプロセスのご説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 細かいことはいいということなんで大まかにでよろしいでしょうか。

（5番渡邊裕之君「はい、大まかにですいません」の声あり）

はい。ご存じのように教科書の選定については、地教行法第23条の中に教育委員会の職務権限っていうのがあります。その中の19項目の中の一項目に教科書についてということがありますから、そのことが基本でありますし、もう一つはご存じのように教科書無償の法律がございます。それが大もとになった形であります。したがって、教育委員会がこの選定をなさうというふうなことでありますから、文科省から来るのは図書目録、検定をこういった形で今年はやりました、こういった目録をということで、これは義務の小・中学校、あるいは県立の高等学校、あるいは私立等も同じでございます。

そういった中で、菊池郡市、今4市町ございますが、1つは菊池地区教科書採択協議会というふうなのを立ち上げます。それは大体4月の下旬ごろに組織をします。それは教育長4人が協議会のメンバーということになります。それと、その後、その協議会から諮問をいたします選定委員会というふうなのを立ち上げます。選定委員会は大体5月の末ぐらいでしょうか。そのころに立ち上げをしますし、構成メンバーは大体12名、今年は12名であります。校長の代表、あるいは学識経験者、あるいは保護者の代表、議員もご存じのようにPTAの中から出ていくという状況の中で選定委員が選ばれます。さらに、選定委員会が教科書研究委員会というふうなのを一応組織します。9部会ございますけど、中学校の場合9教科でございますから9部会立ち上げまして、その研究委員を各教育委員会の推薦であったり、教育事務所等の指導等ももらいながら、一応研究委員の委嘱をされます。

いずれにしても、選定委員会の委員と教科書研究委員会の委員は採択協議会の承認を得ると、こういう方でいいですかという、そういった承認を得てスタートになるということで、研究委員の決まるのが6月の中旬ぐらいですから、したがって委嘱状等を渡しますと6月の中旬から7月の下旬にかけて一応教科等、主に教科書研究委員会のメンバーが一応教科書検定の受けたものを、それぞれ大体4社から7社、多いところは7社、8社ありますが、そういったものをすべて読みながら、一応流れとしては研究委員会の部会でまとめたものをそれぞれ選定委員会に上げ、選定委員会の報告を協議会で受け、協議会で決定をするという流れであり

まして、協議会で決定をしましたら、あと各市町の教育委員会を開きます。教育委員会で承認を得たら、そのことを県に報告という形で、議員もご存じのように8月31日までにそういった事務を終えるという手続でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私がお尋ねをしたいのは、研究部会ですね、9つの部会があって研究の。その推薦というのは現場の先生方になるんですかね。

（教育長赤峰洋次君「そうです」の声あり）

はい。こういう方は、今4社から7社っていうことで大体7社あるのかなと、今教科書はですね。4社ということで、今回歴史と公民だけに限って質問をいたしておりますが、そういう中で4社、これ歴史と公民はこの4になるのか、7になるのかお分かりになりますか。

（教育長赤峰洋次君「7です」の声あり）

7ですね、はい。9部会のその先生方についてお尋ねをいたします。やはり今回我々も議連として活動しておりましたら、政治的介入だとか、逆に韓国から育鵬社や自由社を使うなみたいな、こんなことを県の教育委員会に来たり、干渉ですよ。そういうところには抗議せずに、我々が先ほど言いました教育基本法のこの教育の目標ですね。第2条の第5章、伝統と文化を云々と、こういうものに照らした立派な教科書をとっている団体に対して政治介入だとか何とかとか、今、山本教育長も言われておりますけども、そういう部分でこの携わる先生方に思想的に、はっきり言います、日教組の先生方、いらっしゃいますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 日教組がいるかいないかはお答えできませんが、組合は認められたものがありますから、そういった先生が入っても別段問題はないと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） もちろん合法的な組織っていうのは私も分かっております。そんな先生が非合法的な組織に入っていっちゃったら私どもは教育を受ける拒否をしなければなりません。なぜそれを言ったかというのは、あとのこの次の記述の内容で適正かというところで言っておりますが、これは北教祖と都教祖の、東京都教祖と北海道教祖の例ですが、もうご存じかと思えます。竹島に対して何て言っているか。東京都の職員は、この中学校のこの夏の採択に当たり教員向け教科書を比較検討した資料の中で、日本固有の領土である竹島について日本領と言える歴史的な根拠はないという日本政府の見解を否定していることが分かったと——これは新聞の一部ですけど、公教育の現場で誤った領土認識が教えられている疑いがあると。北教祖も、これは多分組合の中の論文、アジアとつながる平和教育って書かれてる中で、竹島、独島——独島っていうのは我が竹島を韓国読みした名前でございます、ご存じと思いますが——問題をめぐって日韓歴史的な大きな違いを見せつけられた。日本では領土としてとらえられているものを韓国では独島が日本による植民地化の過程で占領されたことから、戦略植民地支配の問題

ととられているのです。つまり、文科省が中学校歴史解説書に竹島の領有権を明記したことは、韓国にとっては侵略植民地を日本が正当化する不当きわまりないものになるのです。歴史的事実を冷静にひもとけば、韓国の主張が事実ののっついていることは明らかなだけに、事は極めて重大なのです。これは、同じ組織の先生方がこういうことを言ってんです。こういう先生が、竹島だけではなくて、公民の自衛隊の評価もそうです。外国人参政権の問題もそうです。こういうことに意見をされたら、それこそさっき僕が言いましたけど、ミスリードされてしまう。国家に対する一つのこの思い、先ほど国と郷土を愛する、そういう日本人を育てるのにそういう記述も少ない。そして、教える先生もそういう思想であった場合には、やはり違った方向に行くのではないかと思います。教育長、その点の危険性はどうお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 歴史についてもいろんな見方、考え方があってありまして、歴史学者でもいろいろ違うじゃないですか。北海道のお話しされましたけど、菊池にはそれはありません。組合的などうのこうのとか、教科書については全くありません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これ県の高教祖が同じような発言をしたということで、私の友人が直接尋ねました。もちろん否定はされました。学者がどう言おうが、それは左翼から右翼までいますんで、それぞれ違います。政府見解です。竹島が日本の領土だっていうことはお認めになるんですね。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） そりゃ私がここでこうだということを言うことが必要ですか。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） いや、私は政府見解について違うということを言っている団体のことを言ったんです。だから、学者というふうにおっしゃったから、そこは同じ考えなのかどうか。そういうのは、これは溝口議員の質問に県の教育長答えておられますが、明確に答えられていますよ、ちゃんと。

○議長（大塚 昇君） 渡邊君に申し上げます。関連質問は慎んでください。

（5番渡邊裕之君「関連、どこがですか」の声あり）

教育長に言った言葉はちょっと質問じゃないですね。

○5番（渡邊裕之君） それは教育長がどう思っただけです。失礼いたしました。ただ、県の山本教育長は、県はこの後質問いたしますが、中高一貫校で副読本としてこれは使われるという方向でございますが、きちっと領土についても固有の領土でありと、また尖閣についてはまず領土問題も存在しないと、きちっと政府の方針を踏まえて答弁をされております。そこでお尋ねしたまでです。

あと10分しかございませんので、記述の内容については教科書によって細かく違います。ただ、やっぱり自衛官に関しても自衛隊に対しても、失礼しました。教育出版ですね。教育出版

でしたね。

(「そう」の声あり)

はい。憲法とのかかわりの中でさまざまな意見が出ております。かつてのような軍部独走、戦争を起こさないように云々と書いておりますが、やはりほかの育鵬社などと違って、先の大震災での活躍とか、そういったものがないし、何か問題があるように書かれていると。外国人参政権についても、憲法できちっと規定されているにもかかわらず、違憲ではないかという訴訟がしばしば起こっていると。こういうことを子どもに言って、そういうふうなミスリードが起こると、これは当然日本に住む外国人にも参政権あつてしかるべしというのがあります。だから、この辺をきちっと教えていただかないといけないと。私の主観じゃないです。今の政府見解のことを言っている。ちゃんと日本の政府がきちっとそういう方向と示しているのと逆のことを進められたら困るということでお尋ねをしているわけでございます。

ほかにもちょっといろいろと国旗、国歌やその辺の国家観というものを言いたかったんですけども、時間もございませんので、最後の分野に行きます。

県立中学校が先ほど申しあげました県中高一貫校で副読本として中学校教科書を使うと。熊本市も、まだちょっとこれ熊本市の市議会議員に聞きましたら、まだそんな明確ではないようでございますが、図書館に全部置くんですかね、はい。そのような方向で検討している。ここも私どもと同じ会がありまして、かなり教育委員会とも懇談の中で厳しく言っておりますが、失礼しました。中学校で検定済みの教科書、各7社、各校の図書館で閲覧するよということに検討されているということで、立ち話の中で教育長と1回こういう話もしたことがございますが、ぜひ私から見たら左かもしれませんし、左の方から見たら僕は右翼かもしれませんけども、私は少なくとも領土とか、やはり国旗、国歌に対する愛着、また国家とは何かという定義ですね。もちろんご存じと思いますが、領土、領域と主権と国民です。そういったものの一つである領土というのがいかに大事か。この教育がなされないから、やはり竹島にあればだけのことをされても日本人は怒らないんです。北方領土に対してもそうです。我々も子どものころ、そんな小さな島いいじゃないかというような感覚があったのは事実です。しかし、国家の定義というのがいかに大事か。これをめぐってやっぱりイスラエルだって、イスラエルとパレスチナもそうですし、クルド人は今でもトルコと、あそこのイラクの北西部ですか、北部の方におりますけども、こうやって国を、自分たちの国をということに一生懸命その戦いをされているのはご承知のとおりだと思いますし、私どもはまずこういったところを子どもたちにしっかりと教えていかなければならない。それが公共の精神であったり、郷土愛であったり、愛国心であるのかなと思います。そういった面で偏った教育にならないように、これはあくまでも私からの心配事でございますが、そうならないためにも県や熊本市のように副読本や各学校で閲覧できるというようなことができないか。今回は中学校ですから2校です。さほど予算も必要ないかと思っておりますので、ぜひご検討いただけないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 県の教育長が育鵬社を副読本という形にしたのは、本来は資料として使いたかったと。今、議員がおっしゃった一部について国のもろもろのことについては、この育鵬社は非常に詳しく書いてあるというふうなことでの採用でありますから、県議会でもいろいろと論議を交わしておられた状況ですが、直接県の教育長とお話をした状況の中では、そういった形で大体もうコピーとってそれだけを使いたかったと。ところが、著作権上、そういうことはできないので一応副読本にしたというような経緯がありまして、県内では副読本という形でしたのは、今おっしゃった熊本市は各学校の図書館に1冊ずつ置いて、先生方がそれぞれ見ていただくという、資料の中で使っていただくというようなことであつたらうと思います。そういった面で、そのそれぞれ教科書の中に例えば国旗、国歌であつたり、天皇のことであつたりというようなのが記述が少ないという教科書も確かにあります。しかし、それにはいろんな指導の中で含みを持たせてあるというなの一つ、私たち指導していく者の任務でありますから、さまざまな観点から、そういったおっしゃったようにいろんな資料を使っていくという状況の中で、県の教育長に言わせると多面的、多角的というふうなお言葉を使われますが、そういった形で各学校でも教科書以外にはいろんな資料を使っていくという状況もありますので、決して立派な日本人をということは基本的に置きながら、日本の学校でありますから、そういった形での教育がなされていくと思います。ただ、今のところうちではその特別各図書館に置くという、議員のそういった質問を見ながら検討することが必要なという、その程度しか今のところ思っておりませんので、現在では置くという予定はございません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 教育委員会とかそれぞれの自治体によって考え方が違います。横浜市は全面的に育鵬社使いましたし、今回大変大きな幾つもの自治体でこういう採用されました。沖縄八重山では、ご存じのとおり今も解決しておりません。このように教科書一つ、子どもたちをどのように育てるのかっていうのは、一義的には子ども親でございます。家庭でございます。しかし、こういった教育については先生方をお願いをする。そういった中で、先生方の教え方一つで真っすぐ行くのか、右に行くのか、左に行くのか、変わってくると思います。せめて子どもたちが同じ教科書、本当言うと全国一律の学校教育でございますので同じような教科書でされるのがいいのかもしれませんが、ただ、それはちゃんと検定を通ったこの7社の中からということでそれぞれの教育委員会で決定権を持っておられるんですから、それは従わざるを得ないんですけれども、ぜひとも今回はないということですけども、今後も要望はしてまいります。子どもたちにそのようなことがないようにきちっと教育基本法、これは安倍内閣のときでしたですか、教育基本法が改正されまして、本当に今までに比べると立派な教育基本法でございます。教育の目標、第2条第5項、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。日本人として国を愛し、そして郷土を愛する、今私もコミュニティーの話をしょっちゅういたしますが、そのものの希薄さというのは我々も反省しなくちゃならないし、地域教育は大事だと

思っておりますし、こういう教科の中で子どもたちを育てていくということも必要かと思えますので、今後もこの件は粘り強く言っておりますが、ぜひともご検討いただいて、それぞれの学校に無理なら、ぜひ町の図書館にでも教科書を置いていただきたいというふうに思いますが、最後、教育長どうですか、図書館。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今のところ、そこまで考えていません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ぜひじゃあ教育委員会の中でご検討いただいて、子どもたちにそういった情報っていいですか、多面的な面でこの教育ができるような体制をとっていただきたいと思えます。

以上、大変順番等失礼をいたしました。質問の回数がなくなったのと同時に、私の中でもその関連するものですか、そういう質問をいたしました。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 皆さん、改めましてこんにちは。吉本孝寿でございます。

月日がたつのは非常に早いものでございまして、もう12月、師走でございます。これから100年後に2011年という年を振り返ったときに、2011年は間違いなく特別な年になると思えます。3月11日に発生しました東日本大震災は、被災された方々の幸せを一瞬のうちに奪い、子どもの笑顔も奪っていきました。新しい年を迎えようとしておりますが、心の底から喜べないのは私だけではないと思えます。70年前の本日、ハワイの真珠湾を旧日本軍が攻撃をいたしました。しかしながら、先人が築き上げたたくさんのきずなのおかげで東日本大震災ではアメリカがトモダチ作戦を立ち上げ、ともに戦う姿を国際社会に示しました。今、このときに同じ日本に住みながら、一方では復興に向け精いっぱい頑張っておられる方々がたくさんいらっしゃいます。私どもも、いま一度生かされている命に感謝し、全身全霊で豊かなまちづくりに取り組み、今できることを皆さんとともに考える必要があると改めて考えるところでもございます。

先月の東京研修の際に開催されたふるさと菊陽会で会場にお越しになられた方々とお話をさせていただきました。ふるさとに対する熱い思いをお聞きした中で、東京の地においても、こ

のきずなの重要性を改めて感じ、昔と変わらない菊陽町を守り続けるためには変えるところは変えなければならぬと改めて考えさせられた次第であります。

また、日ごろより町長、副町長はじめ役場職員の方々には、非常にお世話になり感謝をしているところでございます。しかしながら、一たんこの議場に入れば私は常に野党の目線で、立場でしっかりと臨んでまいりたいというふうに思うところでもございます。

本日は、中部小建設に向けた周辺住民への対応、菊陽町農業施策、原水駅及び駅周辺の整備についての質問をさせていただきますが、どれも本日傍聴にお越しの方からいただいた質問でございます。質問に対しての答弁は、傍聴席の方々の方もご覧いただき、お答えをいただきますようお願いをいたします。

質問は自席にてさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 最初の質問でございます。最初の質問は、中部小学校建設に向けた周辺住民の対応であります。

11月22日に学務課が開催された住民説明会に、残念ながら町長の姿はございませんでした。6月定例会の一般質問におきまして町長は出席するべきとの意見を申し上げましたが、教育委員会の所管であるとの答弁でございました。約46億円もの費用をかけて建設する学校建設の位置づけを町長はどのようにお考えなのでしょうか。多額の費用がかかる中部小建設におきまして、これからの菊陽町が予定する事業計画にさまざまな影響を与え、きめ細やかな住民サービスができにくくなることは町長が一番実感されていらっしゃるのかなというふうに思うところでもございます。22年度に行われた町長選挙におきまして、町長は公約の中で、皆さんの声を生かしたまちづくりをと掲げておられました。周辺住民の声を聞かれたことが果たしておありでしょうか。説明会での地域住民の方々のご意見は、最終的には建設に反対することなく、子どもたちの学校なので建設に考えましようとのことでした。まだまだ双方の距離はあるようですが、目指す目的は同じであり、一日でも早く同じ道にたどり着き、1つの道を進まれることを希望いたしますが、そのためにはその近道にはやはり町長の出席が必要であると考えますし、皆さん小学校建設を我が自宅を建てるという感覚で改めて対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そこで、1番目のご質問でございますが、地域住民から説明会開催の要望があった場合、町長は参加をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、お答えしたいと思います。

教育に関する、いわゆる事務につきましては、基本的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあります。その中で教育委員会の権限、そして長の権限という規定があります。そういった規定に基づいて事務を執行しているわけでありまして、実務上はその教育委員会との連携というのが非常に大事でありまして、その辺を尊重しながら今対応してい

るところであります。いわゆるご質問の住民からの要望があった場合の説明会に参加するかということでもありますけども、説明会のこういった内容の説明会あるいは要望であるかということの内容を判断しながら出席をしていきたいというふうに考えております。住民の方々といろいろな会合というのは言われるとおり大事にしるところでありまして、今回も総合計画の策定の中で基本構想の段階、そして基本計画の段階でも、小学校区を単位にした住民懇談会を開いてきましたけども、そういった中で出席しながら、いろいろな意見をお聞きしながら計画の中にも反映していきたいという思いであります。そういう意味でありますので、そして先般の教育委員会のいわゆる住民の説明会にありました件については、教育委員会の方から内容の結果についてはきちんとまとめたものを情報としていただいておりますので、そういうものは大事にしながら場面場面で出席することにつきましてはやぶさかに思っておりませんので、その内容次第で出たいと思います。

そしてまた、私が出なくても、他の職員等が出席いたしましても、それぞれ町部局、また教育委員会の部局におきましても責任のある立場で出席しておりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 会議の内容はどうあれ、私は町長は出席するべきだというふうに感じるところでございます。冒頭も申し上げましたが、きずなというのが一番大事なのかなというふうに改めて思います。今の会議を後ろの方から見ておりますと、町と住民の方々と若干溝があるように、先ほども申しましたが感じております。やはりここは町長が当然公務でお忙しいのは分かりますが、これだけの巨大なプロジェクトでございます。やはり町長が1分でも2分でも行かれて、皆様に頭を下げられて、しっかりとお話をされることが一番いいのかなというふうに思います。いろいろな所管の問題はあるかと思いますが、ここは気持ちの問題だというふうに私は思います。その辺も含めまして、今後いろんな事情があるかと思いますが、必要な限り内容どうこうではなくて町長の顔を拝見したいというふうに改めて思うところでございます。どうぞその辺もよろしく願いをいたします。

続きまして、2番目のご質問でございます。

住民説明会におきまして、被害補償対象家屋の距離における算定基準は現在は学校から20メートル以内が被害補償対象とのことですが、これでは距離での被害補償は非常に問題があるのかなというふうに思います。極端に申しますと、20メートル1ミリでもオーバーをしてしまったら対象外となった家屋は補償が受けられないのでしょうか。ひょっとしたら隣の家は補償を受け、一方でその隣の家は補償外対象なので問題が生じても補償を受けることができないようなことになると、お隣の方との関係もぎくしゃくしてしまうということも考えられると思いますし、家屋は築年数もまちまちですし、構造も違います。そこでの線引きは慎重に考えないと不平等が生じると思いますが、町の考えはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の調査について若干説明をさせていただきたいと思います。ご質問は中部小学校改築事業に伴う工事、これの前の工事に着手する前に行いました周辺家屋への事前調査を実施しております。36家屋調査しております。事前調査範囲の算定基準についてのお尋ねでございます。考え方としましては、公共事業の実施に当たっては、事業用地の周辺地域にしばしば避けることのできない各種の不利益がもたらされていることがあります。その一つに、建物の近隣で掘削工事などを実施した場合、地盤沈下するなどの変動が生じ、これが原因で建物の壁やタイルにひび割れなどが損傷等が発生することがございます。これに対応するための事前調査をしたという状況になります。

調査する範囲につきましては、今議員申されましたとおり22日の説明会でお話ししたところだったんですが、今回は中部小学校敷地境界線から民地側へ20メートルに接する宅地、ですから20メートル以内の宅地に接しとれば、それが50メートルの宅地の広さがあるとしても、それに建っている家屋については調査するという考え方で行っております。それで範囲を定めております。これは、どういうことからそういう計画をしたかと申しますと、国土交通省の方で総合政策局が事務局であります、国の組織されております、これは全国なんです、中央用地対策連絡協議会により公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等、また損害等に係る事務処理要綱というのをやはり基準が必要であるということで定めております。なおかつ、その中で工事通常損失補償という部分と、今回行いましたのは工事による損失補償になりますので、工損調査標準仕様書という部分にのっかりまして、これに従いまして事前調査の範囲を定めております。範囲の決定根拠は今申しましたとおりですが、通常の家屋影響への考え方は事業により構造物をつくる場合、地盤面からの掘削深さが何メートルであるのか、今回は判断基準としました。今回は、校舎のはり、地中ばり等になりますが、基礎ですね。基礎のはりや基礎が2メートル程度ございます。地盤からですね、深さが。それから、くいのが12メートル計画しておりますので、合わせて14メートル地盤線から下がったところまで入れていきます。そういうことで、くいの先端から角度45度で逆に民地側へ角度45度で上げてまいります。民地のラインと接した部分までの水平距離を14メートル深さがありまして、45度で上げますと水平距離は14メートルになります。同じ深さと同じ長さになります。そういうことを基準にとっておりまして、この14メートルの範囲で影響が出る可能性があるということで判断しました。必ず影響が出るということではございません。しかし、学務課としましては、余裕を見て、なおかつ20メートルに接する部分、なおかつ学校の境界線から20メートルまでは見ようということで行っております。実際は、官民境界から建物、構造物までにもまだ距離がございまして、なおかつそれから20メートル見ようということで、後は隣接の状況と家屋の連檐性をして判断をして実施したところでございます。

これが補償範囲ということで、第一義的にはそういう形になると思いますが、その施工途中も近隣家屋等に異常が出た場合とか、そういう場合はすぐ学務課の方へ通報いただきますと、

それでもって補償しないということではございませんので、そのあたりは学務課でまた調査とは別にその時点で入っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 専門用語はちょっと忘れましたが、1つの豆腐を例に例えますと、その豆腐の上に学校が乗ったとします。となると、やっぱりいろんなところでバランスが悪くなって、そういう例えではありますけども、ひょっとしたらそういうことが起きてくるかもしれません。というところで、私もある方から説明を受けました。いろんな住民からの対応というところで考えますと窓口を一本化された方がいいと思ひますが、その窓口というのは学務課の方でよろしゅうございますか。はい。そのところを明確にさせていただきたいというふうに思ひます。

それでは、最後のご質問でございます。小学校建設に伴う情報の公開はという質問でございます。

TPPの問題でもお分かりのように、情報量が少ないと人々は混乱し、違った認識を持ち、動揺をし始めます。小学校建設でも周辺住民はそれぞれ違った情報を持ち、時には正確でない情報を持っていた方もいらっしゃる、皆さんは非常に不安を抱えておられます。また、6月の議会で傍聴にいられた保護者の方々も、仮設校舎ができたことにより小学校建設が始まると思っていたのに一向に始まらないと言われていたように、情報が住民に行き渡っていないということが現状であり、今後はこのようなことがないようにしっかりと情報を、例えば菊陽町のホームページ上で発信するなど、地域住民の方々、そして菊陽町住民の方々に正確にしっかりと伝えていただきますようお願いをいたします。

また、工事に際しまして振動計、騒音計を皆さんが見ることができるよう環境も整えていきたいと思ひますが、これにつきまして町長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問にお答えします。

今、議員おっしゃられましたとおり、情報公開につきましては、これまではまた新聞報道関係もありましたし、広報及び説明会等で節目では行ったつもりでございました。ただ、この喫緊の本年度に入りましてからの仮設校舎以降、本契約等につきましては、なかなか情報発信がいつの目途で出せるかというのが非常に微妙なところで、そういう状況がございましたのは確かでございます。それから、今後におきましても、今議員おっしゃられましたように広報、25年度校舎完成するまでは広報等、また説明会等、または必要に応じてはホームページなどにより情報公開していきたいというふうには考えております。

それから、振動計等でございますが、今現在、さくら保育園の関係もございまして、近隣の家屋の関係等ありますので、振動計、騒音計等を設置する予定で、今もう機械導入というのはこちらにもう済んでおるわけですが、あとは設置する状況としましては今現状としては今の状

況のこと、関係を今拾わせているような状況です。また、これも日々一応目視できる状況等ができる機械、それからデータで管理できる機械という形で今選定して、今そういう準備をしております。今後、その辺の設置関係について、今現状は保育園の周辺に公的な部分が敷地がございますので、そのあたりに設置を考えておりますので、そのあたりをどういうふうな形で発信していくのかはまた今後の検討、位置的なものと、それからそこへ見に入るとか、そういう部分につきましても今後そのあたりは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） いろんな情報発信が必要なのかなというふうに思います。松本課長とも昨日お話をさせていただきました。甲斐議員さんも常日ごろ言われます。小学校建設はお祝い事だということを言われます。このままではせっかくお祝い事の小学校が皆さん喜んで建てられないのかなというふうに思います。いろんな地域住民の方、そして建設される方との関係、何回でも言いますけどきずなを強く持っていただければ多少なりともこやかにお互いになれるのかなというふうに思います。このままの関係でいきますと、トラックを運転される方がお疲れさまと言っても、住民の方がお疲れさまというふうな、ひょっとしたら返されないような関係になると私もいけないのかなというふうに思いますし、そういう建てられる方、そういう方々とのコミュニケーションも非常に大事なのかなというふうに思いますし、そういう機会をぜひとも町の方でもつくっていただきたいというふうに思います。そういうことが可能であれば、すばらしい小学校の建設ができていくというふうに改めて感じるところでございます。はい、ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問事項でございます。

現在の農業は、菊陽町に限らず国の問題として担い手が少ないのは皆さんご存じだとは思いますが、2010年の農業や工業など、国政のさまざまな側面におきまして行う統計調査でいいますと、59歳までの実際の農業従事者は26%で、20代になると1.3%くらいしかいないということでもあります。全国では65.8%が平均でございますが、要するに20代、30代が数%しかいないという状態になりますと、産業として人がいなくて次はどうするのかということをもっと集中して検討した方がいいのではないかと思うところがございます。結果的に、あと5年、10年たったときにいろいろな施策をやってもやる人がいないということになりかねない。例えば20代、30代の若手農業者を、特に理屈抜きに中核農家に育て上げるぐらいのつもりで支援を集中させていかないと、最終的には菊陽町の基幹農業であります農業を持ち上げることができないと思います。やり過ぎではないかと言われるくらいやらないと、この農業自体を維持していくことが難しくなるのは明々白々でありまして、行政も農業支援にいろいろとやっていただいているのは理解しておりますが、さらに多方面から集中的支援をお願いしたく、私と川俣議員が農業委員に配属になる前から時間をかけてしっかりと考えられた、そして9月議会に提出させていただいた菊陽町農業施策に関する建議書を確認し、現状と課題を皆さんと考えるとの意味も込めまして質問をさせていただきます。

まず、第1番目の質問であります、戸別所得制度についてであります。

制度の中身は、米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度であり、農家の経営を支援することで自給率向上などを図るねらいがあるとされております。2010年に米を対象とするモデル事業を実施し、2011年から本格的に導入されている戸別所得制度であります、本町におきましては価格帯の違いによる需要バランスの影響が大きく、特に主用米と飼料用稲の補償差においてはカントリーの運営ができないほどの作付転換も起きております。これでは、主用米の確保も難しく、カントリー運営組織も存在できなくなります。町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

平成22年度にモデル事業として意欲ある農家で水田農業を継続できる環境を整えることを目的に実施された事業であります。米については、米の生産数量目標に即した生産した販売農家を対象に、販売価格が標準的な販売価格を上回っている米に対して10アール当たり定額部分として全国一律1万5,000円、また当年度産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合は、さらにその差額をもとに算定し交付されたところですが、稲発酵粗飼料については10アール当たり8万円の補助があることから、稲発酵粗飼料の作付面積を拡大し、主用、主食用米作付面積が減少したため、菊陽カントリーエレベーター利用組合での米の受け入れ数量が減少しています。そこで、今まで組合以外の利用料が2割増しであったところを1割増しに改め、利用者の拡大を図られましたが、平成22年度決算は赤字でありました。平成23年度も同様の決算が予想されますが、しばらくは積立金を取り崩して運営できると伺っております。しかし、運営ができなくなった場合は、大津町カントリーエレベーター利用組合と合併するか、JA直営で運営するかなど、JA及びカントリーエレベーター利用組合において検討されることとなります。このような状況の中で、町への支援要請があった場合は、以前もお答えしましたとおり必要に応じて協議いたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 10月の研修先の農産センターでは、約100ヘクタールの農地を19名の社員で作付され、加工工場も併設され、菊陽町が目指す一つの事例ではないのかなというふうに感じました。農業を守るためには農家を守る政策を自治体で探り、10年後のビジョンを描く、食べられる農業を考えるという社長の言葉に感銘もいたしました。本町におきましても、全国の先進地事例を参考にし、数々の問題はありますが、例えばカントリーエレベーターをJAから独立させ、法人化し、運営させるなど、さまざまな政策を模索をしていただきたいというふうに思います。戸別所得補償、カントリー運営におきましては、我々農家におきましては緊急を要する問題でありまして、しっかりと情報収集、問題点を把握し、支援要請に迅速に対応し、次世代へつなげるリーダーづくりに努めていただきますようお願いをいたしますが、

町長のお考えをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このカントリーエレベーターの利用組合の運営というのは、今担当課長が申しあげましたように、いわゆる主用米の方が植えつけが減って、そうしますとカントリーの利用が減るということで、ほかの飼料米の方に流れるといえますか、そういうので現状的にはそうしますとカントリーの運営費というものに非常に支障を来すようなことじゃないかと思えますけども、現段階では基金の取り崩し等で対応するということでありまして、この点につきましては今言う、そういった先進地事例等うまくいっているところがあれば、これはもう利用組合の方、それからこれは国の政策上出た米に対する戸別所得補償からこういった事態が発生しておるといってもあるかと思えますけども、非常にそういう影響も受けやすいところでありまして、やはり現在のこれ利用されております利用組合あたりが中心でありますので、そういったところと将来的に見れば非常に議員が言われるような将来的には非常に大きな課題であります。そういった面につきましては、カントリーの利用が減少すれば運営が非常に厳しくなるということで、そういう面につきましては現在されておる組合の、そしてJAあたりともその辺等いろんな将来に向けた検討の情報交換しながら、どう対応していくかということとはやはり十分検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） カントリーの問題もそうですが、やはりリーダーづくり、こちらを町長におかれましては素早く行っていただきたいというふうに思います。なかなか私どもも含めましてリーダーになる人物がいないのかなというふうに思いますが、リーダーが先頭に立って農業を守っていただくという方ができるのであれば、耕作放棄地の問題にも解消できるのかなというふうに思いますし、本町の農業も守っていけるのかなというふうに思います。

続きまして、2番目の質問であります。

TPPにおける農業分野での町の方針はありますが、こちらは皆さんもご存じのとおり国の方針もしっかりと決まっておらず、町レベルでの回答も若干難しいとは思いますが、現時点での町の方針をお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

町としましても、建議の内容を利用しています。現状のままであれば農業にとっても壊滅的な大打撃になるととらえているところでもあります。今後の国の動きに注視し、情報を注視しながら農業を保護する政策の確立がされるよう、いろいろな機会をとらえて国に要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 農商工連携という言葉が最近非常に頻繁に使われておりますが、ここから

6次産業という言葉が生まれてきたのかなというふうに思います。1次、2次、3次産業を足し算にすることによって6次産業と呼ばれているのかなというふうに思います。私が考えます農商工連携という言葉は、足し算ではなく掛け算によって生み出されることによる6次産業という言葉になるのかなというふうに思います。1、2、3次産業が1つでも抜けたら、当然ゼロになる。これでは農商工連携が成り立たず、そこからは何も生まれない、そのような状況になると思います。農商工連携がともに反映するよう、今後はなお一層3者の意見を足し算によって積み重ねるのではなく、掛け算することによりしっかり時間をかけ、互いの意見をまじり合わせ、ストーリー性を持ったさまざまな事業、特に商品開発におきましては町民がお土産に持参できるような商品開発を行っていただきたいと思ひますし、菊陽町の農業を営む方々と今から農業を志す人々が安心できるよう、そして町民から親しまれる商品開発と、町独自の対策を進めていただきたいというふうに思ひます。また、今あるニンジン焼酎のさらなる研究開発をお願いし、TPPについては反対の姿勢を貫いていただきたいというふうに思ひますが、最後に町長のお考えをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このことにつきましては、議会の開会日にも申し上げましたが、11月30日に全国町村長大会というのが東京のNHKホールで開催されたところであります。その中で、TPPによって基幹産業である農林漁業の衰退などが一層深刻な影響を及ぼすとして、政府に対しまして地域経済、社会を崩壊させるTPP参加は断固反対という、この断固反対を求める決議が全会一致で採択されたところであります。こういった中で、将来の農業の姿がどうなっていくかというのを示さずにTPPへの参加というのはすべきでないと考えておりますし、今後も農業をはじめ、今議員が言われましたような町内のいわゆる産業、他の産業、そして町民の生活に影響がないということ念じながら、引き続きいろんな場面でそういうきちんとしたものが出ない段階では、安心されるような内容が出ない、示されない中ではやはり参加すべきではないということでのいろんな場面で要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 最初のごあいさつでも申し上げましたが、この建議書というのは私がつくったものではなく、今日傍聴に来られている方々がつくられた建議書でございます。ぜひともお答えに際しましては傍聴席の方々もご覧いただきながらお答えをいただきたいというふうに思ひます。

続きまして、3番目の質問でございます。都市農業についての質問でございます。

3万7,500人を超えた菊陽町の人口ではございますが、その隣接地域には、菊陽町の人口を上回る人口が集中しております。このことは菊陽町の農業者が生産する農畜産物の消費地がすぐ近くにあることであり、地産地消の恵まれた条件下であるということでもあります。そこで、消費拡大を目的とした光の森多目的広場における農産物販売はできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

現在、地域各種の農村資源を活用し、交流促進として「さんふれあ」の農産物直売所で地域で生産される野菜等特産品のPR活動を行い、農家所得の向上を図るとともに、町の農業振興と活性化の場として利用していただいているところです。光の森多目的広場につきましては、駐車場がないという制約がありますが、農産物販売促進としての申し入れ等があれば、土地利用については支援してまいりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 駐車場の問題っていうのはやはり非常に大切なのかなというふうに思います。多目的広場に車を入れた場合、やはりその広場の原状回復というのいろいろな問題があるとは思いますが、可能性がゼロでなければ早速調査、分析を行っていただき、迅速に実行に移し、平成24年度には規模はどうあれ実施していただきたいというふうに思いますし、そのことで新興住宅の方々と農家の方々のコミュニティーが構築でき、農家の方々の所得の向上にもつながると思います。実施に向けての町長のご意見を伺います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この農産物を販売することによりまして生産者と消費者の交流を図ることにつきましては、現在は議員もご存じのように「さんふれあ」の方でその取り組みを始めてもうやがて10年近くなりますけども、一方ではまたすぎなみフェスタというのを開催しているいろんな場を実施しているところであります。これには、行政だけではなくていわゆる生産者の方々、そういった方々のやはり取り組みと申しますか、真剣な取り組みがなければ続かないところでありますけども、「さんふれあ」の方ができた、あそこまで今の段階まで行くまでには当初はこのバイパス沿いでテントを張って農家の方々がそこに自分たちがつくったものを販売される、そこから出発された経緯があります。そういうことで、今議員が言われますように確かに光の森もできていろんな若い人たちが住んでおりますけども、すぎなみフェスタの方も見てみますと、去年、今年もそうでありました。大変若い親御さんが子ども連れでの参加者が非常に増えてきました。これも1つは、子ども向けのようなイベントも盛り込んだところもあるかと思っておりますけども、そういった面でそういう中で非常に新しい人たちと、それから若い人たちも含めた参加ができたということはいわゆる農村部の方の理解にもつながっているかと思っておりますけども、さらに光の森、多目的広場ありますけども、課題は課長が言いましたあの駐車場の問題も確かにありますけども、そういった中でもうこれもやはり生産者の団体の方々がぜひあそこでこういう形でやりたいということであれば、それに対しては町の方も連携をとっていきたいと思いますし、新しくよそから来られた方たちも、菊陽町の安全で安心で、そして新鮮なおいしい農畜産物を食べていく機会というのは非常に大事かと思っておりますので、こういった面でもぜひできればJAの青年部、婦人部あたりの方々がそういうことでやりたいことを言われればぜひ町としても支援したいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ぜひとも来年度の開催に向けてお願いをしたいというところでございます。

続きまして、4番目の質問でございます。地産地消の起点としての町の食育教育はというご質問でございます。

菊陽町の保育園、小・中学校のすべての生徒にはやはり地元でとれた安心・安全の農作物を食べていただきたいのですが、給食における地産地消の現状をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

菊陽町では、低農薬、低化学肥料による農業に取り組むエコファーマー認定取得への啓発活動や町の営農指導員による日々安全・安心な農産物の生産に取り組んでいます。「さんふれあ」の農産物直売所や菊陽町商工振興協同組合等では、地元産の農産物等を取り扱われており、これらの農産物をすべての小学校、中学校、町立保育園に食材として提供し、地産地消の推進を図っています。また、菊陽、大津において、土地改良区とともに田んぼの学校を開催し、消費者の農業体験や生産者との交流を推進しています。さらに、安全・安心な地元産農畜産物を広く知っていただけるよう、中学校での地産地消伝承料理講習会や保育園や母親クラブでの親子地産地消料理講習会等を開催し、地元食材の普及に努めているところであります。今後も引き続き地産地消と食育の推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 地産地消を進めるに当たりまして、給食に限らず菊陽に事業所を置く企業に地元の農産物を社員食堂などでアピールし、この流れを拡大していただきたいというふうに思いますが、この地元の企業に対しましての地産地消というところで町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 地産地消ということで地元企業ということでもありますけども、これにつきましてソニーさんにおかれましては、いわゆる地下水の涵養も兼ねて地元産、大津も含めたところでもありますけども、そういった中で米等の自分ところでも栽培といいますか、農家の方の協力を得てとられたものを消費されておるところでございます。あとのそのほかの野菜とかいろいろありますけども、そういった面につきましても、これは商工会の方でもいろいろやっておられますけども、ただ企業の方ではそこにいろいろテナントが入っておるところがどう使っているかというところはいろいろそういう企業の関係もありまして、そう深くはありませんけど機会あるごとに地元のものを使っていただくようお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 給食に関しましても、やはりいろんな問題がありまして、現在実施するまでに結構時間がかかったのかなというふうに思います。町の方といたしましても、いろんな企業に対しましてご提案だけは毎年していただければなというふうに思います。

5番目の質問でございます。農地・水・環境保全事業の事務手続の簡素化についてお尋ねをいたします。

この事業につきましては、農村環境のみならず、地域の連携の観点からも非常に重要な施策であると考えておりますが、事業実施における事務が煩雑であり、簡素化できないのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

この事業の目的は、農村環境は農家だけでなく、農家以外の方や各種団体の協力を得て地域ぐるみで農村の環境を維持していこうとするものです。農林水産省の補助事業として、平成19年度から5年間の事業であります、この農地・水・環境保全向上対策事業は、国、県、町合わせて100%の補助事業であります。また、平成24年度から農地・水保全管理支払交付金として、農地、農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、集落が周りの農地、周りの水路、農道等の補修、更新などの活動に対して新たに支援する補助事業でありますので、その申請方法に従い事務処理を行っています。しかし、その中で簡素できることがあれば県に要望していきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常に農業を営む方々は高齢化が進んでおります。簡素化できるところは簡素化をしていただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

続きまして、最後の質問でございますが、環境美化作業について町の考えをお尋ねをいたします。

用排水路及び道路のり面の清掃や管理は農業者が自発的に行ってききましたが、現在その施設を利用する者は農業者以外に他の活動での利用者が増加しておりますが、今でも農業者がボランティアで行っているのが現状であります。現在、高齢化による農業者の減少が現実にある中、再度利用者で申し合わせを行うべきと考えますが、町はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

用排水路、道路等ののり面は、平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策事業により、対象地区内の除草作業等については取り組むことで活動費補助が出ています。これは各地区で実施されていますが、以前からのり面等については、農地に草が繁茂することの防止や景観的な目的等と地区ごとに区役として農地を守っていくという考えで行われていると思いますので、今後も地区でお願いしたいと思っています。また、町道につきましては、予算の

範囲内で実施しています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 地区ということではございますが、私が暮らす下津久礼の地区におきましても、今私44歳でございますが、農業者の中では下から数えた方が早い年齢でございます。私より年下の年代を考えてみますと、下津久礼区が地区で行うのはあと何年できるのか考えると非常に不安になるところでもございます。このような問題を抱えている地区は下津久礼の地区だけではなくほかにもあるとは思いますが、私どももできるまでは頑張りますが、やはり限界があると思います。町のシルバー人材センターに登録している方々も多数いらっしゃいますが、将来的には年齢にとられない人材センターを設立し、町民のニーズにこたえられる人材を確保されることをご提案をいたしますが、これに対しましての町長のお考えをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、議員が言われるように将来的にはそういった非常に課題、下津久礼だけじゃなくて農家集落いろいろあるところでもあります。そういった中で始まった事業がこの農地・水・環境保全向上対策事業でありまして、これが19年度から23年度、本年度で大体終了する予定で、5年間で終了する予定でありましたが、これがまた来年から先、担当課長が申し上げましたように延長されるというところでありまして、現在はまた来年からも延長されるということで、農家だけではなくて非農家の方々も一緒に出て地区内の作業ということで、それに対して国の方が支援するということでもありますので、この活動をこの事業を活用して地区ごとに続けていただきたいと思っておりますけれども、区役という農地に係るものについてはそういうものがありますけれども、今提案のありましたものについてはそういった将来的な課題はあるということで、シルバー人材センターの方もなかなかこういう作業には使えないというところが何か誓約があるみたいですが、一方ではもう団塊の世代で退職されたこの人たちがかなりニーズ的に増えておりますので、そういうものの中で若い人たちが言われるようになってくる人がおられればいいんですけども、確かにいずれはだれかが支えて将来的な課題としては上げていっておきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 時間も余りありませんので、ちょっと早口で次の最後の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

原水駅及び駅周辺の整備についてお尋ねをいたします。

1番目の質問でございますが、第5期菊陽町総合計画の中の三里木原水間の新設、新駅設置の経緯はという質問でございます。

町長が本年8月号のくまもと経済の中で語られた、菊陽町に新駅構想との記事が記載をされております。その中で町長は、増加が続けば三里木原水間に新駅を設置する考えを示し、路線

機能を強化していくという旨の発言をされておられますが、その発言に至った経緯を町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今言われるようにくまもと経済の方から取材がありまして、特にJR沿線の開発についてということでのインタビューでありました。JRが電化されたことによって電車が駅から出発した際、一気に加速がつくようになり、そういった中で、ちょうど未来国体もあるような時期でもありましたけども、JRに原水駅と三里木駅間に地域住民の皆さんの署名等もあって以前要望したことがあります。JRの話では技術的には可能というお答えをいただいているところであります。そういう経緯を踏まえまして、今回第5期の総合計画の前期計画の中で交通体系の充実の施策の展開の中に、鉄道新駅設置や駅舎、駅前の整備、他の交通機関との連携による利便性の向上を図るというふうに記述しておるところであります。

この鉄道新駅設置につきましては、三里木駅と原水駅との間のちょうど図書館付近のその辺には可能ではないかと考えておるところであります。JRは非常に利便性の高い交通機関の一つでありまして、さらに活用し、町全体の交通利便性を高めていきたいというふうな考えに基づくものであります。このために、今第2土地区画整理事業を進めておりますが、この中に周辺の住宅、アパート等の建設等による人口の増加、あるいは事業所の進出等によって顧客や従業員の皆さんが増加、さらに今この近くにあります町の図書館、それから「さんふれあ」、杉並木公園等といった、そういった利用者の方々、さらにその利用者が増加すれば、そういった条件がそろえば将来はその新駅も必要になると考えているところであります。

また、JR豊肥本線というのは単線になっておりますので、離合する場所としての駅も必要であるということで、新駅をつくる場合は離合箇所が必ず要るということでありますので、そういう必要性も考えているところであります。

そういった環境、もちろん請願駅になりますので、もうほとんど町の負担になります。そういうことも財政的な問題もありますので、現在はJRに対してある時点で急に新駅をといてもなかなかJRの方も対応ができませんので、現段階から町の状況の変化も想定しながら、新駅構想についてはJRとの日ごろの協議をいろんな情報交換をしながら続けていくということで総合計画の中でも位置づけているところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 三里木原水間を考えてみますと、光の森とは若干違うのかなというふうに思います。原水、三里木のパイを両方で分けるだけの駅になるのかなというふうに思いますし、将来的に考えると必要なのかなというふうに思いますが、そちらにお金をかけるぐらいであれば次の質問に行く、原水駅整備の方にお金をかけていただきたいというふうに思います。

昨年の6月定例会で坂本議員が一日も早い使いやすい原水駅にしてほしいという質問に、町長は、原水駅は非常に昔ながらの使いにくい状態になっており、第5期構想の中で位置づけし

ながら取り組んでいきたいというふうに、これは言われております。どこがどのように使いにくいのか、どのような改善策を講じれば使いやすい原水駅になるのか、平成27年までどのように取り組むのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 町長ということですが、具体的なこともありますので、私の方からお答えします。

原水駅の北側の駐輪場につきましては、今年度整備することとしておりますが、南側につきましては駐輪場や県道との段差の問題、乗降スペースの確保等が課題となっております。近年、原水駅の利用者が増加し、駐輪場不足により開札口前の1段高いところに多くの自転車が駐輪されている状況であります。また、雨天時の送迎の際の乗降スペースがなく、利用しにくい状況であると思います。

整備については、駐輪場を含め、駅入り口のバリアフリー化や乗降スペース確保といった一体的な整備を考える必要があります。現状は、開札口前の1段高いところは東西に約30メートル、奥行きが約8メートルで、段差が階段で4段で70センチぐらいの高さがあります。ここを県道と同じ高さにした場合、奥行きが短いことから、開札口前で段差をつくる必要があるのではと考えられます。そこで、バリアフリー化については、現在のタクシー乗り場の西側と東側の駐輪場側からスロープで上がるような形状でないとスペース的に無理ではないかと思えます。乗降スペースについては、開札口前の1段高いところを狭くしまして、県道の路肩を広げ、乗降する形が考えられます。このような駅周辺の一体的な整備になりますと、事業費もかさむと考えられますので、財政的には国の補助制度等も検討しているところでございますし、また今申し上げましたスペースはJRの敷地になっておりますので、JRとの協議が必要になります。JRで部分的な改修では許可が難しい面もありますので、財政的な課題とあわせてJRとの協議を調うように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 原水駅は非常に特殊な地形で非常に大変なのかなというふうに思いますが、いろいろ検討しながら進めていただきたいというふうに思います。

時間の関係で、3番目の質問は割愛をさせていただきます。

最後の質問でございます。

昨年12月定例会で小林議員が、早急に具体化していくことが大事とのご質問をされておられますが、そのときのお答えが、国の補助制度を検討し、第5期菊陽町総合計画に掲げて検討していくとの答弁をされておられます。確かに計画の中に記されてはおりますが、具体的などのような補助金を使うのか、それに向けてどのような手法でその補助金を取りに行かれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

駅周辺整備事業に対する補助制度として利用されている制度は社会資本整備総合交付金になります。この交付金は国土交通省が所管しており、地域の活力の創出や市街地の整備、地域住宅支援といった政府目的を実現するため、市町村が作成した社会資本整備総合整備計画に基づき交付する内容となっています。この交付金の対象となる事業は多数ありまして、道路、公園、河川、下水道事業などのインフラ整備事業から、地域交流センターや複合交通センターなどの施設整備事業、さらにはバリアフリーやまちづくり活動の推進など、多岐にわたります。交付金の内容としましては、事業の内容によりますが、全体事業費のおおむね4割が交付金として国の財源で賄えるようになっております。

原水駅周辺整備における、この社会資本整備総合交付金の活用につきましては、平成17年度からふれあいの森研修センター、町営住宅建て替え、公園整備や周辺道路整備に向けてこの制度を利用して事業を行っておりますので、今後同じ地域での利用は難しくなっている状況であります。そのような状況がありますので、今後、駅周辺の整備における補助制度の活用は、いろいろな方策の検討を行い、JRとの協議も密にしながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

ぜひともやはり原水駅というのは昔からある駅でございます。三里木、光の森に比べて非常に問題があるのかなというふうに思いますし、ぜひともそれに向けて進めていただきたいというふうに思います。

先ほど町長も言われましたすぎなみフェスタが非常に来客が多かったということをおっしゃって、私も行ってそういうふう感じたところでございます。やはりあのときはくまモンが来ましたよね。くまモン効果も若干あったのかなというふうに思います。くまモンが一生懸命頑張ったおかげで熊本も元気ついて、ゆるキャラのあれも1位になりまして熊本がPRできたのかなというふうに思います。来年になりますと、ぜひとも町長にいろんなところに行っていていろいろな皆さんと交流をしていただければ、くまモン効果以上になるかもしれませんが、菊陽町も元気が出て皆さんの笑顔があふれる町になるのかなというふうに思います。

そういうこともお願いをいたしまして、時間でございます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○17番（梅田清明君） こんにちは。

最初に、私の通告書に誤りばたばたやっ出てしたので訂正方よろしくお願ひします。福祉についての1番の人工内耳を消してください。それから、2番の町外医療費の償還払いのところは、左から2の保険制度についてと書いてください、福祉と違ひますので。そして、3、4、5と番号を1つずつずらしていただきたいと思ひます。

それでは、入っていききたいと思ひます。今年も残すところあとわずか、一年一年が大変早いものでござひます。今年を振り返ってみますと、何といつても3・11、東日本大震災でござひます。今日の熊日新聞ですが、死者が1万5,840人、行方不明が3,529人、中でも避難、転居者は33万2,691人とござひます。11月2日だったと思ひますけれども、そのときの避難、転居者は7万1,565人と私は書いてきたんですけど、たまたま今日の熊日に載っておりましたので、どちらが本当か知らないけども33万2,691人となっておりますので、どうかよろしくお願ひします。それもそのはずです。福島第一原発から放出されたセシウムが広島の原因168倍でござひます。政府は、本格的な除染作業に入っているが、最終的には海に流れてしまひます。今まで米の汚染、ミルクの汚染といろいろ出てきておられますけども、最終的に海に流れていく、海の汚染に関しては一切政府が言ひません。私はこの第2の水俣病を懸念するのは私一人ではないでしょう。いずれにしても今年も終わろうとしているのに、一日も早い本格的な復興対策が行われることを望むものでござひます。

9・11、アメリカの同時多発テロから10年になります。3・11と、11が何かこう気になります。折しも今年は2011年、11が重なりまして東日本大震災をはじめにギリシャに端を発したヨーロッパの金融不安により今年初めから超円高、77円前後に推移して企業が悲鳴を上げておられます。それに追い打ちをかけるようにタイの大洪水が1カ月も続き、日本企業に大打撃を与えました。このように大変なときに野田総理がTPPに参加表明いたしました、農業団体の猛反発が懸念されます。円高もTPPも、賛成、反対と、双方ござひますが、日本が悪夢の2011になるのか、希望繁栄の2011になるのか、戦後のハングリー精神をもう一度起こすことができるのか問われます。ただ、言えるのは、日本は超高齢化社会に入っています。戦後、日本人は働きに働き、超高齢化社会の社会保障制度を築き上げてきました。これだけは壊さないでいただきたいと思ひます。少し長くなりましたけど、通告に従ひまして一般質問を行いたいと思ひます。

最初に、軽度、中度難聴の子どもたちにも補聴器購入助成をとっておりますが、菊陽町は昨年6月、人工内耳買いかえ助成限度額全国最高の110万円と大きく新聞に載りました。人工内耳は、耳かけ式の小型マイクで音を集め、耳の後ろに埋め込んだ電極に電気信号を送って、聴覚神経に伝える埋め込み手術は保険適用だが、音声信号処理装置の買いかえに100万円以上か

かります。菊陽町が全国最高の助成制度を創設したことに対して非常に喜ばれていますが、現在の障害者自立支援法のもとでは、障害者手帳をもらえるのは70デシベル以上の人で、人工内耳をつける場合、自己負担は1割で済みますが、障がいとしての認定がなされない子どもたち、40から70デシベルの難聴の子どもたちの場合は全額自己負担となります。聴覚障がいのある子どもにとっては、補聴器は日常生活でのコミュニケーションに欠かせない補装具です。聴覚の障がい程度が身体障害者手帳がもらえるもらえないに関係なく、聞こえにくいことにおける生活の不自由さに変わりはありません。よって、軽度、中度難聴の子どもたちにも補聴器購入に対して助成をお願いするものです。町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 町長。

○町長（後藤三雄君） ご質問は、軽度、中度難聴の子どもたちへの補聴器購入助成についてということですが、今議員が言われましたように身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児、18歳未満、両耳の聴力レベル、議員40と言われましたけれども、担当の方からもらっておる資料によりますと30デシベルから70デシベル未満に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成できないかというご質問であると理解しております。全国的には一部の県及び市のレベルにおいてこの補助制度を設けているところがありますが、熊本県内には現在のところはまだありません。しかし、新聞にも出ておりましたけれども、その新聞報道によりますと、聴覚障がい児を抱える子どもの保護者でつくる県ことばをそだてる親の会が医師会など3団体と連名で11月17日、熊本県に対し補聴器購入費を助成するように求め、県としては検討させていただきたいというような記事が出たところでもあります。そういうふうな状況でありまして、本町といたしましては、県や近隣市町の動向も一応そういう状況も見た上でまた考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ことばを育てる親の会の県に陳情された資料は上げておりますけれども、今町長が近隣市町を見てから検討していきたいと。この110万円の人工内耳に対しては熊本県で4番目ですかね。もう大変に全国最高の110万円ということで喜ばれております。それに該当しない今30とか40か70デシベルまでの子どもの親が、同じ聞こえないとに変わりはないのに余りにも差があるということで、何とか県に言ったところが、県も検討するけれどもその町村の自治体とかけ合ってくださいという、そのお話があったそうなんです。それで私の方に来たんですけれども、そこも考えていただきたい。他町村を見回してとおっしゃりませけれども、今日私一般質問に通告しております。防災のエリアメール、これは大津が10月20日から熊本県で初めて実施しとつとですよ。最後の單車等オリジナルナンバープレート、これは菊池市が九州で初めて今年の4月1日から実施しとるわけですね。このようにどこでもやってるわけですよ。各町村を見回してとか何か言わずに、ぜひこの4月からやっていただきたい。その前に担当課長に、対象者の人が何名おるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） お答えいたします。

該当者と申しますのは、ただいま私の方で把握しておりますところ、6名ほどいらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 6名ということは片方で60万円の、全額で60万円なんですよ。10万円だけですね。両方だったら20万円だけでも、6名で片方で60万円。私は全額補助してくれって言ってるわけじゃないんですよ。障害者手帳を持っておられる方も1割自己負担とかありますので、あるいは2割自己負担なのか、2分の1補助なのか、いろいろとある。よその県にも、これ持ってきておりますけどもいろいろあります。そういった形で、そんなら60万円の2分の1は30万円じゃなかですたい。そのくらいよその町村と検討せにやいかんのかな。私はそう思いますけど、どうでしょう。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いろいろそういう弱者に、弱い立場にある人たちへの支援というのは大事なところでもありますけども、やはりいろんな面で財政負担が出ているようなところでもありまして、県の方が検討すると言ってますので、県がどれぐらい出されるのか、出されないのか、そういう状況をまず見てみたいと思っておるものですから、そういう意味で県、そして近隣の県の方がこういう検討されるということが出てますので、うちは人工内耳の方は進めるということにしておりますけども、こちらの方につきましてはもう少しそういう面で様子を見てみたいというふうなところで答えたところです。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 県の検討される、私は県は恐らく24年度が全額ではないでもしやせんどうかと私は見ているんですよ。だけん、それはそれとして町としてどのくらいのその腹づもりがあるのかなって聞いてみたわけですね。これは第5期基本構想総合計画ですよ。その障がい者福祉の充実について、こう書いてあります。障がい者福祉の施策は、障がい者の有無にかかわらず、あるなしにかかわらず、地域においてお互いに支え合い、豊かに暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションを推進し、障がい者が自立した生活を送ることができる社会を追求するものです。そして、障がい者が抱える問題は、年齢や障がい種別、程度によってさまざまですが、障がいそのものによる困難のほか社会の認識不足や不利益な取り扱いなど目に見えない壁があるのも事実です。こうした現状を踏まえ、国は障害者権利条約の批准に向けた整備を進めている。県では、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例が制定されました。そういったことで、70デシベル以上は障がい者の手帳をもらえるけども、そのない人の、ある人もない人も何とかならないかというのが今度の質問の主眼なんです。金額は小さいけれども、こういった障がい者の学校で教育を受けるときに、本当に聞こえる人と、この差別はなくしていかないかと私は思うわけですね。その点もよろしく願いします。

それから、教育長に伺います。インクルーシブ教育、障がいの有無にかかわらず統合された環境で行われる教育のこと、障がいのある児童・生徒が普通学校に在籍し、普通学級に合理的配慮や支援を行っていくことによって障がいのある生徒・児童の能力を可能な限り発達させることを目標としてると。それがこれ基本構想計画に載ってるわけですね。その意味を教えてくださいと思います。意味です。それだけ載るととに私が一般質問にしても何の手だてもないもんだけん。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 突然のお尋ねでありまして、特別支援っていう状況の中ではそういった子どもたちを菊池郡市の場合考えましても受け入れは十分しているという状況ですが、補助の問題については今町長がお答えいたしましたように、少ない数であります、その辺県との絡み等もある状況でありますから、努力をするということでお答えいただいたわけで、学校としての受け入れ等は、そういった受け入れの状況が可能であれば、そういった子どもたちも地域の子どもたちと一緒にという思いで、それは教育はしてまいりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君に申し上げます。質問事項にない事項は質問を控えていただきますようお願いいたします。

（17番梅田清明君「何。全部質問事項で。障がい者のこのこと言いよつとだけん。基本構想に載つとつとですよ。私はこっば読み上げよつとやけん、何ね」の声あり）

1番は、補聴器の購入、助成する考えはないかという質問に対しての質問を行ってください。

（17番梅田清明君「そうですたい」の声あり）

（「そうです」の声あり）

（17番梅田清明君「障がい者、障がいの手帳をもらえない人の軽度、中度の人に対しての補助はないかと。ところが基本構想にはここ書いてあるじゃないかと。だけん、もっと考えんかというのが私の主眼ですたい」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 梅田議員もご存じかと思っておりますけども、将来構想というのは10年先を目標にしたところでできとる構想であります。そして、基本計画は前期が5カ年計画ということでありまして、そういった計画の中でそういう立てたものについて一つ一つ取り組んでいきたいと思っておりますけども、やはり一方ではその財源の裏づけはどうするか、そういった中で優先度をつけながらそれぞれの部門の中で予算化して実施していくというような制度をとりますので、そこに書いてあるからもう翌年度もそういうできれば一番いいんですけども、そういう事情もありますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） これを町内の人ですけども、障がいのある70デシベル以下、手帳をもらえない子どもを1人じゃなくて2人もっとらすわけですね。これ5年に一度買いかえにやいかんわけですよ。ほんで、もう家も建てたわ、ローンもあるわでもう大変厳しいと。何とか菊陽町でも70デシベル以上はそやん補助があるから、せめて半分でもいいから町で補助してもらえないでしょうかというのが本人さんの希望なんですよ。だけん、私は全力で頑張りますって言ったけども、できません言いませんでした。けども、町長が努力するても、今まで努力するということはいっぱいあったばってん、なかなか目に見えない。だから、もう30万円、片一方30万円ぐらい、6人だけん2分の1補助で30万円でしょう。それがあの両耳だったら倍だけん60万円ですたい。それが町長の判断でつかんかなと思うんですけども、やっぱつかんですかね。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 梅田議員のそういう本当に熱い思いというのは十分受けとめておりますけども、何度も繰り返しますけど、県の方も、県はこの熊本県全体の中でまだいっぱいおると思っています。そういうものに対して県がどう検討した結果を出すかということも見てみたいという思いがあるもんですから、その点よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） なかなか進展しませんけども、やっぱし熱い思いは受けとめていただきたいと思います。

2番の保険制度について。町外、子ども医療費償還払い。各町民センターで請求書の受け付けをできないかと通告しております。この町外医療費無料化でできないかと9月議会で請願第3号として提出されました。小林議員から私にも賛成してくれと要請がございました。私は基本的に賛成だからいいよと返事をしました。ところが、委員会では全員反対で不採択になったと委員長報告がございました。私は、請願にしろ、議案にしろ、委員会に付託されて委員会で慎重審議された結果については今までずっと委員長報告を尊重して賛成してきました。そのほか、小林議員の一般質問を聞いていて、支払事務委託料や国からのペナルティーやらあって、合計約1,700万円ほど必要になるということでしたが、住民も近隣の自治体で——いわゆる大津とか益城町ですね。自治体で子ども医療費現物給付でお金を払わないでいいならばすぐに情報が入り、同じにしてくれと要望がございます。菊陽町では、現在本庁と武蔵ヶ丘支所で償還払いの手続が行われております。住民が町外の病院に子どもを連れていくのはほとんどが夜中です。昼であればかかりつけの病院があり、すぐに対応がとれます。子どもが小さく、親の収入も少なく、現金で支払うのも大変です。現金で支払っても、すぐ近くで償還払いの受け付け、手続ができれば、どんなに安心して暮らすことができるでしょう。町外子ども医療費償還払い、菊陽町の各町民センターで領収証と受給者証と印鑑を持っていけばいつでも受け付ける体制をとっていただきたい。このことについても町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 梅田議員の各町民センターで子ども医療の請求書の受け付けをできないかというご質問に答えさせていただきます。

ご存じのとおり、本町では現在、町外の医療機関で受診された場合、自己負担分を一たん支払っていただき、その後、町が支払われた分を返還するという償還払いの方法をとっております。この償還払いの請求書を各町民センターでできないかというご質問でございますが、現在、本庁と武蔵ヶ丘支所で行っております内容について説明をさせていただきます。

第1に、子ども医療の資格があるかどうかの確認をいたしております。本庁と武蔵ヶ丘支所には、子ども医療の受給者であるかどうかを確認するための端末機が配置されております。これにより、請求書を提出された方の子ども医療の資格があるかどうかを確認いたしております。

第2に、子ども医療費一部負担金請求書の記載内容の確認を行っております。記載されている子どもの氏名が提出された領収書と一致しているのか、保険証の種別や受給者番号が適切に記載されているのか、記載されている診療月と領収書が合っているのか、保険診療分と保険外診療分であるのか、高額療養費に該当しないかどうか、学校でのけがの場合はスポーツ振興センターとの給付の調整はないかなどの点検を行っております。今年の4月から子ども医療費の年齢が15歳まで拡大されましたので、その年齢内であるかどうかの確認も必要となります。また、まとめて請求される場合がありますので、診療月の翌月から数えて1年間の期間内であるかなど、確認しなければならない点が多数ございます。

現在は、これらのことを担当職員が確認した上で請求書の受け付けを行っております。万一、各町民センターで書類をお預かりした場合、端末機による資格の確認ができないことに加え、入院された場合の高額医療費については内容について詳細な確認ができないなどの問題が発生します。また、書類に不備がありますと、本庁または武蔵ヶ丘支所にお越しいただかねばならず、二度手間をおかけするばかりか、支給が遅れることも考えられることとなります。このようなことから、各町民センターでの子ども医療費請求書の受け付けにつきましては、確実に医療費を支払うために現行の体制で請求書の受け付けを行いたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） そのいろんな受け付けを一つの用紙があると思うんですね。それを各町民センターに置けばいいんじゃないです。いわゆる9月議会では現物給付にしてくれという、その一つのうねりがあったわけですよ、金を払わんでいいようにと。ところが、1,700万円もかかるからだめだということで、ならば各町民センターで受け付けたらどうかの質問なんです。今の課長が言われる細々としたそういうのもちゃんと各町民センターに書類を置いて、受給者証には本人の銀行振り込み番号とか何かも一切その受け付け、あれ最初してあったでしょ。あとは、もうその受給者証の番号と名前、印鑑押して領収証を持っていけば、本庁に職員が毎日でもいいし、1週間に1回でもいいし持っていけばよかつちやなかつちです。何でもけん方法ば考えっつです。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） まず、今説明で申し上げましたように、提出されました書類は領収証と一緒に照合しませんと、今の領収書は保険診療分、あるいは初診料とか検査料とか、あるいは保険外の診療分とかっていうふうに明細がきちっとされた領収書がそれぞれ発行されております。それを保護者の方が子ども医療費一部負担金請求書に一月分をまとめて提出をしていただくというふうな流れになっております。その内容と提出された領収書がきちっと整合性があるかどうか、これはやはりきちっと勉強した職員っていうのが、担当の職員が実際に確認をして、その上で受け付けをしております。ですから、子どもさんが3人、4人いらっしゃる場合はまとめて提出される場合もありますので、提出されたその書類と、時には違う子どもさんの名前を書かれて提出される場合っていうのもありますので、そういう面できちっと確認をしないと、あとお支払いができない。そしてまた、そこで不備がありますと、再度お越しいただいて書き直していただくとか、あるいは口座番号が1つ違いましても保護者の方に振り込みができないっていうような不備が生じます。各町民センターにっていうご意見でございますが、各町民センターにそういう専門の職員あるいは機械を配置するっていうふうになりますと、またそれ相応の教育なり、あるいは設備なり、あるいは職員の人件費等が入ってまいります。今は本庁と武蔵ヶ丘支所でそのところを確実にしております関係で、請求間違いとか、あるいは振り込みができないっていうような事例っていうのは、皆無とは言いませんけれども、ごくごく少数の件になっております。そういう方の場合は再度お越しいただいて、またきちっとご記入なり、あるいは訂正をしていただくというふうな形で振り込みを支払いをさせていただきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、課長がおっしゃることは分かるんですよ。ですね。その書類に書いてもらって、あとはその受給者証の番号をすれば、銀行振り込みとか本庁に来れば分かっでしょう。その各町民センターでそこまで分からなくても、こうして持ってきなはったですよという3つ、領収証と受給者証とその本人の名前、印鑑を持って本庁に来れば大体分かっじゃないかです。そっで分からん。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 町民の方が町のその各センターで出されるということは、提出されたご本人の気持ちとすれば、役場に提出をしたのだから、それできちっと支払いがなされるというふうな思いで提出されるのではないかと思います。こちらとしましては、やはり提出された上はきちんと保護者の方にお支払いをする、そのためには書類の不備があってはならないっていうところで、現在のように本庁あるいは武蔵ヶ丘支所に提出された方でも書類の不備があった場合、あるいは口座番号がご本人の記憶違いで違った場合は再度お越しいただいて確実にした上でお支払いをしている。そういう方の場合はどうしても支払い日が若干遅れたり

ということも発生をしておりますので、各町民センターで安易にというか、できないかというご質問なんですけれども、広げることによってそういう書類の不備等が発生するのではないかっていう点がありまして、そういうことがないようにということで今の本庁と武蔵ヶ丘支所の方で確実にお支払いをするっていうふうな体制でいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） これは東京だけでも、その各市民センターでなくても駅とかいろんなところで受け付けをやっているところはあるんですよ。それで私も9月の議会を受けて、これはもう町外が無料化はちょっと厳しいなって思ったけん、各町民センターで受け付けできないかって出しとるわけですよ。こら確かに町民センターも総務所管とかいろんな所管があって全部一律にはいかんもしれん。だから、私は町長に最初、やっぱ上からのあれがないとでけんけん町長に最初お願いしたんですよ。まずやろうて、要するに思いやり、きずな、助け合いの精神がなからんと、こらでけんわけですね。そらもう夜中に日赤行って金払うて、けれどもなかなか役場に来る暇がないから、例えば東部町民センターじゃ、西部町民センターじゃ、三里木町民センターで、そん近くに受け付けがあれば、そら担当書類に応じて不備があればまた呼んで今までどおりやったらいいんじゃないです。それもできないんですたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この各町民センターでありますけども、実際職員の配置の関係で今正職じゃなくて一般の嘱託職員とか、そういう人たちでどうにか動かしているというふうなところがありまして、それともう一つはその端末機あたりがあって、きちんとそういうものを使いながら、そしてやはり1回来ていただいた方がその書類が不備だったっていうことでまた出直さんといかんということになると、2回足を運んでいただいたり、支払い、振り込みがまた遅れるということが発生するもんですから、梅田議員、よそではまた別の方法でその辺ぼうまくクリアしとるということであればそういった面についてきちんと勉強もさせてみたいと思います。どういう方法だったらできるのか。現状の中で今担当健康・保険課長が申し上げたような状況で、今のセンターの中にそれを持って行って一応預かるような形とか、そんなことをしたら、結局は振り込みが遅れたり、かえって申請される方にご足労をまたかけるようなことも考えられますので、そういうような状況ということでもう少し検討させていただきたいといひますか、可能かどうかのですね。今の体制の中では、各町民センターにはそういうところを任されないなということで考えておりますので、課題として受けとめておきます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 確かに中央公民館長は3つぐらい担当しとつとかな。そういった感じで確かに人員不足は感じます。けれども、町外に例えば日赤に行つて現物給付ができないならば何かいい方法はないだろうか。今、検討するつておっしゃられたけども、割と前向きに町民の利便性のいいように考えていただきたいと思ひます。そら現物給付に大津町や益城町の方になれば、これが一番いいんですよ。けども、お金がかかるということですね。なら、お金がかか

らないで、みんながちょっとがまだせというか、要するに頑張ればいいんじゃないかと思ってこの問題を取り上げたっです。その点、今後研究していただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

それでは次に、防災について。緊急速報エリアメールについて伺います。

3・11、今年の東日本大震災が起きてから、どこの県、市町村も防災について過敏になっています。そのようなときにニュースで災害時の防災情報伝達、緊急速報エリアメールを大津町が熊本県で一番に導入しましたと聞いて、すぐに大津町総務課に資料をもらってきました。これによりますと、エリアメールの受信者は申込不要で月額使用料、通信料は無料で受信することができます。そして、このエリアメールはNTTドコモ携帯電話向けの災害情報伝達手段で、大津町内の携帯電話基地局エリアの範囲内にあるエリアメール受信機能を持つ携帯電話に情報を配信するシステムです。エリアメールは2種類のサービスに分類されます。1つが、一般向け緊急受信速報はドコモの携帯で受信できるサービスで、震度5弱以上と推定される地震が発生した場合に震度4以上の強い揺れが推定される地域に気象庁から配信されます。もう一つのエリアメール、災害避難情報は、地方公共団体が配信元となり、避難勧告、指示、津波警報、各種警報等の生命にかかわる該当エリアの緊急情報をドコモ携帯で受信できるサービスです。配信元となるためには申し込みが必要です。だから、菊陽町も無料ですので緊急速報エリアメールを申し込んでいただきたい。もう申し込んでおられるかもしれないが、答弁を求めます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） エリアメールにつきましては、今議員の方からもご説明がありましたので、説明の方は省かせていただきます。実はもう申請は済ませております。現在、サービス利用に際しての試験が当然必要になりますので、その日程調整を行っている段階でございます。早ければ12月中には配信可能となるのではないかと考えているところでございます。今、議員も言われましたように、これはあくまでもNTTドコモの携帯をお持ちの方だけの配信となりますので、auとかソフトバンクをお持ちの方にはこの適用というか、配信はできないような状況で今のところはあります。auにつきましては、検討するというようなお話も聞いておるところでございますので、あとソフトバンクさんも無料でサービス提供ができればほとんどの方がその情報を得られるのかなというふうには思っております。このほか、熊本県でも、防災情報メールというのを配信しております。ただ、こちらの方は登録手続等が必要に若干ありますので、情報のサービス必要とすればその携帯の電話で登録をしていただくということでございますので、現時点では申し込みは済ませているということでご回答をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） もう申し込んで、早ければ12月中に配信できはしないかと大変前向き、ありがとうございます。

それと別に、山鹿市の場合は、もちろん登録しなければならないけれども、今の県と一緒にすね。災害情報といろんなイベント、山鹿のイベントのいろんなやつが随時流れてくつとですよ。ああこれもいいなと。どこでもそういったことが今行われておりますので、いろんなことを勉強されて、菊陽町に合ったその情報の伝達、それをよろしく願いたいします。

次に、熱中症対策ということで、今年の夏は全国的に異常気象で各地で記録的な猛暑が続きました。熱中症の予防対策としていろいろなことが行われました。ゴーヤカーテンもその一つですが、現在、ミストシャワー、人工の霧が好評でございます。ミストシャワーを設置するねらいは、猛暑対策と省エネ対策の両立でございます。ミストシャワーは水道の蛇口と直結し使用するため、噴射には電気が不要です。水道料金も1時間5.1円のみで運転可能です。設置費用も1セット2,500円ぐらいと——これは器具だけと思うとですよ、設置費用はまたかかるかと思えますけれども——低コストだが、冷却効果は高く、平均して二、三度ほど気温を下げます。学校等においては渡り廊下とか、太陽光の照り返しで気温が高くなる猛暑スポットなどがございます。取りつけた学校では、休み時間になると教室を移動する子どもたちがミストシャワーを体験、噴射された霧は素早く蒸発するため、体はぬれることなく涼しくて気持ちいいと子どもたちから思わず歓声が上がるようでございます。来年も猛暑が続くと思われ、熱中症対策として保育園や全小・中学校にミストシャワーを取りつけていただきたい。保育園にはもう全部クーラーをつけているとのことですが、外で遊んでから、廊下と申しますか、軒下になるかと思えますけれどもつけていただきたいと思えますが、答弁の方よろしく願いたいします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 保育園、全小・中学校にミストシャワー設置をというご質問です。その中で、保育園の分について答弁させていただきます。

議員も先ほどおっしゃいましたようにクーラーが全室ついております。町立保育所における夏場の熱中症対策としましては、現在遮光ネットの設置、それから首の後ろまで日よけがある帽子の着用、それから十分な水分補給などの対策を実施しまして、水遊びも毎日行っているところであります。また、全町立保育所の全保育室に先ほど申しましたようにクーラーを設置しておりますので、夏場の保育園生活では午後一番熱くなる給食の午後の後の園庭遊びは、これは避けております。保育室の中で冷房を入れて過ごしたりと、その日の暑さに応じた過ごし方をもう行っている状況でございます。このように熱中症に対する対応は十分に行っておると考えておりますので、保育園へのミストシャワー設置につきましては現在のところ考えておらないというところでございます。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） お尋ねの小・中学校にミストシャワーということでお答えしたいと思います。

まず、学校の方での対応なんです、熱中症対策等につきましては体育の授業、また運動会

が毎年あるんですが、その練習の後などの熱中症予防対策ということにはミストシャワーは一つの方法だということでは思っております。現在、学校での熱中症対策としましては、脱水症状を防ぐというのを一番気をつけているという部分でございまして、そのためにはやはり汗をかいた分の水分補給という部分と、体力、これを落ちているといけないんで、体力を落とさないということで休憩を少しずつ入れていくというような状況をとっているという状況であります。それからまた、脱水症状の警戒情報なども参考にしておりまして、各学校でも毎日担任の先生、こちらの方が体調管理をしている状況です。その辺の部分で運動で汗をかいたら一番重要なことは水分補給ということで、そのあたりは十分行うよう指導しております。また、適度な休憩もとっておるのは当然ですが、なお水筒を今持たせて持参させているというような状況もございまして、これも一つの教育の一環ということで、大人になっても持続できるようにということで児童の生徒が自己管理ができますように指導していると。そのことから、大人になってもそのような体験を踏まえて自己管理でそういうふうな熱中症対策を自分でも管理できるような状況をつくっていくということで今育てているというような状況でございまして。その結果で、状況としましてはこれまで授業関係、学校の授業の関係上では熱中症はない状況です。ただ、やはり中学校におきましては部活動をやっております。やっぱ夏場の部活動、この辺が注意するところなんですけど、2例、そういう状況、症状がっております。ただ、熱中症という判断でははっきりしたところは分かりませんでしたけど、そういうところで重症にはならず回復しているという状況でございまして。

議員おっしゃられますように、今後ミストシャワー設置につきましては、費用面どういう形がいいのかとか、先進地の設置している学校の数が今なかなか少のうございまして。そういう中で、もう少し設置につきましては実績等を検証させていただきまして考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今後検討していくということで、水道料金が1時間に5.1円、この新聞に載ったのが1セット2,500円と。工事代金にずっと万すると思えますけども、まずはどこか1校でも2校でもして、その反響を見て広げてもらいたいと、私こう思いますので。だけん、よそのを勉強してしてみるということですので努力していただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 最後になりましたけれども、単車等オリジナルナンバープレート作成をと書いております。題名に観光と書いておりますけれども、一応これ税務課でやっているんですけども、これ読んでいきます。

次に、単車等オリジナルナンバープレート作成をと通告しておりますが、単車の125cc以下や小型特殊自動車等のナンバープレートは各自治体で作成いたします。オリジナルとしたことは、ナンバープレートに菊陽独自のデザインをしたらどうでしょうか。私が質問事項の欄に観光としておりますが、普通税務課で作成しますが、あえて観光といたしました。作成するとこ

ろはどこでもいいのです。ナンバープレートにオリジナルエンジンのマスコットをニンジン色で作成したらどうでしょうか。菊陽町には有名な漫画家川崎のぼる様もおられます。また、そのほか、デザインを募集してもいいのでは。

今年の4月1日から菊池市がオリジナルナンバープレートを作成し、優秀作品は木下さんの作品で菊池市を川の流にデザインされ、菊池市を全国にPRしたいという思いでデザインしましたということでした。新しいナンバーは、50cc以下が白色、90cc以下が薄黄色、ミニカーが薄青色、小型特殊自動車は薄緑色、125cc以下が薄桃色と5種類になっています。申請手続は、受付窓口にある申請書、2番、車体番号を証明するもの、3番、印鑑が必要です。4、従来のナンバーを交換する場合は現在のナンバープレートを持っていけばいいのです。手数料は無料です。また、オリジナルナンバープレート、1番は4月1日午前8時30分から税務課で受け付けて抽選で決定しますと細かく決めておられますので、参考にされたらどうでしょうか。

菊陽町もエンジンのオリジナルナンバープレートを作成し、全国に菊陽町をアピールしていただきたい。エンジンのマスコットはあくまで私のイメージですので、デザインを募集しても結構です。菊池市も九州初の取り組みで、動く広告塔として採用したということです。菊陽町もぜひ取り組んでいただきたい。今現在、町長たちに上げたのが、この菊池市のあ2011の、これはあくまで見本であって、うの175台目とかでなるとるそうですよ。それで、例えば菊陽はきの1番から何番までとかですね。これはあくまで参考で載っておりますので、こういった109点もデザインを募集して、その中から菊池市は決めとんなはつとですよ。それはもう構いませんけれども、私はエンジンのあの今年のさんさんの産業祭のときにエンジンのマスコットがあったですたいね。ああいうのを印刷したらどうかなと思う。それは私の思い、いずれにしても募集してでもいいし、何とかそういうことを頑張ってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、梅田議員の質問にお答えいたします。

項目は、観光というところでございますが、ナンバープレートということでございますので税務課の方から答弁させていただきます。

議員もご存じだと思いますけれども、ナンバープレートにつきましては、昭和60年の総務省、旧自治省からの通達によりまして、材質とか寸法、色などが大体決まっております。その規格につきましては、こういった感じのもので一応ございます。本町におきましては、この通達に基づいた、オリジナルのデザインではなくて通常のプレートを使用しているところでございます。ナンバーの文字及び色は濃紺色ということで大体決まっております。それと、プレートの色は先ほどおっしゃいましたとおり軽自動車税の課税に合わせまして5種類一応ございます。原動付自転車、いわゆる原付の50cc以下が白色、それから90cc以下が黄色、125cc以下が桃色、農耕用が緑色、ミニカーが水色のプレートを使用しているところでございます。

ご質問のオリジナルナンバープレートでございますけれども、おっしゃいましたように近年知名度の向上や観光振興などのために全国で独自のデザインのプレートがつけられているのが現状だと思います。実際、今80から90ぐらいはあるんじゃないかというふうに思っております。基本的にはご当地ナンバーというふうに言われているようでございますが、最初は平成19年7月の愛媛県松山市が最初でございまして、県内ではお隣の菊池市さんが最初のものでございます。菊池市さんの場合は合併5周年を記念してつくったというふうに聞いておまして、今年の4月1日から交付をされているようでございます。それから、県内で見ますと人吉市さんが市制施行70周年を記念しまして500枚限定で来年の1月11日から500枚限定交付するよということで聞いております。このような中でございますが、本町にありましては課税の認識でありますナンバープレートにつきましては、その目的、役割、費用など、それからまた総務省通達には標識は全国的に統一されることが望ましいというようなこともありまして、それから軽自動車税が町内や近隣市町村で使うのが大部分だろうという認識から、現在のプレートはこの通常の標識を使っているところでございます。このような中でございますが、オリジナルナンバープレートをつくったとする場合、本町におきましては観光客誘致の面でそんなに効果が出るかともなかなか考えにくく、また作成費用も通常のやっぱり10倍から30倍ほどかかるという概算もございまして、費用対効果はちょっと薄いのかなという認識でございまして、以上のようなことを勘案しまして、現状におきましては作成するという事は考えておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 費用対効果で5倍から何十倍て言いなはったかな。

（税務課長阪本浩徳君「10倍から30倍」の声あり）

10倍から30倍。

（税務課長阪本浩徳君「くらい費用がかかる」の声あり）

今、幾らかかっているんですかね。

（税務課長阪本浩徳君「お答えいたします。今年の3月に作成しました分は1,472枚つくりまして1枚72円でできております。以上です」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 菊池市が100万円ぐらいかかったってことなんですよ。別に同じ鉄板を打ち抜くで色がついとるかついとらんで、今まで同様にやってそれに絵柄がマスコットがついとつかついとらんかの違いだけん、そんなにかからん。30倍なんてとてもじゃないですよ。それは見積もったんですか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

基本的にナンバープレートを独自につくるっていうのは、この型式を変えてしまうという形

状になるかと思えます、菊池市さんの場合はですね。それをつくる場合、一応概算見積もりでございますけども、100万円から300万円かかるということで聞いております。菊池市さんの場合は100万円ちょっとということで聞いておりますけど、それにこの色をつけたときに10万円とか、それからもともとつくるのに1枚何百円と、そういう感じがありますので、10倍から30倍という形になりました。このプレートを余り形を変えずにするとそんなにかからないという場合もありますので10倍という形で伺っておりますので、現時点であくまでも概算でしてありますので定かな数字ではございませんが、1枚72円でできるのが何百円単位になるというのは間違いないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ただ色をつけるだけでそぎゃんかかっただですかね。私は100万円ぐらい、そのオーバーというか、上乘せというか聞いたけども、ぼってん大体つくる考えがないけんそぎゃん言うたでしょう。九州で初めてやって観光に、わってみんな言う。自分たちも勉強会もしてこれが原本なんですよ。これはいいなと思って早速取り上げたんですよ。もう全然つくる気がない、冗談じゃなか。町長、どぎゃん思いなっです。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 税務課長の方はやはり税務課で税の徴収で一生懸命やっておるような状況で、費用対効果と言いましたけども、いわゆる軽自動車税の関係で年額がそんなに1,000円台ぐらいしか、そういった感じで税金があるわけですけど、そういった関係もあるかと思えますけども、菊池市さんの方がもう県内ではもうできて、人吉市の方もつくられたようなことであります。その観光ってなりますと、どういうものを出すかというのがあるのと、梅田議員は全国にアピールって言われましたけども、いわゆるバイクでありますので、そんなに近隣っていうか、そういうところで乗るのじゃないかというところも私は思うわけでありますけども、全国にアピールできるかというそれはどうかなというのはあるかと思えます。ただ、やはりよその町でもいろんな思いで取り組んでおられますので、本町の場合はさっき提案のあったエンジンのマスコット、キャロッピーなんかがありますから、そういうものを入れたりするようなことも考えられるかなという、いわゆるエンジンの町ということで観光ではないですけどもそういうとらえ方もあるかなと思えます。そういうことで、ただそれを載せた場合に、このナンバープレートの番号あたりもきちんと見えんといかんようなところもあるものですから、その辺少し内部の方で一応検討もさせながら、そして近隣の状況もちょっと見てみたいと思います。そういうところで、いろんな新しい発想の提案ということでその辺はありがたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 近隣の状況を聞いてみます、今日一般質問ですと近隣を聞いてみる、近隣を。これは九州で初めて取り組んどって、わあすばらしいって私思ったけん、それは確か

に観光じゃないかもしれんけども、わあ変わったことをやっているなど、ああ菊陽はニンジンの町かと、そういうイメージで質問を出しとつとですよ。今後、検討されって言われたけんなんだけども、そのエリアメールでも大津も熊本県で初めて取り組んどつとですね。これも菊池市が九州で初めて取り組んだと。じゃあ、一番最初、軽度、中度の子ども医療費とかいろいろあるけれども、隣近所見回さんでも町独自の姿勢でやってもらいたいと、こういうふうに思います。厳しいようですけども、後ろ向きな仕事だけはしてもらいたくない。汗をかいて、いわゆるきずなとか、お互いに助け合いとか、そういうのに頑張っていたきたいと思えます。

もう最後になりますけども、冒頭述べたように今年は大変な1年でした。来年はたつ年です。世界経済もこのたつ年、竜が上るように繁栄してもらいたい、日本経済も、また熊本、菊陽も、個人にあつても、そういう年にさせていただく、そういう祈りでございます。今日の新聞にも、東日本の大震災の復興特区法が成立いたしましたして、来年はこれに向かっているいろいろな事業が展開されるでしょう。それに日本が乗かって、戦後のハングリー精神を起こすような勢いで日本が伸びていくことを念願し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時6分

再開 午後2時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○8番（甲斐榮治君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番甲斐榮治、一般質問をいたします。

今回も、第1番目に菊陽中部小学校の建設問題を取り上げました。事業費の最大の部分を占める本体工事費、電気設備費、機械設備費、そこだけでおよそ27億円程度になろうかと思えますが、その落札結果と工事請負契約の締結の案件が本議会初日の議決案件として上程をされました。開会日当日の全員協議会でかんかんがくがくの議論がありましたが、当該案件の採決は議会最終日、12月14日に行われることとなったのは皆さんご存じのとおりです。少し私も議運の委員長として自己批判するところがありますけれども、この11月25日が当該案件の要するに入札開札日ですね。そしてまた、私たちの一般質問の通告書の締め切り日が25日でした。そして、この落札の結果、あるいは議案書が私たちの目に届いたのが11月29日でありました。したがって、今一般質問の通告書がお手元にあるかと思いますが、本当は真っ先に聞きたいことが後回しになるというふうな形になって、今日はその工事費についてが主になっております。もう少しこの日程あたりについて、これまでの流れのとおり流されてきたような気が自分としてもいたしております。今後は、やはりこの案件の重要性とか、あるいは日程上、その

検討に要する期日とか、そういったものを議運としてもしっかり考えた上で日程を設定しなくてはいけないという自己批判をいたしております。

結果的に初日の案件が14日に移りましたけれども、反対ばかりしとると、また遅らせるのか、そういう批判も耳に入ってきておりますが、とんでもありません。本案件は、今後50年に影響する事業であります。しかも、50億円に近い巨費を要する事業であります。町民を代表する議員としてはさまざまな面から計画を検証して、百年の大計に耐え得るものか、そういうことを判定し、町民に責任を持って説明できる結果を残さなくてはならないというふうに考えます。何度も指摘しますように、この菊陽中部小学校の建設は地域の核をつくる事業であります。みんなが力を合わせて、でき上がればお祝いをするべき事業であります。その事業をその事業の中で理想や夢が余り語られないと、残念なことです。夢や理想を、特にこの学校建設についてはともに語っていくのがリーダーの務めであろうかと思えます。重ねて申し上げておきますが、当小学校の建設そのものに反対する議員は一人もいなかったし、今も一人もいない。にもかかわらず、問題がこれほど錯綜としてきたのは、事業を推し進めるやり方、事業計画の中にある不合理さ、不自然さ、なかんずく事業に理想と夢がなさ過ぎることに原因があると私は思います。ちょっと皆さん、平たく考えてみたいと思えます。自分の家をつくると考えてください。自分の家をつくると考えてください。設計図も見らずに、よく見らずに、全然とは申し上げませんがよく見らずに、間取りや家族の動線がどうなっているか、あるいは材料は何を使うのか検討せずに、さらにどの部分にどれだけの費用がかかって総計幾らになるか、それを支払うのに我が家の財政が耐え得るのかななどを検討しないまま工事契約書にだれが署名捺印するのでしょうか。同じだと思う。今回はそれと全く同じ状態だというふうに思います。

今回の議決の延期は、こういうことを議員全体が、かんかんがくがくの議論になりましたが検討した上での延期だというふうに考えております。町民のこの税を、これだけの税を使う事業であれば、これでもなお短過ぎる検討期間だと言わねばならないと思えますが、余りこれもいつまでもこの問題を引きずるわけにもまいりません。14日には結論を出さなければいけないんじゃないかとは思っております。議員あるいは議会は、この与えられたチェック機能を十分に働かせる神聖な義務があると考えます。議会にかかってきた案件は行政が練り上げてきたものだから賛成すればいいというのであれば、議会は要りません。今後、菊陽町では大型の箱物事業が幾つも控えております。インフラに今まで資金が使われてきた関係で箱物が残っているという事情がありますが、それらをこれからよりよい事業にするためにも、今日の前にあるこの中部小の建設の事業に対して私たちの知識、見識、さらには地位を利用しないだけの倫理観をきちんと持って事に当たるべきだというふうに考えます。こういう事業のときにはつきものだと思いますが、残念ながらいろいろなうわさが入ってまいります。うわさは事実を確かめなければ、これは言うことはできないと思えますが、そういうことがたくさん出てきているというのは事実であります。私はそういうことはなかるうというふうに思っておりますけれども、議員はやはりこの倫理をしっかりと自分の身に締めて事に当たるべきだと重ねて申し上げておき

たい。

私個人の町行政に対するスタンスは、これも何度も申し上げてまいりましたけれども、一歩離れて二歩は離れずということです。ところが、こちらがそのつもりでも当の相手がどんどん離れていけば1歩も2歩も3歩も4歩も離れていくと、そういうことで、そうだというふうに断定はしませんが、そういう感覚が私の中にあります。非常に残念な思いです。意見のこの違いがあるのは当然であります。賛成があり反対があります。この意見が、暴力とか、感情とか、あいつが言うからだめだとか、そういう感情とか、あるいは事業に絡む利害関係でゆがめられることなく戦わされて、共通の方向を見出していくということに民主主義のすばらしさがあるというふうに考えます。そういうことを押さえながら本日の質問に移っていきたいと思います。

自席、質問席で行います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今日、傍聴席もこんな時間までお疲れさまでございますが、皆さんもご存じのとおり、この小学校の建設の他の町の例を見てもみると、それぞれ生徒数の違いとか、いろんな条件の違いは多少はございますが、益城中央小学校、新しい土地を購入し、4.7ヘクタールですね。そこに新規の校舎を建てて30億円。それから、大津町の美咲野小学校、仮称ですが、土地は外して16億円、土地を入れたら恐らくこれは20億円相当ぐらいの額になるかと思いますが、それから私はもう一つ資料ありますが、山鹿と川辺、かわなべと読むんでしょうか、統合小学校、これが約20億円ですね。そういう総事業費で推移をいたしております。そういったことを念頭に置きながら、先ほど申し上げましたようにこれは条件の違いはあるかと思えます。菊陽中部小学校の場合は700名ですから、規模はこの中では一番大きいと、そういうことはもう事実としてあります。その中で、前から申し上げておりますように、これまでのその議決の結果については議会人としてはこれはもう多数決に従わざるを得ませんが、あと入札の公正さとか、それから総事業費の可能な限りの抑制、これが今後の課題であろうというふうに申し上げてまいりましたが、そのことで今日はその事業費について主に申し上げたい。まず、単純明快、簡単に答えていただきたい。余り時間がかからないようにですね。

①に移ります。本事業に関連する事業は何か。

多分、13日の日にまた説明の機会が設けられるかというふうに思いますが、せっかくの機会です。傍聴者もいらっしゃいますので、この本事業と、それに関連する事業ですね。関連する事業を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

本来であれば22年3月からの経緯をお話ししたいと思ったんですが、端的にということですので、平成23年3月議会におきまして実施設計等により算定しました総額42億5,950万円の中部小学校改築事業予算でございますが、3年間にまたがりますので、継続費と

して当初予算で盛り込まさせて承認をいただいているところでございます。

(8番甲斐榮治君「いや、それは結構です。あとでまた聞きますので、この関連事業ですね。本体事業とか、その工事以外でこれに関連してやらなければならなかった事業です」の声あり)

はい。それでは、関連事業に絞ってご説明します。

まず、学童保育改築事業、これが一応関連事業になります、小学校に対しましては。それから、中部小学校の東線改良事業、これは町道認定を前議会で町道認定をいただいております。県道から保育園へ入る、そして排水路へ曲がる、その道路でございます。それから、それにかかわりまして道路拡張に伴いますさくら園園庭改築事業が中部小学校改築本体工事の関連事業ということになるかと思えます。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) それでは、その学童保育施設は、今回のその本体工事の費用の中に入りますか。

○議長(大塚 昇君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) 今、本体工事に関連する事業ということで3事業は申しましたが、これにつきましてはすべてその継続費、また総事業費のところに入れていただいております。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) いや、そうではなくて、今回落札が一応あっておりますですね、本体工事。本体工事費の中にこの学童保育に関する費用は入っておるかという質問です。

○議長(大塚 昇君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) ただいまの学童保育の事業費も本体工事と一緒に含めて発注しております。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) それでは、中部小の東線、それからさくら園の園庭も入ってますか。

○議長(大塚 昇君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) これにつきましては、先日の24日の臨時議会の際、あとの全協でもご説明しようと思ったんですが、函面だけの配付で終わってしまっておりますが、本体工事には学童クラブも入っておりますし、中部小学校の建築本体が入っております。それから、今言いましたさくら園園庭の改築事業につきましては、もう既に発注が終わっております。それから、道路改良工事ですね。東線の道路改良工事と一緒に発注が終わっている状況でございます。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) それでは、確認します。その中部小の東線の関連事業工事費、これの額、

それからさくら園の園庭の工事費の額ですね。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 造成費ということで今ちよっと手元に持ってきておりますのが2本ですね。園庭工事と、それから道路改良工事、これを合わせまして今もう執行済み額でございます。契約額のトータルですね。これが6,982万5,000円で執行しておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） お尋ねしますが、仮設校舎をつくらなければならなくなって、その結果、あそこで夜間のスポーツができないということで照明工事が移りましたですね。これは関連工事というふうにはとらえてませんか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これにつきましては、生涯学習の部分でカウントしておりまして、中部小としての関連工事としてはとらえておりません。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、余り一つ一つ質問ばかりしとっても時間ばかりかかりますからこちらから申し上げますので、それでよろしいかどうかだけを答えてください。確定しとる費用、それからまだ概算のままの費用、さまざまにあります、まず公用地購入費は8,612万9,000円、確定ですね。それから、開発費、これは北側山林だと思いますが、概算2億7,260万円。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 開発費につきましては、当初概算事業費の中でそのような説明をしたかと思います。今の現在ではおよそ6億円に近い金額で設計が組んでおります。ですから、今後それにつきましては本年度発注した分、それから来年度事業で発注していく分、時期に応じて発注を工事の進捗に合わせた発注になってこようかと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） では、ただいまの件は要するに北側山林の開発工事といいますか、ブロックで押さえますよね。T字型ブロックで。それとか、駐車場を造成する、そういった費用はすべて含まれているというふうに理解していいですか、約6億円。はい。

それから、基本設計料費、これが711万9,000円、確定ですね。

（「はい」の声あり）

それから、実施設計費が1,722万円、これも確定。それから、本体工事費で、これはまだ確定までは行ってません。今案件にかかっていますが、落札価格を言いますと本体工事費が2億6,437万9,010円ですね、はい。それから、電気設備費、これもまだ議会通ってませんが2億1,525万円ですね。それから、機械設備費が4億330万6,980円。それから、仮設校舎の費用、これは確定ですが2億580万円、そうですね。違いますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 仮設校舎につきましては、引っ越し等の費用が追加で変更しております。それから、そういうことを受けまして、今現状で契約しておりますのが2億1,946万9,038円でございます。

（8番甲斐榮治君「2億1,496万円」の声あり）

2億1,946万9,038円になります。

（8番甲斐榮治君「これは移転費用を含めてですね」の声あり）

はい。

（8番甲斐榮治君「移転費用を含めてですね」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それから次は、町民グラウンドの原状復帰費、概算約3,300万円、それから調整池の造成、これはもう確定ですが1億416万円。このほかに、今言うたほかに何がありますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 本年発注しますのが、今申しました部分がございます。それから、もう一点だけ建物の本体工事と合わせて築造する必要がある開発部分がT形擁壁の体育館の裏が一部分ございますので、これを12月補正で予算化、今提案をさせていただいております。この部分を本年度中に発注して一緒に建築と動いていかにかん工事になります。それから、来年以降発生しますのは、今言いました開発費ですね。この6億円弱と言いましたが、その部分が来年から入ってくる分に、今2億円程度は執行しておりますので、その残分が来年度以降発注していくという状況になろうかと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今のT形擁壁というのはさっきの概算の6億円に含まれるんでしょう。

（学務課長松本洋昭君「はい」の声あり）

そうですね。

（学務課長松本洋昭君「はい」の声あり）

だから、私が申し上げたのはそれ以外ということで申し上げました。概算以外、概算と確定費用の以外、今私が言うた以外のものが何かあるかということです。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今、甲斐議員が申されました部分が今の段階では想定する部分としてはそういう状況でございます。ほかには今のところ想定しておりません。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 校舎が新しくなるんですね。まず、簡単な質問から、この本体工事費の中には解体費用も入ってますですね、はい。そして、その新しい校舎ができ上がったときにいろんな備品関係を入れなくちゃいけないと思うんですね。什器、備品、これはまた別予算ですね。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今現在使用できる備品について、新校舎へ移った部分ではもうこの費用の中に入れております。ただ、その中で別契約で執行していくという部分は、その移設費用であったという部分がちょっとNTTとか別の業種の部分で、この費用の中で賄っていくような状況は出てまいろうかと思いますが、基本的には入っているという状況でお考えいただいて結構でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の什器、備品費はじゃあどこに入っているんですか。その本体工事費の中に入っているんですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 本体工事費の方に含めておりますのがほとんどでございます、それ以外につきましては機械設備の中に給食用の器具類の備品が入ってきております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、この什器、備品というのはあっちこっち散らばって入つとるといことになりますかね。それから、その中に入り切らないものはまた後から発生するというふうに考えていいですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ちょっと説明が悪くてすいません。基本的に機械設備の中の給食備品以外については建物の建築本体、こちらの方に入っているというふうに解釈していただければいいかと思ます。それ以上、以降につきましては、また今後の進捗の中で学校等々をでき上がりを見ながら、ここは不足しているという部分があれば、やはりそれは追加という形になるかと思ますので、ご了承いただきたいと思ます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） では、その追加の部分はこれは議会にかかってまいりますか。それとも、もう何かの予算の中でそれに打ち込まれるということですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、基本的な工事費ということでそこを動かしてまいる場合に当然契約変更の承認というのをいただく形になります。もうこの事業費についてはほとんどがそういう状況で今後は5,000万円以上に係る部分についてはそういう形になってまいります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、今申し上げたことを押さえて、まだ概算になると思ますが、概算は変わりませんか、以前おっしゃってたのと。45億5,711万2,000円。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 概算につきましては、私どもでご説明した予算につきましては今甲斐議員が言われましたように総額は45億5,711万2,000円でございます。これに追加事業として、

先ほど甲斐議員申されました今後の引っ越し費用が800万円、それにグラウンドの仮設校舎跡の復旧費用が3,300万円がかさんだ分が今総事業費として6月の議会でもお答えをしておりますが、それを除きますとやはり45億5,711万2,000円での総事業費ということで今考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今、これはまた先ほど申し上げましたように13日の全協が開かれれば、その場ともいう気もするんですが、もうせつかくの機会ですのもうちょっと聞きますが、その45億円、概算として約46億円ですね。その内訳が示されておりますですね、これは継続費ですから。その件はちょっとすいません。順番が間違ってますので、その前に3番に移ります。

今、約46億円概算ということで行きましたけれども、事業計画の出発点とこの現在をちょっと比較をしてみますと、当初C案の3というやつで、これは平成22年2月15日に学務課から提示された額なんですけど、C案の3の建設費用は26億6,810万6,000円ということでスタートをしておりますね。そのときには比較するそのほかの案がありまして、新しい土地の案が42億2,743万9,000円という概算が出ております。それから、平成22年3月、ですから1年たった後、学務課からやはり提示されたこのC案の3の現地案の概算ですが、用地費と開発費が加わって34億7,968万2,000円になってますね。そして、今回これが45億5,711万2,000円と、こういうふうな変化を遂げてきております。それは事業ですから多少の変化はこれはあり得るものだというふうに思いますが、事業費が当初計画の1.7倍になっております。それから、新しい土地は膨大な費用がかかるからできないというのが当時の答えでした。現地でなくちゃいけないという理由の一つですね。新しい土地は42億円もかかるんだという言い方でした。ところが、もう現在は概算が既に45億円でそれを超えております。それから、こういったことを考えたら、一体この事業計画とは何なのか。予算とは何なのか。我々はその都度都度出されてきた数字を真剣にとらえて議論をしてきたわけですよ。ところが、もうふたを開いてしまって一番最後に来たら、膨大な違いになっていると。こういうことが果たして許されるかという気持ちも持ちますが、それはその変化ですから、その辺についてこの違いをどういうふうに今学務課として、あるいは町長としてとらえていらっしゃるか、お聞きしたい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

これにつきましては、今議員がおっしゃられたとおり3段階ぐらいに変わってきております。出発点としましてはいろいろございましたが、私どもでとらえている出発点、額面的な出発点としましては22年2月15日の全員協議会で説明しております。それ以前も説明会等を地区でやっておりますが、このあたりの金額がそういうことでございますが、現地建て替え案でございまして、鉄筋コンクリート造3階建て校舎面積6,624平米、既存敷地の1万5,000平米での建て替え26億6,810万6,000円で行っていただきました。これがまだ既存敷地ということでの提案でございました。その後、学校敷地が狭いための用地拡張を検討し、もろもろそのほかもあったんで

すが、平成22年3月2日の臨時議会では現地建て替え案、鉄筋コンクリート造3階建て校舎面積6,760平米、面積は余り変わっておりません。ただ、敷地が2万500平米での拡張用地5,535平米などの開発工事を含めた概算事業費になってきております。それから、グラウンドを高めるという作業とか、いろいろそこに入ってきたわけですが、それでその当時の時点で34億7,968万2,000円を説明して平成22年3月25日に現地建て替え修正案の関連予算の議決をいただいたところでございます。

また、現状でございますが、現状としましては本年平成23年2月28日の全員協議会で文部科学省から今後8年で40人学級から35人学級での整備方針を受けまして、建設検討委員会での検討、これが一番重要だったんですが、それから実施設計の結果を踏まえまして現地建て替えの事業計画を、鉄筋コンクリート造一部鉄骨——体育館の屋根部分でございますが——3階建て、校舎面積——ここが非常に大きくなりました——1万625平米で、敷地2万500平米での事業費45億5,711万2,000円として説明してきているところでございまして、これにより中部小学校の改築事業の継続費予算を今年3月議会において議決いただき、事業を今現在進めているというところでございまして、これまでの過程においてそれぞれの必要な手順関係を踏み、予算をいただいた事業計画となっていると現在評価しているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 経過はそのとおりですよ。私が申し上げたのは、その事業を展開するときそれがやっぱり1.7倍になるというふうな、そういったことは普通はあり得ないんじゃないか。もう少し最初の見通しがきちっとやっぱりした上で事業っていうのは始めるものじゃないかということを申し上げたんです。この点について町長、いかがでしょう。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 事業費が大きくなってきたのは、やはり35人学級というのが出てきて、これによっていわゆる校舎面積が増えてきたというのが一番の原因ということでもあります。これにつきましては、やはりそのほかの場所につくるとしても、その分の35人学級というのは想定してなかったわけですから、そういった面での事業費の方の比較という場合はそういう面も出てくるというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その理屈が通らないわけじゃないんですよ。やっぱり35人学級対応ということですから、教室が5教室ですかね。増えるということがありますけれども、何かこの経過を眺めてみたときに、もう行き当たりばったりの感じをぬぐえないと。もうこれは感想ですので、別に質問じゃありません。やっぱり計画というのはもう少し、議会にかける以上はもうちょっと大きな見通しを持ってほぼ当初の見込みと余りそんなに大きくは変わらないというふうな事業の展開をすべきじゃないかと、そういうことを申し上げておきたいと思います。

次、行きます。

4番ですね。予算措置で、これはもう継続費になってますけれども、それに変更の予定はな

いか、年度ごとの年割り額とその内訳に変化はないかというふうな質問ですが、この前の案件の中にはもう既に示されておりまして、補正予算の中にですね。そこで当然説明があるかとは思いますが、もうここで立ちましたので、平成23年度が5億円ちょっとのものが6億5,000万円ぐらいになってますね。変更されてますね。それから、平成24年が32億8,000万円が31億3,000万円、これは減らしてありますけれども、1億5,000万円ぐらいですか、減らしてますが、その辺も簡単に説明をしてください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これは、今ただいまご質問いただいた分は今回12月補正で継続費の内容変更を上げております。まず、説明としましては、総事業費の継続費の総事業費でございますが、42億5,950万円というのは変更がございません。じゃあ、何を変えたのかといいますと、24年度事業の1億5,000万円執行する予定、余分にその部分を24年度から23年度へ前倒し執行するという状況が生まれてきましたので、今回その1億5,000万円を24年度割り振りの予算から引きまして23年度執行しますので、23年度へ加算してくるという部分の内容変更の継続費の案件でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これは14日の日の補正予算の説明でまた詳しくあると思いますんで、これ以上は申しませんが、要するに前倒しをしたということですね。それに従って国庫補助額とか地方債とか一般財源も変わりますですね。変わるかわらんかだけでいい。

（「変わりません」の声あり）

変わらないです。そんなことはないでしょう。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今現在、現在案では変わらないという表現が正しいかと思えます。これは今後3月以降で国庫補助金の関係が額等確定してまいります。執行が動いていきますので、その辺の確定に応じては変わってまいります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 確認しますが、概算部分も入っているので、それが確定していけば当然変わってくると、こういうふうに理解していいですね、はい。

それでは、もう一点だけ、国庫補助額が今のところ大体6億3,000万円ぐらいですよ。これが変わることはないですか、増えたり減ったり。見込みでいいです、見込み。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今はまだ想定でしか物が言えないんですが、やはり文科省の予算、今ご存じのようにいろいろな災害とかの復旧へ持ってっております。そういう中で、文科省の耐震事業についてはなかなか今頑張らせていただいているところなんです、そういう中ではやはりその年度年度の単年度の国庫補助金で3カ年動いてまいりますもんですから、本年度の額の確定で本年度分が確定します。そしてまた、来年、今要望等は出していっているんですが、

来年度分がそれによって来年度交付決定を受ける形になります。これが幾らで言うてくるのかというの、25年度も一緒でございますが、そこは正直言いまして今想定範囲でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 次に移ります。

5番目ですが、先ほどもちょっとその演壇で申し上げましたが、よく遅れる遅れるという言葉が聞きますけれども、例えば今回は14日の日に、これはどうなるか分かりませんが一定の結論が出ますですね。そういうことも頭の中に置きながら、この工事完了のこの進みぐあい、遅滞はないか。簡単です。簡単に結構ですから言うてください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 当初説明しておりましたのは、工程が9月議会に工事承認をいただいて平成25年7月までには校舎を完成したいということで説明しておりました。それが既に、これは建築確認の手續に時間を要したということで、12月の定例会にその契約をかけてきているという状況がございます。ただ、そういうことで若干の手續上の余裕を見ておりましたので、12月定例議会で議決いただきますと、何とか25年7月までには完了できるという形では踏んでおります。ただ、これが今後またずれていくということがありますと、やはりその期間がどうしても後ろへずれてしまうというのはもうぬぐえないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 次に移ります。

6番目、建築工事監理業務の危機管理に不備はないかと。この前もちょっと質問をいたしました、これは財政課に対する質問になるかもしれませんが、この監理業務、これはどこがすることになりましたでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 担当課での考え方をまずちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

（8番甲斐榮治君「どこがこの監理業務はするか」との声あり）

監理業務は総企画設計というのが建築本体の監理をいたします。

（8番甲斐榮治君「実施設計をした会社ですね」との声あり）

はい、そうです。実施設計をした会社が落札しております。それから、今回は機械設備、電気設備が事業費が大きでございます。数億円という部分でありますので、これにつきましてはやはり私どもの現場委員も含めて検討した結果、企画財政課さんの方をお願いしまして、電気機械設備については別管理会社を分けてほしいということで依頼しまして、今現在藤山設備設計が落札しておりますので、今後はその総企画が建築部分、それから機械設備の部分が藤山設計というのが監理していくという2社の監理体制をとって万全を尽くしていきたいということで考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 実は私はこの綜企画設計の九州支社長さんも熊本においでになったときにちょっとお会いしたんですが、この何回か指名停止を受けてらっしゃる。これも何もいつも言いますようにけちをつけるという意味じゃなくて、この監理業務ちゃんとやっていただきたいという意味で改めてここで申し上げておきますけれども、幾つか指名停止の状況を私は資料を持っておりませんが、その中の2つだけちょっと紹介したい。これはあくまでも今後きちっとしていただくという意味で申し上げます。

まず、1例目です。事実概要をちょっと読みます。株式会社綜企画設計は、池子米軍小学校新設建築設計にかかわる業務を平成22年3月30日に契約し、指定可分部分にかかわる履行期限を同年12月15日としていたが、同履行期限までに業務を完了させず、著しく履行を遅滞させたと。これは、仕事が前の仕事がありますが、これこれの仕事に続く本年度2度目の履行遅滞であると。ちょっとやっぱり深刻ですよ、これはですね。上記行為は当局との信頼関係を著しく損なうものであり、契約の相手方として不相当であると認められると。これは南関東防衛局管内のお話です。

それから、次です。心配しますのは、次は九州防衛局の管轄区域内、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県の事例ですが、株式会社綜企画設計は平成21年11月、担当技術者を一定期間常駐して従事させるとして佐世保米軍建築工事監理業務を当局と契約。その後、熊本防衛支局発注の新田原建築工事監理業務に同担当技術者の勤務が重複し、配置できないことを承知で応募し、平成22年3月契約した。契約履行において、常駐監理期間中の当局業務担当技術者を故意に欠席させ、故意に欠席させですね。熊本防衛支局発注の業務の巡回監理に従事させていた。さらに、当局業務の勤務状況には欠勤がなかったとして出勤報告書を偽造し、監督官に報告した。こういうことが書いてあるんですね。

それからもう一例は、これはもう読みませんけれども、これは熊本管内の防衛局の話ですが、同じようなミスがあつて、契約を解除したというふうに書いてあるんです。

ですから、そういうことが起きておりますので、これは建築業界、私がお聞きした範囲では支社長さんのお話は、当社は急激に伸びてきた会社で、それで場所によっては適当な人材配置ができていない、そういう欠点もございまして、それは認めますということでした。ですから、そういったことの不備から起きたのではないのでしょうか、申し訳ないと。ここではそういうことのないようにしてくださいということで別れたんですが、ぜひこれはそういうことがないように注意を喚起していただきたいというふうに思います。これはもうそれ以上は言いません。言ってもこれはもう既に契約をしておる相手方であるので、行政方としてはその内容等については言及できないというこの前の財政課長の判断でしたので、それはそれで尊重したいと思います。

次です。時間が余りありませんが、仮設校舎における教育事業運営に問題や課題はないか。これも、端的に箇条書き程度で、あれば正直に教えてください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問でございます。回答でございますが、仮設校舎の問題課題としましては2点ございます。

今、とらえておるといふ分でございますが、1点目が体育館への移動に時間がかかるという部分が課題としては当初から持ったところでございますが、その対応策としまして軽運動などについては仮設校舎内にもともと面積を大きく途中で変更しましたが、こういう多目的教室を設けて、軽運動はこちらの方でできるような状況をつくったおかげで1つと、スムーズに体育館までの移動ができていう部分で工夫して解決しているという状況でございます。

それから、2点目でございますが、運動場が広くなり、児童が伸び伸びとした遊びができていう反面、運動場から教室までの距離が逆に遠くなりまして、それで授業開始のチャイムに間に合わないという状況が出てきているというような部分がちょっと悩ましいところがございましたが、これにつきましては予鈴などをもちまして今後検討して解決していこうということで取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 時間の関係でこれはもう聞き放しということにしておきたいと思えます。この中部小学校の建築等については、冒頭で申し上げましたように14日にこの入札、本体の入札結果、その他あと2件ありますが、それで質疑もあるし、その前に全協も開かれるということなので、本日のお答えいただいたことなども踏まえながら、あといろいろチェックをしたいと思っております。やはり私たちの任務としては、きちっとしたそういう仕事にしたいというふうに思えますし、ちゃんとチェックすべきはすべてチェックをして納得をしたいという思いがありますので、どうぞひとつ正直にお答えいただきたい、この次もですね。

あと、どっちみち質問書を出しますが、入札の透明性であるとか、あるいは業者の選定基準であるとか、あるいはそのJVの今度の組み方の理由であるとか、あるいはその契約の内容の問題であるとか、まだたくさん残っております。やっぱりそういったものを踏まえた上での最終的な決定であろうかと思っておりますので、そのことは申し上げておきたいと思えます。

では、次に参ります。

あと10分程度ですけれども、これはもうそこにあるとお読み上げまして、今の状況を知らせてほしい。今後、この問題については、また質問しながら、あるいは情報を得ながら考えていきたいと思えます。

その前に議長、3番のちょっと訂正を先にしてよございませうか。

○議長（大塚 昇君） はい。

○8番（甲斐榮治君） 3番目に町の情報公開度の問題、ここまでは行けないと思えます。それで、少し間違った、私が見ておいた資料が古かったので古い数字が載っておりますので、そこを訂正しておきたいと思えます。多分これはこの次の議会の質問になるかと思えますが、訂正

するところは、直っておりますかね。熊本県内における情報公開度は、県が第1位であり、菊陽町を第34位と私は最初書いておったんですが、27に直っておりますか。

(「直ってます」の声あり)

直ってますか。27位です。それで、周辺の市町村よりも下位にあると書いてありますけれども、これは今からちょっと簡単に申し上げますが、合志市が21番目で、大津町が24番目で、菊陽が27番目で、あと益城が35位、西原が45位ということですから、この文章表現はちょっと間違っておりますので、進んでおる市町村もある、遅れておる市町村もあると、周囲はですね。そういう状況でございます。そこはちょっと訂正をしておきたいと思えます。

ただ、この3番目のことで少し申し添えておきますと、情報公開度は70点満点で評価をされますが、その70点満点の中に議会の分が20点ぐらいは入っております。その20点に対して、議会は残念ながら3点しかもらってません。これもちょっと反省せんとはいけませんけれども、来年の4月からは予算措置をしていただいて、議事録がインターネットに公開されるということですので、また変わってくるかと思えますが、現在そういう状況です。そういったことはもうせっかく書いておりますので、訂正と同時に申し上げて、次に移ります。

2番目に行きます。

あと8分、これはもうそっくり差し上げますので、今町が考えてらっしゃること、つかんでらっしゃることを担当課、担当者がそのまま情報としてこちらにいただきたいと思えます。

阿蘇くまもと空港をめぐる種々の施策について。阿蘇くまもと空港とその周辺地域を結ぶ交通網の整備についての町のビジョンはないか。例えば巷間に取りざたされる軌道敷の敷設について、町としての評価ないしは感想があれば示せ。

2番目、阿蘇くまもと空港への夜間貨物便の発着問題は今どうなっているか。中止か凍結かですね。町としての本件へのスタンスがあれば聞かせてもらいたい。

また、今後、一般質問の中で取り上げてまいりたいと思えますが、今日はひとつ町が今つかんでいらっしゃる状況等について情報をお知らせいただきたい。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 総合政策課長。

○総合政策課長(吉野邦宏君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

阿蘇くまもと空港の周辺地域を結ぶ交通網の整備について町のビジョンはないか。例えばまたによく取りざたされる軌道敷の敷設について、町としての評価ないし感想があればということで、軌道敷の敷設につきましては、県民運動公園経由空港行きの軌道敷の延長について、熊本県の事業として検討がなされた経緯がございます。このことにつきまして、熊本県交通政策課に確認しましたところ、平成16年度から空港アクセス改善に向けた取り組みとしてJR豊肥本線の三里木駅周辺から総合運動公園やテクノリサーチパーク等を経由して阿蘇くまもと空港まで鉄道を延伸するという検討が行われています。その結果、用地取得や構造物の建設を伴う等の投資的規模が大きいこと、また空港利用者のみならず運動公園や空港周辺企業の通勤等

の利用を見込みましても、軌道事業として採算性の確保は困難ということで、平成19年度に当該事業の検討について当面凍結することは決定されております。

しかし、熊本県としましても、豊肥本線が空港に隣接し、かつ最も定時性や輸送能力にすぐれた公共交通機関であることを考慮すれば、引き続き豊肥本線を活用した空港のアクセス強化が重要と考えているというようなことでございました。

このようなことから、本町としましても、軌道敷延長の実現は困難であると思いますが、将来、現実にJRを利用して空港に行き来する利用者が多くなった場合、全体の利用者が多いと考えられますのは熊本市方面からということで、熊本市方面からの利便性や、やはり空港に一番近いのは原水駅でありますので、公共交通としての採算性や時間の利便性を考慮すると原水駅の活用を考えるべきではないかというようなふうに考えております。

2番目の阿蘇くまもと空港への深夜貨物便の発着問題は今どうなっているかということで、深夜貨物便の発着につきましては、平成17年度に日本航空の深夜貨物便の就航の件につきまして住民の方々の反対運動が起きました。それを契機に空港周辺環境整備協議会が設置されまして、騒音などの空港周辺の方々の諸問題について、住民代表の方々と行政とがいろんな意見交換をする場ができております。

深夜貨物便の発着問題につきまして県の方に確認しましたところ、日本航空からは平成17年7月の一たん延期後は具体的な提案は何もなかったということで、その後も日本航空とは継続的に情報交換を行われておりますけれども、現時点では燃油費の高騰など、経営環境が悪化する中で、熊本における貨物便の展開は難しいとの反応が示されているというようなことでございました。

さらに、昨年1月に日本航空は企業再生法の適用を受けたということから、深夜貨物便の計画は完全に白紙に戻ったというふうに理解しているということでありまして、本町といたしましても日本航空の深夜貨物便の就航の件は白紙に戻ったと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ありがとうございます。今後の参考にして考えたいというふうに思います。

今日、あと3分ほどですが、申し上げましたように14日の日に中部小のその一番大きな部分の本体工事の契約の問題が本会議に上がってまいります。それぞれ議員としても私たちも非常にこの問題については真剣に考えて悩んでおりますし、今日傍聴者の方もおいでですけれども、どうぞひとつ関心を持って見守っていただきたいと。しっかりしたやっぱり結論に行かなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

明日も一般質問を行います。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時15分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成23年12月9日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議事日程(3日目)

(平成23年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成23年12月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君  | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君  | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君  | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君  | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君   | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君  | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君  | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君  |
| 18番 | 大塚昇君   |     |        |

3. 欠席議員は次のとおりである。

15番 上田茂政君

4. 会議録署名議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君 |
|-----|-------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |                |       |
|-------------------|-------|----------------|-------|
| 町長                | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長               | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 水上孝親君 |
| 総務部長              | 吉岡典次君 | 福祉生活部長         | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長            | 松本東亞君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 阪本修一君 |
| 総務課長              | 平野誠也君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長              | 實取初雄君 | 税務課長           | 阪本浩徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長     | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長           | 村田節子君 | 介護保険課長         | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長            | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 堀川正信君 | 農政課長           | 荒木一雄君 |
| 建設課長              | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 坂本恭一君 |
| 下水道課長             | 今村敬士君 | 商工振興課長         | 吉川義則君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 図書館長           | 堀行徳君  |
| 学務課長              | 松本洋昭君 | 中央公民館長         | 矢野陽子君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

本日は、上田茂政君から遅れてくるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。

今回の一般質問の事項は、ただいま議長からお許しが出ましたので、町民を代表いたしまして質問させていただきます。質問事項は、菊陽町の将来と近隣市町村との取り組みを町長はどういう考えでいくのか、①から⑤に対し質問をさせていただきます。

今回の質問は、町長が菊陽町をどういう方向に導き、発展させていくのか、夢と理想と思いを聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） では、①の環境と道路問題の方向性についてお尋ねいたします。

最初に、新清掃センター、これは町長が管理者と思えますけども、町長、これは町長のお考えで迷惑施設だと思われますか、そしてまたどういった方向性を導いてこの工場関係をつくりたいと思いですか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、新清掃工場の件でありますけども、今迷惑施設かということでありまして、これは迷惑施設ということではなくて、それぞれの地域で日々発生するごみをどう処理していくかということで、非常になくはならない施設だというふうに考えておるところであります。

そういった中で、新環境工場の建設につきましては、これにつきまして、ごみ処理関係につきましては菊池市の中では現在は旧の泗水町、そして合志市、大津町、菊陽で構成しとります菊池環境保全組合の方で処理しとるわけでありまして、そういった中で新環境工場の建設につきましては、将来のごみ処理区域のさらなる広域化を図るため、平成19年の時点では菊池市全域編入という方向で構成市町の合意形成が得られまして建設計画の検討が進んでいたところあります。その理由といたしまして、菊池市の全域加入によりましてごみ処理経費の低減につながる、いわゆるスケールメリットもありますし、また消防、し尿、火葬場、介護保険と同じように、全域になれば菊池広域連合の事務として一体化という運営メリットもあるということから、そういうふうな方向で進もうという結論に至ったところの経緯があります。

そういった中で、菊池市に内在します問題が浮上いたしまして、いまだにそのことが解決困難な状況がありまして、新環境工場の供用開始というふうな時間的な制約もありまして、新環境工場の建設計画は現行の処理区域で進めざるを得ないというふうな結論のもとに今新しい清掃工場の場所等の選定等々があつているところでございます。

しかしながら、菊池市におかれましては、ぜひ処理区域全域加入でさせてもらえないかというようなことを非常に望んでおられまして、これ当初の計画、スケールメリットもありますし、そういったことありますけども、現状としては現行区域の中で進めてられてるところであります。

そして、最近の施設につきましては非常に技術も進歩いたしまして、いろんな研修の、議会の方でも研修されたこともあるかと思っておりますけども、機種あたりもいろんな方向から検討があつるといふような状況であります。町といたしましても、保全組合の中で一緒に進めていく中で検討委員会いろいろ進んでおりますけども、課題を抱えながらこの一つ一つに一緒になって取り組んでいきたいというところで考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 私も坂本議員と一部組合の2人で行ってますけども、町長、私が先ほど迷惑施設ですかとお尋ねしたのは、私たちも責任ある場所を選んでます。しかし、そこに、候補地がたとえどうあろうとも、来たときの対応を私は聞いたつもりでございます。だから、冒頭に言ったように夢と理想と現実は違うかもしれませんが、私が迷惑施設と言ったのはそこを考えていただきたいと思ったから言ったつもりでございます。私ならば、町長、私個人としてはその工場関係は来てほしいと思います。私も、今町長がおっしゃったように視察研修やいろんな形づけを見てまいりました。ホテルのようで環境もよく、そして今ダイオキシンもかなりの規定数よりも少なく、私はいい工場だと思ってます。そういった面で町長にお尋ねしたんですけども、町長、そのお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この施設については、私の方も環境保全組合の方での研修も行きまして、現在できているところ、そしてまた将来建設時期に来ました折にはさらに技術も進んでるかと思えます。そういったことからいろいろ見ますと、その施設があつて非常に問題があるようなことはないというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、場所は今場所選定委員会の中で進められておりますけども、場所がどこに、そういうところで決まっていくかということもありますけども、どこかに、菊陽町から出しとるところの場所で決まってくれば、これは当然きちんと対応していかなければならないし、周辺の方々の理解を得るといふのも、いろんな研修等見ていただければかなり理解は得られるんじゃないかということで、そういう面では、全体で場所を決定していくことになりますけども、我が町に来たときにはきちんと対応しながら、迷惑施設ではないというふうなところを十分理解していただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、そこをやっぱり皆さんが期待しとると思います。これは、町長が言ってもよき理解者がなければ絶対できないと思いますので、その点は皆さんも議会と町民の方もよろしく願いして、次に移らせていただきます。

次は立野ダムですが、町長、いつも町長と議長はこれに対して陳情に行っておられると思いますけども、必要だと思われませんか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 立野ダムにつきましては、これ白川の洪水を防ぐ目的とした、いわゆる治水専用のダムとして、ダム本体工事の着手に向けた取り組みを国土交通省の方で進めておられましたけども、その後政権もかわりまして、できるだけダムに頼らない治水への政策の転換がありまして、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が開催され、個別のダムの検証の進め方について中間取りまとめがなされたところであります。その後、個別ダム事業の検証を行うための会議が開催されておりまして、立野ダムについても検討作業を進めているところであります。

ただ、流域自治体としては、関係のところで協議会といいますが、つくっておりますけども、現在継続的に進めておられます河川改修とあわせまして、白川の治水にとりまして重要な役割になっております立野ダム建設事業の継続を強く要望してるといふような状況でありまして、菊陽町の場合も昭和28年の大水害がありまして非常に被害受けておりますし、大津町でもそうであります。熊本市あたりは相当の被害が出とるわけでありまして、長い歴史の中ではそういうことも災害あるわけでありまして協議会の中で継続的に進めておるような状況でありますけども、ダムの建設は必要というふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長の見解では必要性が重大とおっしゃいますけども、私としては、町長がおっしゃったように昭和28年6月の水害から平成2年7月の水害、それ以降は案外と被害はないと思いますけども、私はこの間白川漁業組合の方に行ってまいりました。そしたら、漁業組合は、なるだけならばダムよりも遊水地をどこかにつくっていただけないでしょうかというお話もありました。町長、そういうお考えはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ダムに頼らない方式ということで、国土交通省の方から町の方にもいろいろな方策、24ぐらいの方策があったかと思っておりますけども、その中で菊陽に関する部分もありました。ただ、見てみますと、遊水地をつくるということになりますと、菊陽の場合が津久礼の全域の水田を遊水池に持っていけないとダムの役目を果たすようにはならないということで、非常に優良農地がすべて入っとならぬと、そうなりますと農水省の方では自給率を高めるために優良農地は非常に守っていくということがありまして、会議の中では農水省とのそういった調整はできているのかというたら、もう全然できてない。ただ、可能性としてどういう方法があるか

という24ぐらいのパターンがありましたけども、そういった面から見ると本町にかかわる分については非常に厳しいなということで、そういう見解を持ったところであります。

ほかの方法についても、非常に金額的にも現在計画されているより以上にかかって、期間もかかるような内容になったかと思えますけども、ただ、今いろいろ検討会があつておるといふことで、その辺の詰めをだんだん一つ一つの方法を検証しながら、どういう答えが出ていくかはまだ出ておりませんが、そういうふうな状況であります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 私たちが勝手に思うのは、今町長がおっしゃったように、言葉であらわす、例えば大事な土地をつぶさないかんということの思いだと思われます。そういうことが町長、いつも町長の中の頭では分かってるんですけども、私たちが聞こえないもんですから勝手にこういった想像や理想をお願いをする、なりますので、町長の先ほど冒頭に言ったように夢と理想とそして思いをしっかりと述べて、町民の方に説明していただきたいと思ひます。

次に移ります。次は443号線です。これは皆さん、道明の益城線から第1空港線に続いて、今4車線を終えてます。今回、私がいつも一般質問したのは、これは町の管理ではないと思われますけども、一部菊陽町の土地にかかり、熊本市との両方にかかってくると思ひます。これは熊本土木事務所と菊池土木事務所の管轄だと思われますけども、私はこの道路が7年半ぐらいで完成するとお聞きしました。この道路を私の方から勉強させていただいたら、2車線化という問題が出てきました。私は、道明のところまで4車線化できてるのに何で2車線なのかと不思議な問題が出てきましたので尋ねたところ、道路の交通量やいろんな面があるとおっしゃいました。しかし、私は将来的な考えで申せば、そのまま第2空港線のところに出てきますので4車線化をお願いしたいという希望をしまひりました。町長も土木事務所に行かれたといふことですから、この点を上げさせていただきまされたけども、これは将来的には政令都市が管理するとお聞きしましたけども、この辺について町長はどこまで菊陽のための発展にご尽力いただくのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、国道443号線につきましては、菊池南部地域の交通混雑解消や熊本空港へのアクセス性の向上などの観点から、県において現行路線の4車線化が検討されてるところであります。菊陽町といたしましても、沿線の1市7町で構成します整備促進期成会というものができておりますけども、そこと連携を図りながら4車線化の実現に向けて県や国に強く要望してるところであります。

また、今議員が言われた件につきましては、現在計画としては2車線での計画があるような話は聞いているところでもありますけども、これにつきましても菊池振興局の方に要望事項といたしまして4車線化ということで要望を上げてるところであります、ただ区域の、その間が熊本市の行政区域の中に入るもんですから、来年4月から政令都市になりますと熊本市の管理の方に移っていくんじゃないかと思うところもありますけども、現時点では県の方の管理とい

うことでありますので、その辺4車線化していただければ非常にありがたいと思います。

そしてまた、先から要望しとる内容につきましては、道明あたりから馬場楠の方に行く路線になってますけども、それに歩道もないというふうなことでそういうところ、ですから馬場楠の上村橋の改修等も要望活動は毎年出しているところでもあります。これにつきましては、毎年県の方に要望活動も行っておりますので、そういう面についてもきちんとしていただきたいと思いますというところで取り組んでるところであります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） この点に対しての道路は来年政令都市の管理になりますけども、その中で私は4車線化いただいて、そして第2空港線に通じたならば、私も一般質問しましたけども、藤崎台の球場を、免許センターの横という希望もありますし、いろんな観点からアクセスに対しての道路だと思っておりますので、ぜひ町長よろしく願いして次に移らせていただきます。

次は、②の医療、介護、福祉の充実に向けてと大まかな枠をつくりましたけども、これは菊陽町が今人口増してかなりの、おかげで医療費や介護や福祉に投資するお金が来ると思います。これを町長はどう乗り切られていくのか、そしてどういった形で住民に理解していくのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 医療と申しますと、町が抱えているのは、担当しとるといいますか、持つておるものは国民健康保険であります。そういった中で、医療費というのが年々増加いたしましたして、平成22年度までは単年度で見れば収支が赤字になりまして基金の取り崩し等で補てんを行って、国保税を上げることなく国保財政を運営してきたところでもあります。

しかしながら、平成23年度の見込みをつけた段階で、基金の全額取り崩しを行っても不足が生じる見込みが出ましたので、税率を改正し、国保財政の運営に努めてまいっておるところであります。それ以上に非常に医療費が高騰しておりまして、今回12月の補正の方でもお願いしておりますけども、一般会計からの繰り入れをしないとやっていけないということでありまして、今回上程させていただいているところでもあります。

これには国保が抱える構造的な問題があります。先般、全国町村長大会がありましたけども、ここでも、これは全国的な市町村が抱える国保の問題でありますけども、町村長大会の中でも国の方にいろんな要望をしないと、このままでいけば国民皆保険制度が崩れるんじゃないかというふうな非常に厳しい状況であります。どういうふうな内容かと申しますと、制度創設時に比べまして農林水産業事業者及び自営業者の割合が非常に減少する一方で、高齢化の進展に伴いまして年金受給者を主とする無職者の割合が非常に増加しているということがあります。そして、社会経済情勢の変化によりまして、被用者保険に加入できない失業者、非正規雇用者、長期療養者等も増加してるような状況であります。加入者の所得額に対する保険料負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高くなっておりまして、これ以上保険税の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについてももはや限界に達するというところで、制度の維持管理が

困難な状況にあるということを訴えたところであります。

また、後期高齢者医療制度につきましては、政府は現行制度を廃止して新たな制度を創設するとしておりますけれども、現行制度は定着化しとって、拙速な導入は行うべきではないということ国の方に要望を、全国の町村が一体となってそういった要望をしているところであります。特に、国民健康保険では、高額医療費共同事業、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業等、財政基盤の強化策を拡充し、恒久的なものとするとともに、国庫負担の拡充等によりさらなる財政基盤の強化を図って、将来にわたって持続可能な制度としていただきたいというふうなことを要望したところであります。

ほかにもいろんなことがその中に上げております。例えば、乳幼児や重度障がい者への医療費助成、単独事業でやった場合、本町の場合も中学校3年までやっておりますけれども、こういう単独事業を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を、今そういうのがあるわけです、そういうのも廃止していただいて、全国統一的な制度化を図るような適切な措置を講じてもらいたいというふうな内容もやってるところであります。国に対してはそういう全国の町村が一体となって、恐らく市長会の方もそういう動きがあるかと思っておりますけれども、そういうふうな要望をやっておるところであります。

そして、町といたしましては、町でできること、毎年国民健康保険事業計画をつくりまして、その中で国保財政の健全化、安定のための方策や資格の適正化、医療費の適正化、さらには疾病を早期に発見し、重症化を防ぐような医療費の抑制のための人間ドックの助成、特定健診の受診率の向上、保健指導、こういうものについては引き続き町としてできることということで精いっぱいやっておりますけれども、今申し上げましたように制度上非常に問題があるということで、こういうものについてはきちんと国の方に、単一でやってもなかなか声は届きませんので、全国町村一丸となって要望活動をやってるような状況であります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） その予算は町長の手腕が問われると思っておりますけれども、私が思うのは、今人口増で高齢化がますます行くと思っておりますけれども、医療費を使わないとなればその人たちの健康をつくる場所、そういったお考えはあるか、またそういった介護、医療の問題に対してもどういった住民の言葉を聞きながら施設関係をつくりたいのか、町長、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 健康づくりという面では保健センターの計画というのがあったわけでありまして、現在も持ち続けてはおりますけれども、そういうものの必要性もありますけれども、現時点ではそれぞれ今町が持つとる施設を生かして、今担当課の方ではいろんなところを利用しながらやっております。ただ、できるならばそういう施設ができればいいということも思っておりますけれども、ご存じのとおり今非常に大型事業を進めておるということで、その辺なかなか踏み込んでいきたいけれどもできないということで、ある施設を利用しながら健康、病気をしないというのが一番、予防の方が大事でありますので、そういう点にはそういった中でも一生

懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 財政力の問題がありますので建物等は簡単にできないと思いますけども、町長、こういう考えはありませんか。今、PFIやリース方式という建物の管理が民間的にできることもあります。これは、資金不足や起債を起さなくてもできるとお聞きしましたけども、まだまだ勉強する価値はあると思いますけども、そういった民間型を取り入れてやるおつもりはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） PFI方式、これは民間の資金を使って、そして民間が建てる事業ですね、事業費あたりもそうできるということで、できた施設を町の方が利用しながら、起債とは別ですけども、それもある一定期間の間では、最終的には町の方が費用負担を出していかなどいかなどという内容ですけども、そういう面につきましても、今回総合計画もできまして、この間、保健センターにかかわらずほかの施設についてもそういう手法、どうしたらできるかというふうなことについては十分勉強しながら、また検討しながら、どの方式を採用するかということとは取り組みの中で、非常に差し迫った施設あたりもありますので、そういう面については十分検討して、そういうことができるということであれば早目に取り組みの方針を考えてみたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、自信持って、ちょっと聞こえませんが、皆さんも聞こえないと思いますので、よろしくお願いします。

私は、町長もいつも財政力が頭の中から外れないと思いますので、こういった手法をなるべく取り入れて、皆さんの思いを町長の思いと一緒に実現に向けて努力していただきたいと思います。私もかなり勉強して町長のサポートをしていきたいと思いますので、ぜひお願いしておきます。

次に移ります。次は農商工連携した産業の育成はと書いてあります。この一般質問は昨日吉本議員からも、担い手育成や後の後継者がなかなか不足で、生産の方もいろんな面でできないとありました。私は一方、そういった関連で、農業のたばこ耕作の人たちが今菊陽町で22名いたのが11名がおやめになると。約14ヘクタールぐらいが、またたばこがつけられなくなった。その跡には農産物をやっぱりつくらると思います。しかし、今の現状では、町長も答弁がTPPの問題がありますので、それは飛んだ話ではできないと思いますけども、町長、今ニンジン焼酎やいろんなイベントで地産地消の町長のお考えで今まで実行されてきましたけども、ほかにも何か対策はおありでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 農商工連携の中で町の特産であるニンジンということ、この件につきましては平成20年度からニンジン焼酎の開発を進めまして、芋ベースから今年度は米ベースの方に

第二弾として取り組んできたところでもありますけれども、また農商工連携、いわゆる6次産業化といえますか、そういうものにつきましても、今非常にありがたいのは商工会の方でもそういった地元の例えばエンジンを使った産品開発、いろいろ国の補助あるいは県の補助を受けながら取り組んで連携をとっておりますけれども、さらにJAあたりも一緒にそういった中で取り組みがあるかと思っておりますけれども、また高校では翔陽高校あたりでもいろんな取り組みをされて、かなり商品化まで持っていけるような段階までいろいろ来とるものもあるということでもありますので、できれば、地元のエンジンが特産であれば、そのままのエンジンとしてだけではなくて付加価値をつけることが非常に大事だと思います。エンジンを菊陽町でつくっておれば採算はとれる、そういうベースまで持っていけるようなところまで行ければということで、一気にはいけませんけれども、いろんな取り組みの中から一つ一つできるような方向にできないかということではありますが、これには行政、町だけではできません。商工会あるいは農業の団体あたり、特にJAあたりとの連携も必要だと思いますし、一方では高等学校、農業高校やら翔陽高校ですね、菊池農高もありますけれども、そういうところとの連携も必要じゃないかというふうに考えてるところであります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 農家を助けて商工連を助けていくためには、町長、私は農業用のいろんな施設等の場所を、例えば農業に必要なところを連れてくるとか、工場関係をですね。そして、その中で契約栽培してくるとかという方法をとれば、割と解消するんじゃないかという思いがあります。既に今回、農業施設関係のオファーは数件ありますけれども、何せ土地がないということが現状でございます。しかし、農業用地とすれば、町長が進めていく中でどこか理解あるところがあればそういった工場関係を連れてきて、そして農家との契約をするということをするれば割と解消がするというお考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そういった企業等を誘致する場合がありますけれども、議員もご存じのように、転用につきましては農振法と農地法の規制、さらには都市計画法の関係が絡んできて、農振法につきましては、誘致しようとする企業が農業に参入し、その収穫物を加工して販売するなどの一貫した業務の中の施設は、農用地からの用途変更で農業用施設用地としての転用が可能であるということでもあります。それ以外の案件につきましては、農振除外は基本的には認められていないというのが現状です。農地法につきましては、農地区分に基づく転用規制がありまして、甲種農地、1種農地、2種農地、3種農地の区分がされています。その中でも甲種農地、1種農地は、道路、水路などの公共用に供する事業以外は転用できないというふうになっております。また、2種、3種についても、程度の違いはありますけれども規制があるところがございます。そのほかにも都市計画法の市街化調整区域の規制もありますので、企業等の業務内容、希望される土地、面積などによってその対応が異なってくるということでもあります。

そのような難しい状況でありますけども、地域の発展につながるようなお話があれば、厳しい状況でありますけども、地域の発展につながる、そして町民の皆様のためになるようなお話であれば、ぜひ積極的に対処していきたいと思っているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 私も、町長、本当に農業に対する理解があると思いますので、そういった農業関係等の施設を推進してまいりますので、ぜひご理解のほどをお願いいたします。また、農家のためにも、町長、發揮していただいて、思い切った策で農業を助けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に移ります。次は、スポーツ等の施設はと。大まかに体育館、町民グラウンドと書いてありますけども、これは第5期の基本構想の中にもありますけども、町長、皆さんが期待してるのは、いつ、どこの場所で、どういった形を町長のお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、特に町民総合体育館、いわゆるスポーツセンター的なものにつきましては議会の方でも請願の採択もされとるような状況でありまして、町民総合体育館や町民総合グラウンドなどのスポーツ施設につきましては、第5期の総合計画の中でこの構想に取り組んで盛り込んでるところでございます。スポーツ関係者をはじめ町民の皆さんから総合体育館、総合グラウンド等のスポーツ施設の充実が望まれてることは十分認識してるところでありますが、議員もご存じのとおり、現在は菊陽中部小学校の耐震全面改築、そして菊陽西小学校の増築、そして菊陽中学校の耐震改築、また光の森複合施設の建設など、早急に、しかも多額の予算を必要とする大型の建設業に取り組んでるところでありますので、進めておるといふような状況であります。

そのため、ここ数年で大型のスポーツ施設の整備に取り組んでいけるかと申しますと、財政的な面からはすぐそれも一緒に同時にというのはなかなか厳しいところがあると考えておりますが、総合計画の前期基本計画の期間中には立地場所、そして基本的な構想の取りまとめを目途をつけたいということを考えておりまして、そういった中で、さっき言われたいろんなPFIあたりのそういった手法あたりも十分検討しなければならないなというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 一般的に、財政、財政ということは私たちも十分に分かります。しかし、町民の方は町長に期待をされてると思います。私が言ったのは、町長、夢のある話でも結構だと冒頭にも言ってありますし、理想でも結構でございます。やはり、町民は期待をしています。だから、どの場所を選びたいのか、そしてどういった形づけでいつやりたいのかというのは今の総合計画の中で分かりますけども、私が言うならば、JAの今支所がありますね。あの裏関係が、私は体育館とグラウンドを持ってきたらどうかという個人的な考えも持ってます。しかし、町長の言葉では何も一つも形は見えません。町民はそれを期待してるんですよ。だから

ら、お金の出どころが厳しいとはみんな分かっています。しかし、それを国の予算やいろんな手腕するのが町長だと思いますけども、ちょっと町長もしゃべりにくい点があるかと思えますけども、町民が期待していますので自分の思いをおっしゃっていただきたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） スポーツ施設関係につきましては、教育委員会の中でいろんな委員会もありますし、町民の皆さんの総意といいますか、いろんな意見を聞きながら場所等については選定していく必要があると思えます。まだそこまで至ってないということでもありますので、そういうものにつきましても、場所だけ先に言っても、なかなか何年かかかるようなものを先に言うというわけにもいきませんし、いろいろ段階を踏みながら、そういった中で合意形成を図るというふうなことでないと、また早くから場所が決まったなんていうことも実際はできないわけでもありますので、その辺は慎重に対応はしていきますけども、思いといたしましては十分、今の町民体育館、非常に昭和40年代あたりにできた体育館で手狭になって、来年は県体もありますけども会場も菊陽町からはなかなか出せない。一方では、よそにないようなインフラ整備を進めてきとる、その充実があって箱物が遅れてるところありますけども、ただ、昔いろんなところで箱物ができた時代と比べて今非常に箱物に対する補助金の制度も厳しくなっております、そういう課題はありますけども、町としては近隣の市町を眺めてみますと非常にどこもきちんとしたものを持っておられるということで、非常に緊急性があるということは十分心にとめながら、ぜひ真剣にその辺は、できるだけ早くできるようなことができないかということをも十分心にとめながら取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） やはり町長、なかなか言葉が出てこないと思えますけども、さっき教育委員会の方の管轄だからとおっしゃいましたけども、教育長、私は今町長がおっしゃったから言えますけども、ある台湾の方との交流会をやらせていただいて、現実的に菊陽町と交流会をやりたいという方面で今進めてまいりますけども、そういう中で先方の方が、交流会の中でサッカーや野球やいろんな施設をするときにはグラウンドに対してでも資金面はサポートしても結構ですよというお話もいただいています。しかし、これは町長や教育委員会の中で決定がなからんと私勝手に動くことはできませんので、そういった、教育長、お考えはあるでしょうか、ないでしょうか。ちょっと急ですけども、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 昨日から急なことが起きて、お答えにくうございますが、でも町営体育館と総合体育館についてのお話等は、町長からお話し申し上げたように以前からの計画の中でもありますし、今町長がお話をされましたように、前期の中ではそういった立地場所や基本的な構想の取りまとめに目途をつけるというふうなお話でありましたので、具体的な計画というふうな状況の中では、こういった町の一つの優先課題としてぜひ教育委員会としてはお願いをし

ていきたいと。ご存じのように、教育委員会独自ではお金がありませんし、町の財政状況等も見ながら十分やっていきたいと思えますし、今おっしゃった海外というか台湾とのそういった交流というふうなのは、非常にまた今からの世の中を考えますと子どもたちにとっても必要なことであるので、そういったものが来ればぜひ前向きで検討したいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） すいません、教育長、急に言って。そういった点から、私も一生懸命町長の意向に対して努力しますので、町長、前向きにどうぞよろしくお願ひします。

次に移ります。次は最後に、合併は考えているのかということですが、以前町長は、この前、単独でしばらくはいきたいというお考えでした。しかし、来年政令都市になります。私は熊本に吸収されるのではないかと不安感もあります。なぜかという、皆さんが考えてるような、今菊陽町は財政が豊かという考えの多くの方がおられると思えますけども、私はそんなことはないと思えます。いつも町長が予算は厳しく追求されていると思えますが、町長、これを私は先ほど言ったように市町村と書いてあります。何で村を入れたかとなるならば、私は西原もまだ自分たちの友達もいますし、いろんな議会でも話しております。だから、ここではこのページには村は入れてませんが、私は最初は入れてましたけども今見ると村が入ってませんが、これは村は私は提示してました。そういった面から、政令都市に吸収されないために、町長、将来ですよ、今は単独でもいくということで町長はお考えでしたけども、将来について合併はどのようにお考えになってるかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 市町村合併につきましては、これまでも何回も質問もあったところでありますけども、前から言っておりますように、平成13年度から平成16年度にかけて東熊本市を目指した市町村合併、これは4町ですね、大津それから旧の合志町、旧の西合志町と菊陽の4つで東熊本市をつくろうということで進んでおったところでありますけども、4町合併協議やその後のまた3町合併の協議も調わずに、現在は単独で進めているところでまちづくりを進めています。合併についての具体的な予定はありませんが、今後地方分権が進展する中で、合併することによって住民の皆さんの利便性が大きく向上するような社会的な状況が出てきたり、合併が必要とされるような国の動き等があれば、合併についてはまた町民の皆さん方がどう考えておられるか、そういうものを非常に尊重すべきであると思えますので、町民の皆さんの意向あるいは周辺自治体等の状況を勘案しながら合併の議論をしていくようになるのではないかと思います。それがいつごろになるのかというのは予想してのものではありませんが、これも全国町村会の中では、平成の合併は進みましたがいろんな課題もあるということで、全国の町村の動きとしては非常に慎重性を持っているようなところであります。

ただ、そういうふうな時期が来た場合、菊陽町との合併を、他の市町からぜひ菊陽町とは合併したいと言われるような自治体として自立しておくことが非常に大事だと思います。そのためには効率的な行財政運営ができるように、そして限られた人的、物的資源やそういうものを

効果的に活用しながら現在の町政を行っているところでありまして、その間に、特に箱物が本町の場合は不足しているところでもあります。学校あたりもきちんとしてやっておかなければならないし、そういうものを踏まえながら進めていかなければならない。特に、編入合併とかなりますと非常に問題抱えるところでもあります。ただ、エリアをどうするかということはまたいろんな、今もう合併のことについては今現段階では県の方もいろいろ言われませんし、落ちついてるところでありますけども、そういう動きがあればまたいろんなところから話が出てくると思いますが、そういったときは住民の皆さんそして議会の皆さん方といろいろ相談しながら、菊陽町の大きな将来のことにかかわることでもありますので、その辺は慎重に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） これは、私が大胆にもそういった合併を出したのは失礼かと思っておりますけども、皆さんの諸案の中では、菊陽町の東熊本という中では、当初は町長がおっしゃったような形づけはやってまいりました。しかし、単独でということから落ちついてはいますけども、将来の子どものためには幾つかの考えを持っておかなければいけないと思います。私個人的には空港を周辺とした合併が必要だという考えもしてはいますので、その辺はお考えいただいて、中心を空港にして周りを取り囲むと。言うなれば端々で皆さんが、だれも真ん中にはいないという考えならば結構ではないかという単純な僕の考えであります。しかし、今から、昨日もありましたように夜間空港の問題やいろんな面で、空港を中心とすればいろんな形づけやアクセス道路もきちっとした整備もできてくるかと思っております。それが私の夢で将来的なお考え、だから町長もそういった考えを皆さんに、住民に分かっていただくために、あえてこれを出させていただきました。ご理解いただきたいと思っております。ぜひ、そういった中で頑張っていたきたいと思っております。

最後になりますけども、この間ちょっとお話を聞きましたけども、農業委員会でも婚活とか、いろんな地域で皆さんが、職員さんも非常に頑張っておられます。私もそういった中で皆さんと一緒にまちづくりをやりたいと思っております。また、農業委員会でも耕作放棄地並びにいろんな形づけを解消するためにも努力されています。ここで町長に提案がありますけども、こういった首相官邸所から環境モデル都市計画と。水俣も使っております。ぜひこういった形を、補助金が多い取り組みを取り入れていただいて、よりよいまちづくりをつくって、町長、期待しておりますので、よろしく願いして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前11時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉山哲也君、一般質問を許します。

○4番（吉山哲也君） 皆さんおはようございます。議席番号4番、吉山哲也です。4月の選挙で初めて町政の方に送っていただきました。ありがとうございます。多くのご支援いただいた皆さんの負託にこたえるために、真摯に議員職の方取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

さて今回、一般質問ということで通告のように上げております。これは、町の基本計画、これに種々事業計画として上がっておりますけれども、それを一つ一つ確認しながらということで、行政の方と住民の皆さんと町の将来についてともに考えられる、そういう一つの端緒になればなと思ひまして4つの項目を上げさせてもらっております。1つ目が、鼻ぐり井手及びその公園周辺の整備ということです。2番目に橋梁長寿命化修繕計画について、3番目に集落内開発制度について、4番目に障がい福祉についてというように4項目を上げさせてもらっております。つつがなく終わるように努力いたしますけれども、以下、具体的質問につきましては質問者席の方からさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） それでは、通告に従いまして、まず1番目の質問事項から行わせていただきます。

まず、鼻ぐり井手及びその公園周辺の整備についてでありますけれども、これについては昨年度、平成23年2月ですかね、そのときに文化財保護及び公園周辺の整備、また地域活性化に向けた取り組みについてという陳情書が提出もされているということ、また先ほども申し上げましたが、菊陽町の総合計画の前期基本計画においても4つの都市像の中で3つの都市像の中に大きくうたわれている事業計画であります。そういう中、先月の第4回の鼻ぐり祭も雨という天候でしたけれども、実行委員、町、行政の皆様、その他菊陽町内外の多くの方たちの参加で盛会のうちに行われたということで、年々にぎわいを増しているようにも感じております。このような状況にありまして、さらなるにぎわいあるいは活性化の核となるべく種々の計画の遂行が行われているというところだと思います。そこで、今年度の当初事業計画において鼻ぐり井手の県文化財指定に向けた調査研究ということが予定されておりましたが、その進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

また、その中で文化財指定までの期間はどれくらいかとか、文化財指定の効果と申しますか、指定後はいろいろな面で規制がかかってくるとか、特に維持管理の面では難しい問題も出てくるのではないかと考えます。以上を踏まえたところでの進捗状況ということで質問をいたしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまのご質問についてですけれども、まず県文化財指定に向

けた取り組みの進捗状況と、それからの少し全体的な計画をお話したいと思います。

今年度は、鼻ぐり川底の調査を実施しております。馬場楠井手の川止めの期間の11月1日から実施しております。鼻ぐり井手の6カ所程度を選定して発掘し、鼻ぐりの形状、築造当時の川底の形状確認を行っております。その後は、発掘による堆積物の化学分析、可能であれば年代測定などを行い、来年3月までに報告書としてまとめる予定で進めております。

今後ですけれども、来年度に国の補助を受けまして、鼻ぐり井手区間の全体の測量図また鼻ぐりの個別ごとの測量図の作成を計画いたしております。それと並行して、文献等の調査また農業土木や歴史の専門家の学術的な意見もお伺いして、早ければ平成25年度に県の文化財指定申請を行いたいと思っております。

それともう一つ、今、鼻ぐり井手の県文化財指定した場合のメリットとデメリットについてお尋ねがありましたけれども、メリットとしましては、まず熊本県の全国に誇れる文化財として公的に認められたということ発信できる点、また指定された文化財の修理や整備また管理作業を行う場合に県の補助を受けられるという点がございまして。それから、デメリットとまでは言えませんが、指定されることにより所有者や管理者に公開、いろんな方に見せるというか、などの活用ができますように日常的に良好な維持管理を行うことが義務づけられてまいります。また、井手の補修や維持管理などで井手の形状、形ですね、を大幅に変えるとか、そういった変更が伴う場合には熊本県教育委員会の許可が必要になってまいります。その場合は手続が必要になってまいります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 平成25年の指定を目指してらっしゃるということで、種々大変な面もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

今、指定の効果という面でお話をいただいたんですが、1つ、あの場所といいますか、鼻ぐり井手が400年超してると。その間、今のような状況で残ってきたと。こういうことを考えますと、今までの状況、自分たちが小さいころもそうですけども、竹に覆われてうっそうとしたところで人の出入りもほとんどないというふうな状況の中で、ずっと鼻ぐり井手というようなことが残ってきてたわけですけども、こういう形で一つの開発ですけど、そうやってきて、いろんな整備をされて修復もされて、ただ見学の方たちに見えるような状況で切り開いていったという状況だと思うんですけども、そういうことで自然環境との兼ね合いがもしもありませんけども、あそこの岩盤をそういう形で後世に残していくためにはどうしたらいいのかなというふうなことでも考えてらっしゃると思うんですけども、そういう面で何か一言説明の方をお願いできたらと思いますが。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） そのお話は以前いろいろな方から、鼻ぐりについてお話しする場合に、例えば今鼻ぐり井手大橋の下の部分は化学的な処理がされてるとか、そういう部分では

かなり丈夫になってるんですが、現在されてない日の当たってるちょうど見学するところですね、そういったところについては、今までは日が当たってなくてよかったけれども、今度から人の目に見えるからかなり注意しなくてはいけない、あるいは水分的なものが抜けて風化していくんじゃないかという意見をいただいておりますので、その辺はの中で、先ほども技術的な専門家の方にお話を聞きながら、その辺の対策というものも保全の中に入れていかななくてはいけない、そういう定期的な、修繕までは行かないんですけれども、維持管理というものが非常に大事になってくると。そういうものを踏まえたところで申請というものを考えていかなくちゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今お話しいただいたような状況で、文化財指定という町にとっても誇れるものができていくと、できたということだと考えます。そういう中で次の質問に移りますけれども、鼻ぐり公園今ありますけれども、あの周辺の整備についてであります。具体的に計画、立案の方に向けて動いてるという状況だと思いますけれども、また検討委員会の方も立ち上げが行われて検討の状況に入ってるということですが、そのあたりについて検討委員会の状況、また委員会の今後の状況について質問をしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの鼻ぐり井手公園周辺の整備について、当初の事業計画の進捗状況はということでお答えいたします。

当初の事業計画にありました鼻ぐり井手公園整備及び公園活用、これ基本構想の調査等の業務になりますけれども、を予定しております、そのことについてご説明いたします。

この業務につきましては、鼻ぐり井手の南側の地域の公園整備についてでございますけれども、白水地域の皆様のご意見を聞きながら公園整備や建物の計画をまとめまして、あわせて鼻ぐり井手をどのように地域活性化につなげていくかを地域の方々と話し合いを持ちながら詰めていくというものでございまして、現実的に実施が可能な部分、あるいは解決すべきいろんな課題がありましたら、それらをどのように解決して実行できるか、そういったものを検討しながら基本構想を作成していきたいというふうに考えているところでございます。

基本構想の策定業務の進捗状況といたしましては、鼻ぐり井手公園整備、公園活用の基本構想の調査業務の委託契約の締結をいたしまして、第1回の検討委員会を先月に開催して、公園整備の内容や地域活性化に向けましてのご意見をいただいたところです。今後につきましては、12月も予定しておりますけれどもあと三回、内容によりましては4回になるかもしれませんが、委員会の方を開催していきたいというふうに考えております。

また、基本構想を策定するに当たりましては、対象地域が斜面地になっておりますので、事業費あたりを算出するに当たりましては測量が必要でありましたので、地権者の方々の測量についてのご同意をいただきまして調査を行ったところであります。内容につきましては、3月

までには構想を取りまとめていきたいということで作業を進めておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今のお話からしまして、各方面からのいろんな要望もあるようでありますし、またそういう趣旨の要望等を受け入れられまして検討委員会の方では真剣な討議の積み重ねというふうなことで、執行部との連携で着実に進んでいるんだなというふうに拝察をいたします。

それでは、3番目の質問に移りますけれども、鼻ぐり井手及び鼻ぐり公園というふうなことで、前期基本計画には特徴ある観光拠点の形成ということであつたわけなんですけれども、この点について少々質問をさせていただきます。

これは、1問目、2問目というような流れの中でご答弁いただいた内容、その総合的な視野を踏まえた上での事業展開というようにも考えられます。このような周辺整備が地域活性化に向けてどのような機能を果たすのか、それを明らかにするためにも、鼻ぐり公園の整備というものが事業計画の中ではガーデン・サバーブふれあいの里づくり事業という位置づけになっておりますけれども、ガーデン・サバーブというふうなことはそもそもどういうことなのか、簡単にでもいいと思いますので説明を求めたいと思います。

その中で、ふれあいの里づくりの事業の中で鼻ぐり公園の整備というふうなものがどういった位置づけなのか、そのあたりを説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それではまず、地域活性化に向けた整備というふうなことでお答えいたしますけれども、鼻ぐり井手周辺整備公園の住民検討委員会につきましては、地域の区長さん方、それと地域婦人会の方、あるいは認定農業者の方、あるいは文化財保護委員さん、鼻ぐり井手保存会の方、あるいはPTAの方からさまざまな意見がいただけますように、たくさんの方に、あるいはいろんな方面からの方に参加していただきながら白水地域の活性化に向けたいろんな角度からの意見をもらいたいということで、委員会を設置しまして作業の方を行っておるところでございます。今、検討委員会の中でもたくさん意見が出されておりました、先ほどちょっと申しましたけれども、真に実行可能かどうかというようなことを踏まえながら検討をお願いしていきたいなというふうに思っております。

それと、ガーデン・サバーブふれあいの里づくりの事業というのがどういうものかということでございますけれども、ガーデン・サバーブふれあいの里づくり事業は平成3年10月に、当時自治省になりますけれども、リーディングプロジェクト事業といたしまして自治省の事業採択を受けたもので、この計画につきましては町域、町全域をもって1個の自然を生かした公園と見立て、小規模な公園があるということではなく、町域全体が自然と触れ合う一つの公園であり、その公園の中に活気に満ちた町民の営みがあり、心地よいコミュニティーが形成された

ガーデン・サバーク、これ庭園郊外都市ということですが、これを目指していくというもので、当時自治省の事業の認定を受けております。

このガーデン・サバークふれあいの里づくり事業の中に掲げております事業といたしましては、中核事業といたしまして杉並木公園等の整備を行いまして、さらに町域全体をつないでいく事業といたしまして町域周回遊歩道の整備、あるいは鼻ぐり井手公園整備事業、それとふれあいの森公園整備事業、それとそれらをつないでいく町域周回遊歩道事業等の事業を掲げながら、町全体が一つの自然を生かした公園であるというふうなまちづくりを進めていこうということでガーデン・サバークふれあいの里づくり事業が計画されております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ガーデン・サバークふれあいの里づくりというところで町全体を公園というような中でとらえて、そこで自然の中に計画的に集落、住居、そういう配慮をしていくということだと思います。そういう中での一つの鼻ぐり公園というようなところの位置づけかなとも思いますけども、今までの話総合しますと、公園化という開発、それとまた文化財の保存というある面対立軸にあるようなものを有機的に関連させて、そういう中で観光資源として町の経済の活性化に結びついていくものというふうにも考えます。また、そういうふうになってほしいという要望も持っております。

また、こういう事業の遂行に当たって、町民とのパートナーシップによって検討会等十分に積み重ねがあつておるような状況で、今後、公園化の中でそこに一つの文化財がある、地域の活性化、ひいては町の活性化につながっていくように、ある面情報発信をする必要もあるかとも思います。そういう意味でも、ここの鼻ぐりの公園化という周辺の整備の中で、陳情書にも上がっておりますけども、民俗資料館というふうな施設の話も上がっております。そういう形で、ここを菊陽町の文化の情報発信の拠点というふうなとらえ方での整備をお願いして、またそれが地域住民あるいは菊陽町民全体にとってのアイデンティティーの育成の場にもなっていくものと考えます。そういう面からの計画遂行の方をよろしくお願いしておきます。

さて、次の2番目の質問ですが、橋梁長寿命化修繕計画ということについて質問をしたいと思います。

町議会でも幾たびも各議員さんの方からもお話がありましたけども、今年3月の東日本大震災における津波の襲来あるいは原子力発電所の崩壊等、甚大な被害があつたという今年の始まりですけども、その余波かどうか分かりませんが、本県においてもたびたび従来にないような大きな地震もあつております。このような中、基本計画の中では暮らしやすく安全で安心なまちづくりという中で、交通体系の充実というような生活基盤の整備の中に橋梁長寿命化修繕計画というのがうたわれておりますけども、本町の地形的、地理的特徴からしますと、白川が真ん中にあつて、その両側に南北に台地があるというふうな傾斜地の中で、そこには多くの、白川にかかる橋だけじゃなくして、東西に伸びるいろんな道路、そこをまたぐような橋

もかかっております。本町の交通の便のここが一つでもだめになれば、大変な被害をこうむるというような状況かとも思います。そういう大事な交通の便に寄与するような重要な公共資産でもありますので、そういう中での橋梁長寿命化修繕計画ということであると思いますので、その辺について質問をしたいと思います。

質問ですけれども、通告の方には①から④というように上げておりますけれども、1から3を1問目、4番目を2問目というようなことで、まとめてというようなことでお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういう中で、1番から3番というようなことで、①の取り組みの状況の中で対象となっている橋梁、2番目として、今年度当初事業計画である、対象である辛津橋ですね、その進捗状況について説明をお願いします。

また、昨今の、先ほども申しましたけれども、従来にないような地震もあっております。そこでの計画の変更への影響はないのかというようなことも説明を求めたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、お答えいたします。

じゃ、①から③までを続けて。橋梁長寿命化の修繕計画につきましては、平成21年度に菊陽町橋梁点検及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務を委託しております。そして、長寿命化修繕計画を策定しているところでございます。対象橋梁ということでございますけれども、町内の36の町道にあります大小58の橋梁のうち延長15メートル以上の9橋が対象であります。所在は、一級河川にかかります橋梁が上流から下戸橋、川手橋、辛津橋の3橋、菊陽空港線をまたぎます大掘木橋、ふれあい橋の2橋、第3空港線の県道熊本益城大津線をまたぎます新戸次橋、県道熊本菊陽線をまたぎます原水柳南橋、花立の二級河川堀川にかかります花立東橋と花立西橋の2橋の合計9橋でございます。

次の今年度当初事業計画の進捗状況について申し上げます。

先ほど申しました平成21年度の橋梁長寿命化修繕計画策定業務の調査の9橋のうち、早期対策が必要となりました白川にかかります辛津橋の詳細調査、補修設計業務を今年度実施することとしておりまして、平成23年11月1日に入札を行い、その後契約を行い、現在調査設計に入っているところでございます。現在、事前調査により既存資料の収集、損傷度合いの確認等を実施しておりまして、橋梁点検車の調査に伴います通行止め等の協議を行っているところでございます。

次の最近の地震等による検査状況ということでございますけれども、平成23年10月5日午後11時33分ごろ熊本地方を震源地とした地震が発生し、菊池市で震度5強、菊陽町でも震度4の大きな揺れがあり、その後も何回か発生しているところでございます。最近の地震等による検査状況ということでございますが、菊陽町地域防災計画で震度4以上の地震の場合道路等の施設の状況把握を実施することとなっており、また熊本県橋梁点検マニュアルでも通常点検のほか定期点検、詳細点検、異常時点検等がありまして、今回の地震については異常時点検となり

まして、異常気象発生に応じて点検することとなっております。今回の地震に際しましては、地震発生の翌日、通常の道路パトロールに加え、道路、橋梁及び公園等を目視及び段差等の異状について点検を実施し、安全性を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） この計画の対象と見直しというふうなところまで説明をいただいたところですけども、対象が9橋ということを言われましたけども、長寿命化修繕計画というものが、これが耐震化とか橋梁の幅員の拡幅とかそういうことも対象としてるんでしょうか、修繕内容がですね。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 耐震化とは別物というか、別でございます。長寿命化修繕計画は、損傷が少ないうちから計画的に修繕を行って予防措置をとって橋梁を長寿命化させるというのが目的でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、目的というふうなことをいただきまして分かったところですけども、そもそも東日本大震災というようなことがある前からの計画だと思うんですけども、こういう長寿命化修繕計画というのが策定されてきた、その背景というものについて説明をお願いできたらと思いますが。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今現在、15メートル以上の橋梁を長寿命化で策定しておりますけども、経過年数が、今のところ一番古いやつが1955年、54年ぐらいたったやつがあるんですけども、今後年数がたつにつれて橋梁が全部老朽化していく関係から、すべての橋をかけかえとかが発生した場合膨大な予算が伴いますので、事前に補修をやりながら長寿命化させようという国の施策に基づいてやっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そういう背景で長寿命化修繕計画というのが策定されて遂行されてきているということですけども、今9橋は対象となっておりますが、そのほかにもたくさんの橋梁がありますけども、そちらの方についての計画とか、また本年度は辛津橋の詳細についての調査ということを言われました。そういうところから、9橋に対する計画の中での今後の状況と、またそれ以外にこの計画では対象になってない残り9橋以外の橋についてはどういうふうになるのか、またこの計画見ると町道にかかっている橋と町が管理してる橋ということで、町内には県道、国道にかかっている橋もあるもんですから、その辺の状況はどうなっているのか、その辺を分かる範囲でも構いませんので説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、今後の計画を申し上げます。早期対策が必要となりました辛津橋の詳細調査、補修設計を今年度行いまして、平成24年度に補修工事を行う予定としております。また、予防保全に位置づけられました下戸橋と原水柳南橋につきましては緊急を要する対策は必要ないと診断されましたが、5年後に定期点検を実施し、現時点での健全度より低下する損傷が確認された場合は必要に応じて詳細点検や維持修繕工事を行うこととしております。残り6橋につきましては当面修繕不要の診断でありましたため、5年ごとに行います定期点検を実施し、経過観察を行うこととしております。

また、15メートル未満の橋梁につきましても、平成24年度に長寿命化修繕計画の策定を予定しているところでございますけれども、15メートル未満の橋梁につきましても早期対策等が必要になりましたら詳細設計等を行って修繕工事を行うということになります。

それと、県道につきましては、同じように熊本県の方でも長寿命化修繕計画が策定されておりまして、熊本県の場合も15メートル以上の1,216橋が対象とされております。そのうち早期対策が必要な橋が51橋、予防保全対策が必要な橋が148橋、修繕なしが957橋で、町と同じように早期対策から取り組んでいくということで、あとは5年ごとの定期点検を実施するというところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、県道とかの橋梁についてありましたけれども、県道の、町内でいいですと東の方からいくと空港大橋とかこちらのみらい大橋ですか、そういうところ、また国道は上村橋があるんですけども、そういうところの計画は把握されてますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 県の修繕計画を見ますと、下津久礼のみらい大橋ですか、これは予防的な修繕が必要な橋にランクされておりまして、23年度で定期点検を実施するという事になっております。それと、光の森に行っております菊陽空港線とJRをまたぎます三里木高架橋と国道443にかかります上村橋については、これは橋の面ですね、橋面の修繕が必要な橋というふうに位置づけされておりまして、平成25年度に定期点検を実施することとなっております。それと、空港大橋については修繕の必要なしということで、5年ごとの定期点検を実施するというところでございました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 菊陽町という地形からしましていろんな橋がありますけれども、その修繕による長寿命化ということで財政的にも負担があると思っておりますけれども、よろしく願いしておきたいと思っております。また、そういうような本当に生活に密着した資産ということで、橋梁の安全性の確保というようなところで道路のネットワーク、これが、いろんな緊急なことがあったと

しても何とかそれが使えるような状況というのは維持していかなければならないものと思いますので、計画の遂行の方を着実にやっていかれてるところですけども、よろしく願いをしておきます。

続きまして、3番目の質問の方に移りたいと思います。3番目の質問ですけども、集落内開発制度ということで上げております。これが平成20年からの運用開始されての状況でございますけども、制度自体の効果について今までもいろんな形で答弁がっておりますけども、それについて制度自体の効果はどう評価されるのか、また地域間の状況からその運用状況がどう評価されているのか説明を求めたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、お答えいたします。

集落内開発制度の運用上の評価ということでございますけども、まず集落内開発制度の概要につきまして簡単にご説明いたしますと、建築物の敷地間の距離が50メートル以内に50戸以上の建築物が連担していること、農用地として保全すべき土地ではないこと等の一定の要件を満たした区域につきまして、市町村長の申し出に基づき県知事が開発審査会の議を経て指定した区域につきましては、地上10メートル以下で2階建て以下の一般住宅、店舗面積が500平米以下の日用品販売店及びその併用住宅であれば、市街化調整区域内であつてもだれでも建築ができるという制度でございます。本町におきましては、地域間の格差是正のためにもできるだけ広く区域指定を受けたいということで、県とたび重なる協議を行ってまいりました結果、約383ヘクタールが区域指定されまして平成20年4月30日から運用が開始された制度でございます。当時区域内には約122ヘクタールの建築可能な更地がございました。

ご質問の制度の効果につきましては、運用開始以降昨日までに分譲住宅が21件の162棟、個人の専用住宅が71件の71棟、店舗が1件の1棟で合計93件、234棟の許可申請が行われておりますので、制度の一定の効果は上がっているのではないかというふうに思っております。

また、分布につきましては、小学校区ごとに申しますと、西小校区が26件の137棟、北小校区が40件の49棟、中部小校区が173件の38棟、南小校区が10件の10棟で、町の西部地域に分譲住宅が多く建築されているという状況でございます。失礼しました。中部小校区は17件の38棟でございます。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、数値的には報告いただいたわけですけども、この数値を見られて開発制度の方の制度自体の運用の状況と申しますか、そういうことについてはこの数値からどういうことを町としては考えてらっしゃるのかなと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ただいまのこの分布の数値に対してどのように感じているかということでございますけども、店舗等が近くにあるところが開発が多いんじゃないかなというふ

うに感じております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今の答弁も、これが平成20年に制度が運用始まって、そこから、今までも何度も議会の方で答弁されておりますけども、そのときと同じような状況のように趣旨としては受け取れるわけですけども、今年、平成23年、先ほど数値的にも報告いただいたんですが、申請の内訳じゃなくして総合的な総数からいきますと、昨年度をピークに申請件数自体半減してきているというふうなところが1番目に入ってくるんですけども、その中でも用途別で分けていただいたところですけども、宅地分譲の方も年々減少と数値的には落ちてきてます。もう半減してきているしというふうなところ。ただ、専用住宅の方は、やはりこれも22年をピークに下がってきてるのかなというふうにも数値的には見えます。そういった状況もこの数値から見受けられると思うんですけども、自分なりにこの表を見て感じたところを述べると、地区別の数値を見ますと、まず久保田、白水地区の宅地分譲が少ないんじゃないかなというふうにもとれます。また、原水、津久礼地区での分譲も22年をピークに少なくなってるのかなと。特に、津久礼地区の方では今年度まだ申請件数がゼロというふうな状況がありますので、そういうところなのかなと。原水地区にしましても、申請件数も半減というふうに数値上あらわれておりますので。ただ、この原水地区が半減はしてしましても、全体的なところでの20年から今年までの申請件数からいくと原水地区の方が52.7%と一番多いわけでありましたが、地区別のと学校区割りで見えていくと、大きく原水地区というのは北小校区だと思うんですけども、中に西校区があるというふうなところで、限定的にどのあたりに住宅が増えてきているというのは現実的にも分かるし、この数値からも分かってくると思います。

そういう中で、先ほどの答弁で言われましたけど、利便性のいいところというふうなところが言われたんですけども、こういう面では全体的には一定の効果が上がってきているというのは分かります。しかし、私の早計な考えかもしれませんが、そこを一步踏み込んで考えた場合に、開発制度の趣旨とか町の基本計画との関係から、内容からすると、この制度の運用が当初の期待というか、そういう状況が出てきてないのかなというふうな感じもするんですけども、これも今まで何度も質問されてることでですけども、地域間の格差の解消、その格差の一因にもなってるのかなと、助長してるのかなというふうにも感じます。そういったところで思ったところですけども、開発制度の普及とこれを地域活性に生かすというふうなところでの町の考えとかはどういう分にあるのか、簡単でよろしいですので、時間も残り少なくなってきましたので、お願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） 町の考えはということでございますけども、集落内開発制度につきましては、市街化調整区域の活性化という同じ課題を抱えております熊本都市計画区域内の合志市、益城町、嘉島町と本町の1市3町で構成します市街化調整区域活性化連絡協議会とい

う協議会で県知事への陳情などの要望活動を行ってきた結果、認められた制度でございます。この制度の結果につきましては、先ほど申し上げましたように町の西部地域に分譲住宅が多く建築されているという状況でございますけれども、その原因としましては、先ほども申しましたように、近くに買い物ができる店舗等があるかないかというのも影響しているのではないかと、いうふうに思っております。そのような傾向は本町だけじゃございませんで、他の1市2町でも同様でございまして、活性化連絡協議会としましても売り場面積が2,000平米程度の商業施設の建築ができるようにという制度の見直しを要望してるところではございますけれども、都市計画法上は基本的には市街化調整区域は建築物の建築を抑制する区域ということでございまして、国もコンパクトシティー構想によりまして市街地を縮小するという方針でございまして、非常に厳しい状況ではございます。

非常に厳しい状況ではありますけれども、町としましては市街化調整区域の活性化のため、他の1市2町とともに活性化連絡協議会として今後も引き続き要望活動を続けてまいりたいというふうに考えているところでございますし、普及につきましても、住民の皆様から制度の活用についての説明会等の要請がございましたら出前講座等によりまして積極的に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、答弁いただきましたけど、いろんな形で人口増なり活性化なり、そういうところでご苦労もあるかとも思いますけれども、よろしく願いしておきたいと思えます。

ただ、もう一つ私の要望としてつけ加えるとすれば、熊本市を含む2市何町ですかね、その中でも同じようなこういう状況が出てるといのは分かります。ただ、そういう状況が出てるといことであれば、町として独自の解決策なりを、やはりこれはやっていただきたいと思うところです。ちなみに、この制度だけでなくしてこれを補完するような形で、定住促進政策とか特に住宅支援とか、そういう部分での政策というものも考えていただけたらなと思えます。また、それに限らずこういう制度がありますよということ、また地域の特性とかそういうところを町のホームページの中などでも情報発信していただければ、今のこういう多様な社会状況の中で、ただ単に利便性だけを求めるということもないのではないかなと思えます。自然環境とかそういう部分を求めて定住される住民の方たちもたくさんいらっしゃるのではないかなと思えますんで、その辺でのPRの方もお願いをしておきたいと思えます。

時間の方が通告の3番目で終わりのような状況ですけれども、最後の障がい福祉については割愛をさせていただきますけれども、一言それについて私なりの要望を述べさせてもらいたいと思えます。

障がい福祉の方は、平成15年からいろんな制度的に大きく変わってきております。措置制度から支援費制度、また18年からは自立支援法の制定で給付制度へと大きく変わってきたところです。国の財政的な面の影響での変革とも考えられますけれども、こういう大きな変革の中で一

番苦悩されたのは当事者等の関係者の皆さんだと思います。こういう中、またさらには平成25年8月を目途としまして総合福祉法という、仮称ですけども、これの制定に向けて今国の方は進んでいるような状況があります。ただ、25年といいましてもまだまだ時間があるというようなことではありませんで、そこまでの間には、今年も障害者基本法の一部改正がありました。また、総合福祉法が制定されるまでの暫定措置というような形かとも思いますけども、種々、総合福祉法が制定されるまでに各種関係法律の整備に関する法律という、正式な名称を言えば長々となってしまいますのでこういう形で言いましたけども、そういう流れの中で、早いものでは今年の10月から制度的にも市町村の方においてきてるとか、また大きくは24年4月から制度的に運用されていくというふうな状況があります。そういう流れの中で、今年度、町としては障がい者計画、また……。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君に申し上げます。時間が来ましたので速やかに終了してください。

○4番（吉山哲也君） はい。申し訳ありません。というふうな状況の中で、よろしくその辺のところの反映をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時3分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います、同僚の議員さんから励ましをいただきながら。執行部は明確な答弁をお願いします。

今年は3月11日の東北の大震災、そして福島原発事故と大きな災害が起きました。東日本大震災から9カ月がたちますが、いまだに多くの方が苦しんでおられます。私も5月に仮設とかいろいろ回りましたけれども、冬を迎えて非常に厳しいんじゃないかと心を痛めています。そして、福島原発事故のために多くの方が避難を余儀なくされています。この熊本にもかなりの数の方がいらっしゃっているというふう聞いています。まず、大震災、原発事故からの復興に全力を尽くさなければなりません。

私は、4月の改選後6月には、今お話をしました震災対策を通じて、町としてどのようにこれを生かしていくのかという立場で質問をさせていただきました。また、9月には、子ども医

療費の立てかえ払いの解消をということで質問を行いました。先輩の梅田議員の方から今回の12月議会で子ども医療費の立てかえ払いについては質問をしていただきましたけれども、ぜひ賛成をして質問をしてほしかったなと思います。今度、次回、請願と陳情を出すときにはぜひ賛成をしていただいて、この問題が一步でも前に進むようにまずお話をしておきます。

さて、私たちの暮らしの問題はどうでしょうか。今、野田内閣が進めようとしている税と社会保障の一体改革とは、一体私たちの暮らしにプラスになるのでしょうか。残念ながらそうとは言えません。社会保障制度の大改悪をやりながら消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税、社会保障改悪にもなかった最悪のものです。

年金では、年金受給額の大幅削減に踏み出そうとしています。65歳を68歳にするとか、いろいろ報道をされています。しかし、この削減は高齢者だけではなく全世代に大打撃を与えます。年金の受給は減る一方にもかかわらず、後で今日取り上げますが、介護保険料や国民健康保険税は大幅に上がっています。年金受給者のうち国民年金のみを受給する人の平均受給額は4万9,000円です。これは2009年の数値ですが、とても暮らせる額ではありません。それを来年度から、3年から5年にかけて年金額を2.5%削る構えです。1兆円を超す削減です。野党当時、民主党は、自公政権の年金改悪法案に対して断固反対に廃案に追い込むと反対をしていました。支給開始年齢の引き上げ、年金支給額の切り下げなど、現在の年金受給者にも将来の年金受給者である現役世代にも犠牲を強いる大問題です。

貧困と格差の問題はどうでしょうか。ますます広がっています。日本では、上位所得2割の人々が全所得額の45.5%、約半分を占めています。これも今までになかったことです。また、貯金がない世帯が22%、2割に上っています。この格差拡大の背景には、非正規雇用の拡大など雇用の不安定化があります。

厚労省が来年の通常国会に提出するとした主な項目は、今お話をしました年金の問題や保育の新しいシステム、公的責任を保育から取り外すという内容です。また、提出をしてると、目指すとされている問題も、非常に暮らしに直結しています。70歳から74歳の医療費窓口負担を1割から2割に、また受診時の定額負担導入と高額療養の見直し、市町村国保の財政運営の都道府県化、国保組合への国庫負担削減などなどです。これも医療と関係ありますので、後でまた少し述べたいと思います。

この問題では、それでは社会保障の財源をどうするのが問われます。私たち共産党は幾つかの提案をしています。時間の関係もありますので今日は割愛しますが、しかし所得の少ない人にのしかかる消費税の増税は社会保障の財源としてはふさわしくないものです。このような国の動きの中で、住民の暮らしを守る立場で通告に従って一般質問を行います。

ただ、私の質問の順序を少し変えさせていただきます。議長の了承も得ていますので、一番最初に介護保険の見直しについてを入れさせていただきます。その次に後期高齢者、また健康づくりということで進めていきますので、よろしく願いいたします。

続いて行きます。第1の介護保険の見直しについてです。介護保険につきましては、今年の

6月、国会で介護保険法改定が成立して、来年度から介護保険の制度が変わります。私は、毎回介護保険については議会でも取り上げていますが、このように制度が大きく変わる中、まだまだ詳細については今でも報道などでどうなるか分からない部分が多くある、この今の政治の進め方に非常に不満を持っていますが、こういうふうに大きく制度が変わる中で、町は来年度から3カ年にわたる第5期介護保険事業計画を策定しなければなりません、今町として取り組んでいること、今後どのように取り組んでいくかについて、まず初めに質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 今、議員がおっしゃったように、現在菊陽町は第5期の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画を作成しております。実はこれは、平成12年度から介護保険制度が始まりまして、3年置きに策定をしております。そして、今年度、平成23年度におきましては3年に1回の次期計画を策定する年度に当たりまして、現在町の高齢者保健福祉推進委員会で平成24年度から26年度までを対象年度とします第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、推進及び評価に関し検討、協議を進めておりまして、来年の2月ごろまでにこの2つの計画、つまり高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を策定する予定で現在論議しております。第1回目が10月に行われまして、毎月1回しております。一応、今月は第3回来週火曜日する予定でしておりまして、来年の2月ということしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今言われました毎月1回のは傍聴できるのかどうかについてお尋ねをします。

それから、介護保険がスタートして11年がたちましたけれども、制度の矛盾がさまざまな形であらわれています。一つは、介護費用の1割という高過ぎる利用料負担のために支給限度額の6割強しかサービスが使われないなど、低所得者が必要なサービスを受けられない事態が深刻化しています。あとの芝議員さんの質問にもあるかと思いますが、特別養護老人ホームに入れない待機者が全国で42万人を超えています。政府の病床削減方針によって療養病床を追い出された人が行き場を失うなど、介護難民も増え続けています。また、介護現場の労働条件は劣悪で、なかなか若い人が続けて働けない。これは保育の職場でも言われていますが、男性でも10万円台の収入で、本当に生活ができないという劣悪な労働条件があるんですけども、深刻な人手不足です。

今、政府・民主党が検討する項目としては、生活援助の提供時間を今60分から45分の間でしていますが、これを、介護保険でホームヘルパーさんが掃除や調理を行う生活援助の訪問看護、その基本的な提供時間を今の30分以上60分未満から45分未満に短縮しようとしています。こうなりますと、介護保険の本当の目的である、介護を必要とする人が尊厳を保持して、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するという訪問介護その

ものの目的がなかなか達せれない、私はそのことを懸念しています。また、今、特養の中の居住費の軽減の対象者を狭める問題や一定以上の所得の人の利用料の引き上げ、施設入所の要介護1、2の人の利用料の引き上げ、要支援者に対する利用料の引き上げやケアプラン作成の有料化などが今検討を国の方ではされています。

こういう実情がある中で、町として第5期介護保険事業計画を進めていかなければならないというのは非常に大変だと思いますが、その中の一番大きな利用料や保険料のことは後の方で述べますけれども、一番内容で大きな問題が、一つは介護予防・日常生活支援総合事業を導入するかどうか、これが今度の法律で町の判断で決められることになりました。総合事業といいますけれども、この辺については今町の考えはどうか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 一番最初のご質問の件でございますが、高齢者保健福祉推進委員会の傍聴の件ですけれども、これは委員会につきましては要綱で設置規定を設けております。この要綱の中では公開する、非公開するということは規定しておりませんが、委員会の内容につきましては随時また今後情報はホームページ等で報告していきますし、第4回の会議が終わった後、来年の1月中旬から下旬にかけては町民の方の意見を広く聞くということでパブリックコメントを予定しておりますので、町民の方の意見も十分聞き入れるということではしております。

あと、後半に質問されました介護予防・日常生活支援総合事業についてご説明いたします。

本年6月に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、いわゆる改正介護保険法が成立し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供します地域包括ケアシステムの実現を目指す施策の一つとして、介護予防・日常生活支援総合事業、略しまして介護予防・総合事業が創設されました。現在、要支援者及び要支援、要介護になる可能性の高い人たち、いわゆる軽度者の介護予防サービスには、まず要支援1、要支援2の人に対する訪問介護、デイサービス、ショートステイなどを行います予防給付と、要支援、要介護状態となる可能性の高い人に対する通所、訪問型の介護予防事業があります。予防給付が介護保険サービスで行われるのに対しまして、介護予防事業は地域支援事業として実施され、事業費には限度があります。また、このほか、一般の高齢者福祉サービスとしまして弁当配達とか安否確認を行う配食サービスがあります。

厚生労働省は、高齢化の進展に伴い、平成12年の介護保険制度発足後10年で倍以上に膨らみました介護給付費を抑制するとともに、軽度者の状態に合わせた総合的な予防、生活支援を行うために、これらの施策、サービスを地域支援事業に一本化する目的で今回の介護予防・総合事業を創設いたしました。この事業は、市町村の判断により地域の実情に応じて多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、軽度者に対して介護予防、配食サービス、権利擁護、社会参加も含めた生活支援サービスを総合的に提供する事業であります。介護予防・総合事業

の導入により、地域全体で高齢者の自立した生活を支援するための取り組みが推進され、地域の向上力にもつながると見ております。

ただ、現在予防給付を利用できてる要支援者につきましては、来年4月から、市町村あるいは地域包括支援センターが利用者の状態像や意向に応じて予防給付で対応するのか、あるいは介護予防・総合事業で対応するのか、非常に難しい判断を迫られるケースが出てくるかもしれません。そしてさらに、サービス提供事業者の選定、事業者を支払う費用あるいは利用料は地域の実情に応じて市町村が決定することになっておりますが、12月1日現在、国の方から事業の基本的な事項そしてQアンドAしか示されておられません。それで、市町村が今後の方針を決定する状況には現在至っていないのが現状であります。このため、今後厚生労働省が政令、省令、告示の改正等を行いまして、さらに来年3月末までに本事業の実施に当たって参考となります手引、これが作成される予定になっておりますから、国、県からの情報が十分に来て、隣接市町の対応を見きわめた上で町としての方針を決定していきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、要支援1と2の方をどういうふう to 今後やっていくかということが問題になってくるわけですが、現在要支援1と2の方はどのくらいいらっしゃいますか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） すいません。これ10月分でございますが、要支援の認定者でございますが、要支援1の方が119人、要支援2の方が143人でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 要支援の方が260名ほどいらっしゃるんですけども、今から町は検討するということでしたけれども、総合事業になりますと、日常生活支援総合事業の方ですね、ちょっと言葉が介護予防とかややこしいんですが、総合事業になりますと、結局介護保険の指定サービスではないので、その人員とか設備とか運営基準も極めてあいまいなのではないかということを懸念しています。今、宮本課長の方からはそれぞれの実情に応じてとか包括的にということでしたけれども、実際財源は介護保険とはまた離れた事業になりますので、そこが非常に心配します。

それと、例えば今までデイサービスセンターに通所してた人が総合事業では公民館の不定期の通所サービスになったり、ヘルパー派遣を受けてた人が総合事業になると無資格の有償ボランティアによる家事サービスとか、要するにお金、サービスが安上がりといいますが、悪くなってくる心配があります。介護保険が最初できたときに、どんどん介護給付費は膨らんでいくので、それを保険料と国、県、町の負担半々で賄うという制度で、私たちは介護保険料どんどん納めてもなかなか本当に受けられなくなるのではないかとこの間も言ってき

ましたけれども、実際また要支援1や2の人を介護保険から切り離して安い方に持っていくねらいがあるのではないかというふうに思っていますから、ぜひ総合事業というのは導入せずに、必要な介護サービスを保障する立場で町では検討を進めていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、保険料、利用料の問題ですけれども、議会の全員協議会の中で町の国民健康保険の平成23年度国民健康保険特別会計の状況という資料をいただきまして、保険給付費や後期高齢者支援金、あと介護納付金とかありますけれども、結局結論としては、23年度この菊陽町も約1億円の不足があるということで一般会計から繰り出さなければいけないという事態なんです。後の健康づくりにも関係しますけれども、私は3月のときは一般会計から繰り入れて国保税を上げないでほしいということで取り組んでできましたけれども、今回国保税も上げたけれども、なおかつ1億円不足して一般会計から入れなければいけない、そうすると来年度はどうするんだろう、また値上げをするのかという心配が出てきます。片方では、先ほどお話ししましたように年金はどんどん国の方で削られていきますし、片方ではまた国民健康保険の問題、そして今度介護保険料がどうなるのかということになります。本当に、高齢の方にとってはわずかな年金からいろんなものが引かれてますます厳しいという状況になるのではないかというふうに思いますが、次に保険料のことについて今のように、現在の保険料のことと今後、今どう考えて試算をされているのかについてお尋ねをしたいと思います。

介護保険料もずっと上がり続けていますけれども、65歳以上は年金から天引きされる状態です。保険料は、最初介護保険がスタートしたときは、全国的には2,911円の平均から始まりまして、今4,460円、菊陽町は、先ほど課長さんにお聞きしますと基準の保険料が4,800円なんですけれども、国保もそうですが、介護保険料の負担というのは非常に高齢者の生活に大きく響いている状況があるんですけれども、保険料の算定を今後どのように進めているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） では、ご質問にお答えします。

65歳以上の方が負担される介護保険料のご質問でございますので、保険料の計算の仕組みあるいは今までの経緯についてご説明します。

65歳以上の方が負担される介護保険料につきましては、被保険者の方の人数と収入、あるいは所得、あるいは町県民税の課税状況、あるいは要介護認定者数、あるいは介護給付費の3カ年分を推計しまして市町村が決定します。そして、町の介護保険料の月額基準額でございますが、平成12年介護保険制度発足以降3年ごとに、3,000円、3,400円、4,300円、そして現在が4,800円と推移しております。今年度、平成23年度の年間介護保険料で、最高が10万800円、最低が2万8,800円となっております。今、菊陽町の65歳以上の介護給付費が、高齢化の進展等で年間約9,000万円程度アップしております。ですから、単純計算でいきますと24年度は今年度よりもそれなりに上がっていくということですので、平成12年からの分の経緯を見てみま

すと、国全体でも介護給付費が2倍以上になっているという現状があります。ですから、今の国の制度設計の中で、税金を半分、そして65歳以上の方及び40歳から64歳の方の被保険者の方の負担で半分でありますから、当然給付費が上がれば、今の税負担、保険料負担でいきますと、少なからず65歳以上の方の保険料が介護給付費の上昇とともに上がると。

現在、国の方では社会保障と税の一体改革というのがありまして、今までとは違った税源を確保してできるだけそうした保険料の上昇を抑えるというところがありますから、保険料を抑えるという観点に立った場合は、ほかから財源を確保しなければ保険料を抑えられないというところがあります。そういったところを踏まえながらやっていくわけですけれども、今の第5期介護保険事業計画の保険料算定につきましては、今の介護保険制度の中で来年度以降の分から3カ年分を見込んでいくということで、先ほど申しました高齢者保健福祉推進委員会で今の資料の中で算定をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 課長さんの今の給付費の状況で、どの程度なる予想というのはつきましますか。計算してみないと分からないんでしょうけど、菊陽町、今までずっとこの間も上がってきていますが、今4,800円が例えば来年度から3カ年間大体どの辺ぐらいの予想になるかというのがもしつけば、どの程度考えてらっしゃるかが一つと、それからもう一つは、介護の給付費の準備基金があると思っておりますが、各自自治体にある積立金ですけれども、現在どの程度あるのか、その積立金を使うのは可能かどうかについて質問します。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 一番最初の質問につきましては、具体的な数字になるようですので、先ほど申しましたように町の方で今事業計画策定しておりますので、今まだ私の立場から数字は言えませんので、ご了承ください。

それと、介護給付費準備基金についてのお問い合わせでございますが、これは平成21年度から今年度まで、介護給付費の支払いに対して保険料が余っておりますから、その分を24年度以降の分で財源として保険料の上昇を抑えるということで、介護給付費準備基金というのであります。今、平成23年度までを、これは見込みでございますが、5,100万円程度は介護給付費準備基金があります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねをしますが、国と町の、いろんな介護にしても国保にしても大きく関連していると思っております。私が今回一番今問題だというふうに思っているのは、結局、介護とか国保とか年金もそうですけれども、社会保障の一体改革をどこからお金を持ってくるかというところで、今国は消費税を倍に上げるというふうに言ってるんですけれども、そうすると非常にますます経済も悪くなるし、生活が守れないのではないかとこのように思いま

す。先ほど課長さんも、保険料を抑えるためにどこからの財源を持ってくるかという話だったと思いますけど、その点について町長、全国の市町村長会とかいろいろ行かれていろんな国保の問題とかもあると思いますので、もし少しご意見があればお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問、いわゆる財源を、社会保障費非常に上がっておりますけども、どこに求めるかということになりますと、これは今国の中でも議論があっております。非常に日本、借金大国になっておる中で新たな税負担といたしますか、そういった中では消費税をどう扱うということが、この辺をきちんと議論しながら財源を、ほかにあれば別なんですけれども、現状としては税の財源としては消費税が一番の、きちんと議論した上でこの辺をどう見ていくかというのが大事であるかと思えます。特に福祉や介護もそうですけども、諸外国を見ますと、消費税あたりが非常に高い税率で医療や介護保険等も賄っているというのが実情じゃないかと思えますので。

国に対しましては、介護保険制度につきましても全国町村会の中で、先ほど申し上げました国保と同じように介護保険制度の円滑な実施ということで、厚生労働省、総務省、財務省の方に要望を出してあるところであります。そういった中で、超高齢化社会を迎えておる中で、利用者の方ができる限り住みなれた地域で住むためには、制度が円滑で安定的な運営を図ることが喫緊の課題であるということでありまして、財政運営の充実等につきましても国の方できちんとしてもらえないと、これがすべて保険者である市町村の方に返ってきますと、今大変町村の方も財源がないような中でありますので、そういう面からしましても国の方できちんとした財源の手当てをした中で対応をお願いしたいという思いであります。特にまた、それを借金といたしますか、借入れの方に持っていくますと、さらに我が国の借金というのが膨れ上がりまして、非常に将来の方に大きな課題を抱えるということになりますので、制度が円滑にいくためには見直すべき税制あたりもきちんと見直す必要があるというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、先ほど少し前段で言いましたけれども、社会保障の財源をどうするのかということでは、10%になりますと所得の少ない人にも非常に消費税の増税がのしかかるわけで、私たちはこれは社会保障の財源としてはふさわしくないというふうに思います。特に、そのことを強く強調しときたいと思います。

また、介護保険料については、介護給付費の増加分を全部高齢者の保険料負担に転嫁するのは、国保もそうですけれども限界に来ているということ述べて、ぜひ保険料引き上げを行わずに、今ある積立金や、また介護保険財政安定化基金の取り崩しが今回の法律で可能になっていきますので、そういうところも利用していただくよう要望して次の質問に移ります。

次は、後期高齢者医療制度についてです。これは、1が人間ドックについて、2が健康診査については自己負担無料にということで掲げていますが、1、2、一緒に質問をさせていただきます。

きます。

第1は後期高齢者医療ですけれども、この制度は広域連合で運営をされています。先日、議員の皆さんのお手元には、お隣の大津の荒木町議会議員が広域連合議会の議員ですので、そのニュースをお配りしています。それを参考にさせていただければいいと思いますが、今日私が質問に特に取り上げたのは人間ドックについてですね。2010年度は県内の中で菊陽町だけが実施をされたということで、非常に評価をしたいと思います。担当の方にお聞きしますと、2年間は町の持ち出しで人間ドックをやったということですので、こういうふうにはほかの町村がしていないのを菊陽町がした場合はもっとPRをしていただいてもいいのではないかというふうに思います。

人間ドックの受診状況については、10年度が60名ということですが、また、ほかの健診の受診状況も14%ということですが、県内の受診率は非常に、九州でも8.84%で一番低い率です。私が今日特に質問したいのは、人間ドックはそのまま続けていただいて、特に健診の自己負担が今800円ですけれども、福岡が500円でほかの九州管内は無料になっています。ですから、これは広域連合の問題だとは思いますが、菊陽町、健康づくりで人間ドック等も頑張ってきておられますので、ぜひ健康を守るという視点で、受益者負担はなじまないということで町からも広域連合に声を上げていただきたいというふうに思いますが、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 小林議員のご質問の人間ドックと健康診査について自己負担無料にというご質問、2つを関連してということですが、今小林議員のお話にありましたように、高齢者の方の人間ドック事業は、平成20年度に高齢者医療制度が施行されるに当たりまして町は健康増進事業には必要なものだというふうに判断いたしまして、それ以前からもしておりましたが、その事業につきましては20年度も21年度も、そして現在も継続して実施しております。20年、21年、22年は菊陽町のみでしたんですが、平成22年6月から人間ドックに対して広域連合の方から助成金が1人1万5,000円助成されるというふうに決定されて、23年度は菊陽町のほかに益城町と芦北町、合計の3町が高齢者の方の人間ドックへの補助事業を開始しているというふうに伺っております。

それともう一つ、健康診査については自己負担無料にというご質問ですが、町では高齢者医療制度が始まる前から40歳以上の全町民の方を対象に健康診査事業を実施しておりました。後期高齢医療制度が開始されるに当たりまして、人間ドックも含めての高齢者健診は熊本県の広域連合の方が実施主体というふうになりまして、現在県内45市町村が広域連合の高齢者の健康診査を受託するという形でそれぞれの自治体の状況に合わせて実施しております。実施時期としましては、6月に総合健康診査を実施いたします。これは、高齢者の健康診査とがん検診をあわせた内容で実施しております。そしてまた、6月から8月は、より身近なところで受けていただけるように町内の15カ所の医療機関で高齢者健診を実施する体制をとってお

ります。健診の内容としましては、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病に関する項目を取り入れた健診でありまして、40歳から74歳までの国民健康保険の方が受けられます特定健診と同じ内容の検査項目を実施しております。

費用について申し上げますと、これは広域連合で決定されておまして、お一人7,960円から9,260円かかります。そのうち個人負担金は、熊本県内統一のお一人800円というふうに広域連合で決定されております。なお、個人負担金を除いた残りの9割の費用につきましては、公費で各市町が負担をしております。この健診以外にもがん検診を実施しております、これは町が実施主体ですけれども、おおむね検診費用の1割程度のご負担をお願いしております。健診を受けられる方の自己負担を無料にというご質問でございますが、ご自分の健康管理に対して意識を高めていただく点と受益者負担の観点から、健診料の一部を負担していただくことは必要と考えてはおります。ただ、小林議員のご意見にありましたように、広域連合の方に町として要望をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 結局、健診の自己負担があるのは九州圏内では福岡と熊本だけですし、全体の県内の受診率が1割にも満たないということで、これは広域連合でもまたこの近隣から出てる議員の方にも声を上げていただきたいというふうに思いますが、この件について、受診率を上げていくという観点からもぜひ負担軽減ということを求めて、次の健康づくり予防活動に移ります。

健康づくり予防活動については、先ほどお話ししましたように、平成23年度の町の国民健康保険特別会計の状況の説明がありました。単年度の保険給付費が大幅に伸びて、1億円の不足額が見込まれるということでした。国保会計の厳しい要因については毎回述べていますが、国庫負担金が減額されたことによるものが非常に大きいものです。しかし、平成23年度、国保税の値上げを行っており、これ以上の値上げは限界です。そこで、医療給付費を減らすためには予防活動と健康づくりを強化しなければなりません。今、どのような予防活動に取り組まれているか、また健診後の対応や生活習慣病の対策のために取り組まれていることについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） ご質問の第1点が健診後の対応についてということでございますので、まずその点から説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点といたしまして、緊急性のある方につきましては、保健師が家庭訪問を行いまして医療機関への受診をお勧めしております。第2点としまして、健診を受けられた方を対象におおむね1カ月後に健診結果の説明会を実施しております。この目的としましては、ご自分の健診結果表を見ながら現在の自分の健康状態を確認していただくこと、その後の生活改善に反映させていただくために行っております。第3点としまして、個別の健康相談を健診結果説

明会で同時に実施しております。保健師や管理栄養士が食事や日常生活、受診に関することなどの相談を承っております。また、精密検査が必要で紹介状がある方につきましては、医療機関のご紹介や生活指導などを行っております。第4点としましては、健康教室を行っております。健康教室では、参加者の検査の数値を分かりやすい図でお示しし、自分の今の体の状態がどのようにあるのか、またその原因はふだんの生活のどこにあるのかなど学んでいただいております。第5点としましては、精密検査を受けられていない方、つまり未受診の方への対応があります。健診を実施して6カ月後に精密検査を受けておられない方に通知を差し上げております。内容としましては、精密検査を受けられたかどうかの確認と、を受けておられない方には受けていただくようお願いしております。さらに、その1カ月後に町の保健師、看護師が電話で受診を勧めております。このようにして精密検査の受診率の向上に努めております。また、メタボリックシンドロームで特定保健指導の対象となられた方には、民間の保健指導事業所が6カ月間にわたり保健指導を行っております。

以上、申しましたことは本町独自の事業でありまして、町民の方が住みなれた地域でその人らしく生活していただくために、今後も引き続き継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この前、町民の方が健診の結果を聞きに行かれて、少しコレステロールか、高かったんだと思いますが、その結果があつて運動を勧められたということでしたけれども、1回、これで見ると630円ですかね、600円ぐらいで五、六回のコースということなんですけれども、そういう健診後というのも大事ですが、日ごろから運動習慣をつけるとか、そういう予防について町はもう少し取り組んでほしいという要望がありましたが、その件についてはどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 予防活動としましては、今おっしゃいました中高年の運動については所轄は主に生涯学習課の方が、中高老年期運動指導士が中心になりまして高齢者の健康運動教室というのを町の公共施設で開催をしております。私が所属します健康・保険課の方では健診のお勧めというところで、菊陽町は40歳以上の方すべてに個別で健診のお勧めのご案内の通知を、国民健康保険、高齢者医療の方につきましては年間2ないし3回、健診の大体3カ月ぐらい前に申込書を送りまして、より多くの方が健診を受けていただくような体制づくりに今努めております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 健診後のスポーツクラブなどで運動する場合についても、自己負担についてはまた引き続き検討をお願いしておきたいと思っております。

あと、保健師さんはいろいろ、福祉課とか介護とか予防活動とか、かなり多忙ではないかというふうに思いますけれども、今後健康づくりや予防活動という面では、全体の行革の中では非常に大変だと思いますが、特に町長には近隣の市町村とかの配置状況なんかも考えていただいて、仕事、増員とか、そういうのもぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 健康づくり、特に保健師を中心にした職員体制ということであるかと思いますが、この件につきましては非常に人を増やすというのは今厳しい状況にあります。特に、菊陽町が都市化する中で、健康・保険課関係以外のところでも非常にそういう要望が強いところではありますが、こういった点につきましては、そういった厳しい状況の中ではありませんが、人口も増えとる、またいろんな需要も高まっているという中で、そういうものを総合的に勘案しながらどこにどう配置していくかということについては、十分内容を見た上で緊急を要するようなところから配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ、その点も考慮していただくよう要望して次に移ります。

次は、地震などの災害対策についてです。これは6月の定例議会で一般質問を行いました。が、実際東北の現地に行ってみまして、現地の方が非常に避難所や発電機がとても最初、初動ですかね、必要だったというふうに聞いてきましたので、発電機の設置を行われたのかということと各自治会にも配置できないかということについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 質問にお答えしたいと思います。

お答えする前に、現在までの取り組みについて少しお話をさせていただきたいと思います。

震災後、地震を含めた災害対策ということで、地域防災計画の見直しはもちろんのことでございますけれども、第3回定例会と先に開催されました臨時会におきまして予算及び契約関係のご承認をいただきまして、備蓄倉庫あるいは備蓄品、それと防災ヘリサインとか防災行政無線のデジタル化などに順次取り組みを行っている状況でございます。さらに、これは昨日梅田議員からも質問がございましたように、エリアメールの配信につきましても準備を進めているところでございます。

ご質問の発電機の設置でございますけれども、本町で避難所等18カ所ほど指定をしているところなんです、実際のところまだ設置はしておりません。この件につきましては、発電機の能力等も勘案しながら整備をしていきたいというふうには考えております。

それと、自治会への発電機の配置ということになります、災害時に必要な機具ではあるかと思えます。ただし、機械機具等を配置すれば、当然維持管理等の問題、それと定期的なメンテナンスの必要がございます。そういうことから、その維持管理と発電機を実際に活用する組織、これ今言いました自治会等ですね、が必要となってきます。ただ、自主防災組織自体が、

県平均でいきますと53.3%なのですが、本町の場合は34.6%というふうに低い状況にあるものですから、そういう組織の充実強化を図る必要があるのではないかというふうに思っております。現在ある62自治会、区ですね、がイコール自主防災組織というような形になればいいのかなというふうには思っているところでございます。ただ、当面は、まずは先ほど言いました避難所等に設置をするということを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ、避難所に設置をしていただいた後に、各自治会についても引き続き検討をお願いしたいと思います。

最後のAEDの貸し出しについてですけれども、これも町民の方の要望で、自治会の体育祭などの行事のときに借りることができないかというご要望がありましたので、この件についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 質問にお答えをしたいと思います。

AEDにつきましては、その機能、効果等は皆さんご存じのことと思いますので説明については省かせていただきますけれども、現在町の方で設置、保有してる状況についてお話をしますと、各小・中学校、保育園、それと町民センター等の公の施設にはすべて設置してる状況にございます。また、総務課の方にも持ち運び可能なポータブルタイプを1台保有しております。このことから、貸し出しすることは可能であります。ただ、医師あるいは看護師を除きまして一般の方が使用される場合には、事前に講習を受けておられないとなかなか使いづらいという面があるかと思えます。それを条件として貸し出していくべきではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ、町民の要望がありますので、そういうふうに前向きに検討していただいて、貸し出し等も行っているいろんな行事のときに対応できるようにお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時58分

再開 午後2時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○9番（芝 和長君） 皆さんこんにちは。23年度の12月定例会の最後の質問をいたします。芝議員です。

今年の3月11日、東日本災害発生から初めての冬を迎えました。被災地の方々へ自然は過酷な試練を強いておりますが、暖かい南の地に住む私たちはいつもと変わらない冬の季節を迎えています。しかしながら、家族を失い、住む家も失い、失意の心で厳しい冬を迎えられた皆さんへ何の手助けもできない非力な我々の心を思うと、非常に心痛む日々です。一日も早く、復興の財源が通りましたので、早く復興して以前の生活に戻られることを祈るばかりです。

さて、私たちはこの平穏な生活の中によりよい社会生活の営みを求めています。解決すべき問題はたくさんあります。今、私たちが何が大事か、何をなすべきかを真剣に考え、行動すべきと考えます。なぜ、いかにどうすべきかを人それぞれに考え、判断して、よりよい結果を実現するべく手をとり合って前進すべきだと考えます。人生の私が思うに評価をするならば、余りよくない、よい、普通、とてもよかったという評価の中で、自分の人生がとてもよかった、この町に住んで本当に満足すべきだったという人々がたくさんいて、その町が繁栄すれば、これこそ最もふさわしい行政の結果だと思います。そういうことを考えながら、本日は福祉行政について、環太平洋連携協定について、仮称光の森複合施設の建設について、以上3点について自席で質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） それでは、質問の項目に従って質問をいたします。

最初に、福祉に対する基本的な考え方、ビジョンと申しますか、これについて町長に伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 福祉に対する基本的な考え方ということでもありますけども、これにつきましては現在つくっております第5期の菊陽町総合計画、その前期計画の中で示しているところでもあります。一言で申し上げますと、地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくりを目指しているということでございます。福祉行政とは非常に範囲が広くて、具体的には次のような方針を掲げております。

まず1番に、生涯にわたる健康の保持、増進のため、健康診断の実施や医療環境の充実を図るということでもあります。2つ目に、地域福祉の充実を図るために、地域住民、関係機関、団体等との連携のもと福祉サービスの提供に努め、地域で見守り、支え合う体制づくりに努める。3つ目に、高齢者福祉の充実を図るため、地域で安心して自立した生活を営み、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指す。4つ目に、障がい者福祉の充実を図るため、地域において自立した生活を営めるよう在宅福祉の充実に努め、障がい者に対する理解を深めるとともに、不利益な取り扱いをなくすための取り組みを推進する。5つ目に、子育て支援の充実を図るため、次世代を担う子どもを健

やかに育て、安心して出産、子育てができる環境を整備する。6つ目に、ひとり親家庭などへの支援をするため、自立促進の支援体制の充実や低所得者への安定した生活と自立を図る。7つ目に、社会保障制度の適切な運営として、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度の健全な運営を図るとともに適正な運用に努めるということに、以上のような基本方針を定めまして各項目ごとに具体的な施策も掲げ、推進していくということに定めてるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） ありがとうございます。少し、私が町長にじかにお聞きしたいことはもうちょっと違うような観点であったというふうに感じます。今、福祉については広義に説明をしていただきかったと思います。今の説明は狭義的な説明になろうかと思います。ビジョンとしてはもっと、私が考える福祉というのは行政のすべてが福祉であるというふうに考えております。道路を舗装するのも福祉の一環です。そこに住む、社会生活を営む人々のための幸福のための施策であると。あるいは学校教育もしかりです。すべてそれは福祉の一環のもとにやるべきものであると私は考えております。それで、町長が述べられました今7つの項目については、総合計画の中に示された文言の中でうたっておりますので、これがすべて完全に完成すればすばらしい行政ができると思います。これに向かって行政も議会も一生懸命、協働の精神にのっとなってやっていくべきだと思います。

しかしながら、人生の中で、先ほど私が述べました評価の中でよいとか普通であるとかまあまあ、あるいはいけないというような状況になるような評価の言葉を述べましたけれども、自分が歩んできた人生を振り返って、ああ、自分の人生は満足であったというように全国民、これはちょっとオーバーかもしれませんが、全町民の方がそういうふうを感じるような行政の施策であれば100点満点だろうと、私はそういうふうに思います。それに向かって、ひとつしっかり行政をやっていただきたいというのが私の願いです。大体、福祉に対する考え方については町長が述べられましたので、次の質問に移ります。

次は、菊陽町社会福祉協議会について伺いたいと思います。

設立時と現在の町の関与、これちょっと漠然としておりますけれども、その辺の経緯とその性格あるいは位置づけについて伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの件につきましてお答えいたします。

社会福祉協議会は、昭和26年、戦後の混乱期を経まして、中央、地方の民間社会福祉事業団の組織統合による民間福祉活動の強化を図るために全国及び各都道府県にその組織を発足させまして、その後福祉活動への住民参加と共同募金運動を地域で支える民間組織の強化を目的として各市町村段階にも組織化を進められたものでございます。本町におきましては、社会福祉法第109条の規定に基づき、菊陽町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化によりまして地域福祉の推進を図ることを

目的に、昭和32年4月、菊陽町社会福祉協議会として発足しました。さらに、昭和50年9月、社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会として法人格を取得し、現在に至っております。

町の関与につきましては、社会福祉法第109条第5項に關係行政庁の職員は市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができると規定しておりまして、この規定に基づき社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会定款施行規則を定めまして、役員のうち理事に1名、評議員に2名の町職員が就任しておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 社会福祉法に基づいてでき上がった、余り設立の段階というのは明確にその性格等が分からないような状況じゃなかったかと思えますね。それで、町の僕は外郭団体みたいな感じかなと思ってたんですけども、そうでもない、独立をした法人であると。しかしながら、町の職員が運営の理事ですか、その中に入っていらっしゃるということは、何らかに町の組織として関連があるというふうに理解をするところでありまして、この辺で、町とそれから社会福祉協議会の役割とか、そういうふうな面について福祉から考えてどのように理解をされているのか、その辺を伺いたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 社会福祉協議会と町の役割というふうなことだというふうに受け取りましたけども、町からも補助とかを出しておりまして、いろんな社会福祉に関する活動的なところは一緒のところがいっぱいございます。やはり、町と一体となって連携を進めながら施策の推進を図るということは非常に大切なことだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 大体分かりましたけど、町の福祉に関する業務、これの大半は社会福祉協議会の方をお願いをしているというような状況だと思えますね。それで、社会福祉協議会は、その事業を主として達成することによって法人の存在を保ってるわけですね。その中で、町のそういう施策について社会福祉協議会においてお願いをするに於いての事業その他ですね。町が福祉協議会をお願いをしたときに、これで福祉協議会の方は満足にできてるかどうかということについてどのようにお考えですかね。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 多々こちらの方から社協にいろんな委託をするということは確かにございます。社会福祉協議会におきましても、限られた人員で事細かな事業をやっております。私たち福祉課の方でできないようなところをやっていただいている面も多くございますので、一体となって今後もやっていかななくてはいけないなというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今の説明で大体理解はしましたけど、町の事業を社会福祉協議会の方にお願いをするわけですから、十分な手当てをやっていただきたいと思います。

その次に、もう次の質問に入ります。高齢者福祉について、第5期総合計画策定の中で、都市像、人を大切にする町、その中の施策の大綱で健康、福祉、それから基本政策で高齢者福祉の充実の具体的内容というふうに質問の項目の中に上げておりますけども、先般熊本市が高齢者福祉についての施策を発表しておりますね。町でも菊陽町地域福祉計画というのが20年3月に出ておりますが、これはもう3年、有効期限が24年度までですから、もう既に次の計画が策定をされているものと、あるいはi n g、進行中だと思いますけども、この中で具体的な内容について伺いたいと思うんです。要するに、例えばグループホームをつくるとか、つくるというのは建設をする、援助をするとかそういう計画、数字的なものについての案があるのかどうか伺います。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 菊陽町がつくっております地域福祉計画ですね。今、芝議員がおっしゃったグループホーム等につきましては、地域福祉計画をベースにしました、この後質問予定の菊陽町の高齢者保健福祉計画あるいは介護保険事業計画、具体的には介護保険事業計画で平成12年の介護保険制度発足以来策定しておりますので、先ほど小林議員のご質問でありましたように、現在第5期、来年度からの計画でございますが、その計画の中で現在グループホームも含めて策定しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 町にグループホームが3カ所ありますですね。その中で、今、入所人員は大体定員が分かっておりますけども、待機人員について把握をされておりますか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） こちらの方で事前の通告書の中にはグループホームというのがなかったもので、今日は主に高齢者福祉の充実から特養あるいはその次の待機者というところで思ったんですけども、グループホームで回答はしていいでしょうか。

（9番芝 和長君「うん」の声あり）

特別養護老人ホームではなくて。

（9番芝 和長君「そうそう」の声あり）

じゃ、まず一般に高齢者の方が介護になったときに長期に入所できる福祉の施設ということでした場合は、通告がありました特別養護老人ホームと今お話がありましたグループホームの2つございます。グループホームといっても、町の方で現在関与できるのは地域密着型、一般にこれ町民の方、住民票が菊陽町にある方だけが入所できるという、地域に非常に密着したサービスができるということで平成18年制度改正からスタートしてます。それがありまして、現在認知症対応型のグループホームがあります。これは、認知症高齢者が共同で生活をしまし

て、食事や入浴あるいは機能回復訓練など介護支援が受けられる施設であります。これ町内に現在、3カ所ではなく、2カ所でございます。入所定員は合わせて36人です。現在、定員を満たしておりまして、認知症対応型グループホームの入所待機者は今6人ということで承知しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） そうですね。僕は3カ所と言ったけども実際は2カ所、同一経営が結局2つやっているとということで2カ所ですね。私の調べでは待機人員が23名になってただけで、これはなぜこういうことを聞いたかということは、先ほど述べましたグループホームをつくる、ベッド数を増やすとかという計画が高齢者福祉の充実の具体的な内容に入ってくるのかなということで質問をしたわけです。

次は、4番目の高齢者福祉計画、介護保険事業計画、これの短期あるいは長期の計画はどのように作成をしているか、もう一回確実に回答してください。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） では、今ご質問がありました、これ正確に言うと高齢者保健福祉計画でございますが、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の短期、長期の策定について状況をご説明いたします。

菊陽町では、老人福祉法第20条の8及び健康増進法第8条の規定に基づきます高齢者保健福祉計画、それと介護保険法117条の規定に基づきます介護保険事業計画を、平成12年介護保険制度が始まりました年の前年度ですから平成11年から3年ごとにこれまで4回策定しております。今年度は平成21年度から23年度までを対象年度としました第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の最終年度に当たっております。そして、今年度は3年に1回、次の事業計画を策定する年度に当たりますので、現在町の高齢者保健福祉推進委員会で、来年度から26年度までを対象年度とします第5期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、推進及び評価に関して検討、討議を進めておりまして、来年の2月中旬までに先ほど申しました2つの計画を策定する予定であります。高齢者保健福祉推進委員会の委員さんは、医療・保健・福祉の関係者、あるいは介護保険の被保険者、あるいは関係行政機関の職員の方であります。今、委員さんとして17人いらっしゃいます。

計画の内容につきましては、まず高齢者保健福祉計画では高齢者の生きがいつくりと社会参加への支援策、各種健診をはじめとします健康づくりや介護予防事業の実績と見込み、あるいは配食サービスなど生活支援サービスの実績と見込み、あるいは認知症高齢者とその家族を支援する体制づくり、あるいは高齢者の住まいに関する内容を内容としております。もう一方の介護保険事業計画につきましては、人口及び被保険者数の推計、要介護、要支援者の認定者の推計、サービス利用者数及び利用者の推計、地域包括支援センターを中心としました地域支援事業の取り組み、あるいは在宅サービス、施設サービス、それと先ほど申しました地域密着型

サービスなどの介護給付サービスの計画量そして介護給付費の見込みを3年分出しまして、それを踏まえた上で来年度から3カ年の65歳以上の方の介護保険料の水準というのを決定する予定であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） いろいろと説明をしていただきまして分かりましたけど、次に特別養護老人ホーム、これの施設整備の計画はと問うておりますけども、町でこれは施設をつくるというふうには、非常に金額的にも大きな額になりますし、今民間の施設が代行するというふうな場合が非常に多いと思います。私の調べたところでは非常に待機人員が多いんですね。いずれも病院とか特定の福祉法人が経営をしていらっしゃるけれども、多いところでは417名なんて待機人員がおるわけですね。非常に多いわけですけども、菊陽町には1カ所ありますね。きほう苑ですか、ここの待機人員はご存じですか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） これきほう苑だけではなくて、菊陽町の被保険者の方の待機者数まで含めてご説明いたします。

特別養護老人ホームの入所待機者につきましては、町内には今議員がおっしゃったようにきほう苑が1カ所ございます。それと町外に、隣接関係でこちらの方で入所待機者を調べたところですが、大津町が1施設、合志市が2施設、菊池市が4施設、そして菊陽町の被保険者の方がよく利用される熊本市のところが2施設ございます。そこで合計をしました。そしたら、入所待機者の方、特養の方は56人です。

（9番芝 和長君「56」の声あり）

はい。で、56人の内訳を申します。56人中で、現在在宅介護サービス利用者の方が17人、あとは老人保健施設入所者が19人、そして病院に現在入院されてる方が20人でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 分かりました。これらの方々の待機がなるべく解消するように、町としても努力をしていただきたいというふうに私は感じます。菊陽の周辺にたくさんありますけども、広域になるというふうに考えると非常に待機人員がたくさんになるわけですね。まず、町だけではなくてよその町、その地域の方々の待機を希望する施設ということでもたくさんになるというふうに考えられます。極端に申し上げますと、町としては施設の計画とか建築とか運営とかというふうには考えていらっしゃるかどうか、町長伺えますか。簡単に結構です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 特老ホームということでございますけども、特老にはまず介護保険法の第86条に基づく入所定員30人以上で、かつ県が指定を行う従来型の特老、ちなみにさっき言われたきほう苑がこの特老でありまして、県内の大半はこの特老に該当するというふうに聞いてお

ります。住所地特例施設はどの市町村に住んでいても特老との契約により入所ができる。これは、熊本県の計画では従来型の特老は整備が完了したとして県内での新たな建設は予定されていないと、担当の方が調べましたらそういうふうな内容になっておるようでございます。

もう一方は、介護保険法78条の2に基づく入所定員29人以下で、かつ市町村が指定を行う地域密着型の特老があります。この特老は、平成18年度の介護保険法改正により生まれた地域密着型のサービス施設でありまして、県内では13カ所、町内にはなく、菊池圏域では菊池市に1カ所あるということでありまして、地域密着型でありますので、この特老が整備された場合、菊陽町の被保険者のみが利用できる施設になるところであります。地域密着型の特老の整備計画につきましては、現在町の、さっき担当課長が言いました高齢者保健福祉推進委員会で平成24年度から26年度までを対象年度とする第5期の介護保険事業計画の中で協議をしていただいております。その審議結果を踏まえて来年の2月までに町の方でどうするか決定するというような状況になってるところであります。そういうことで、その審議の結果をきちんと見てみたいと思ってるるところであります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君に申し上げます。今の⑦の質問に関しましては通告外でありますので、以後注意していただきたいと思えます。

（9番芝 和長君「はい、分かりました」の声あり）

芝和長君。

○9番（芝 和長君） この中で一番高齢者は私、その次はもう町長さんじゃないかなと思うけど、あ、まだ甲斐先生がいた。それで、これからだんだん高齢者が増えていくわけですね。町としても現在人口の3分の1ぐらいはもう高齢者ですよ。だんだん増えてからおろたえて計画をつくったんでは遅過ぎるということで、早目に早目にということで、すべての計画策定の段階で少しずつ前進をさせてもらいたいと思えます。

以上で福祉行政については質問を終わります。

次は、環太平洋連携協定について伺います。

通称はTPPと新聞等で書かれておりますけれども、これは3カ国、11カ国ですか、これで私の持論としては原則的にこの協定参加は賛成の立場なんです。それで、野田総理が11月11日、交渉への参加方針を表明したと、関係国との協議に入るというふうに新聞報道でなされましたけども、参加方針について町長としての立場の見解を伺いたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ご質問のTPPにつきましては、昨日も質問があったところでありまして、農業、食の安全、関税、医療、経済貿易、労働者、移住の自由化等にいろいろな論点から検討すべきであると思えますが、現在国においてきちんとした情報が提供されておらず、国民が受ける影響について掘り下げた議論がなされていない現状においては賛同できる問題ではないというふうに考えております。

このような状態の中で、農業をはじめ町内の産業、2次産業、3次産業もあります、さらに

は町民の生活に影響がないようにと念じながらいろんな機会をとらえて国の方に要望していき  
たいということでもありますけども、この件につきましては全国町村長大会でもありましたけど  
も、県の町村会の中でもこういったいろんな交渉に対する要望書というのを、県内に31町村が  
ありますけども、県内の町村会の方から内閣総理大臣の方にも参加後の、一たん参加すれば離  
脱は難しいということでもありますので、TPPの協議については、特に県内といたしましては  
日本農業の未来を見据えた暁に参加を検討すべきであると考え、今すべきことは農林水産業の  
振興をはじめとした国内産業や国のあり方の議論を取りまとめる、そういう努力こそ先決では  
ないかということで、そういうものをきちんとしていただきたいというふうなところの要望も  
出しているところであります。国の根幹、特に農業の存立を危うくする、将来の農業がどうな  
るかという姿をきちんを見据えていただいて、その影響に対する農業を守っていく、そうい  
うのがきちん見えない限りは断固反対というのが町村会の要望であります。

そして、アジアの聖地を取り込むと言われてはいますが、中国、韓国、インド、インドネ  
シアのアジアの列国が参加していない協議になぜ参加しなければならないか、国民の理解がで  
きる説明が要するというふうなことも出してあります。そして、国際的な経済連携を推進するに  
当たっては、食の安全、安定供給、自給率の向上を損なうことがないように必要な対策を講じた  
上で国民に対して十分な説明をしていただきたい、そういうような要望を含めたところであり  
ますけども、そういうことで、町の方といたしましては最初言いましたように、引き続きこう  
いった機会をとらえながら国の方に要望を上げていかなければならないというふうに考えてい  
るところであります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） ありがとうございます。町長の見解を聞いたんですが、その中で2項  
め、3項めも十分入っておりますので、この問題はもうこれで質問をしませんけども、私自身  
としては、この問題をなぜ取り上げたかということは、今菊陽町は農業も主体でやっておりま  
すけれども、町長の方針、町の方針で産業、ソニーとかそういう工業の誘致をやって町の行政  
をやってるわけですから、非常に難しい問題があるわけですね。ただ単一に農業だけというこ  
とだったら、全面的にこれは賛成はできませんという状況にありますけども、片一方では町の  
運営自体には工業も必要である、農業も必要である。非常に難しい立場であるということで  
町長の見解を聞いたわけなんですけども、日本が世界に生き残るためには輸出産業を助成をしない  
と成り立たないんじゃないかということが私自身の持論なんですけども、そこで最も大事なこと  
は、農業の施策をしっかりとやって、これを絶対ぶれないような確実な政策をやってこそ初めて  
僕は世界に門戸を開くことができるんじゃないかと、そのように考えるわけですね。今現在行  
われてる農業の政策というのは何か場当たりの、それからJAの組織にしても非常に肥大化  
させて、下の底辺の農家の方々は一生懸命働いても働いても報われないというような状況にあ  
るんじゃないかなというふうに考えております。そういうことを十分、農業が完全に一本立ち  
できるという政策を国がまずもってやって、それから工業生産、これに力を入れて輸出で金を

稼ぐというふうな状況に持っていくべきじゃないかと、原則的にはそういうふうには私は思っております。

だから、非常にこれは賛成か反対かという単純な問題じゃないんです。しかし、私の原則賛成というのは、農家の育成、農業の確立をしっかりとやってこそ初めて輸出に頼る日本ができるというふうに考えるわけでありまして。そういうことで、農家の方には非常に申し訳ないけど、しかしながら農家は非常に大事にしなきゃいけないわけですから、もっともっと強い政策を確立してほしいと思っております。

次に、光の森の複合施設について伺います。

基本設計に係る検討委員会の現状について説明をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の質問はまた担当の方から答えさせますけども、TPPの関係で、さっき言いましたように、農業につきましては農業の将来のあるべき姿、それにどう対策を、芝議員が言われたようにきちんとした上で、そういう意味を込めまして、現状では農業をはじめ町内の産業といいますと製造業それからサービス業、そしてまた町民の生活、医療とか保健とかいろんな面で影響を受けるとなっていますので、そういうことをきちんとしていただいて、そういうことがまだ出ていないということで、そういうことをきちんとしてもらいたいというふうな要望を続けていきたいということの意味でございまして、考え方としては芝議員が言われるように時代の流れの中でいろいろ出てくるかと思いますが、現時点ではそういうところが見えてないということでの考えのもとに、いろんな機会をとらえて地方からの声を発していかなければならないというふうには考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 3番目の問題はちょっと置いて、今町長から回答がありましたので、私なりに、やっぱり国内の体制を確立してからというのが大原則だと思います。農業それから1次産業、2次産業というふうなサービスあるいはそういう面を確立してから門戸を開くべき、その説明が今国としては全然ないわけですから、非常に困っているということだと思います。いずれにしても、日本は農業を主体としてずっと歴史を刻んできているわけですから、農業の政策をまず第一にやるべきであるんですね。そういうことで、私は原則的には賛成だけでも、農業の政策あるいはその他の政策をちゃんと確立してこそ輸出の問題が出てくるんじゃないかというふうには考えてはおります。

以上です。

複合施設の1、2、3、同時にひとつ回答していただきます。1項、2項、3項ですね。現状の説明、それから規模、内容等の概要を、細かいことは言われなくても結構です。それから、今後の建設に係るスケジュールを逐次広報等で知らせる手段をとっておりますので、その辺を3つまとめてお願いをします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、光の森複合施設の検討委員会の現状についてからまずお答えいたします。

住民の皆様のご意見を聞くために、9月に武蔵ヶ丘支所管内の区長さん、自治会長さんとの意見交換を行いまして、10月には、西部地区の区長会の代表者、保育園の保護者会の代表、小・中学校PTAの代表、福祉や生涯学習関係の団体の代表者に加えまして熊本県立大学の教授、准教授を迎えまして13名で構成します、仮称ですけれども、菊陽町光の森複合施設建設検討委員会を設置しています。この委員会の状況ですけれども、これまでに3回の会議を開催しております、第2回の会議では福岡県の大野城市と宮若市の現地の視察も行っております。これまでの検討委員会での状況は、11月と12月の広報でもお知らせしていますように、集う場所あるいは子育て、体を動かす、触れ合う場所とか行政機能などにつきまして多くの意見が出されております。これからの委員会では、委員の皆さんのご理解をいただきながら、他施設と競合する部分について、現在検討しております複合施設に本当に必要な機能あるいは今後計画していきます施設等で補っていきますような機能等についてご議論をいただきながら、あるいは財政的な状況もご理解いただきながら、今出ております意見の絞り込みを行いながら計画を取りまとめたいというふうに考えております。

2番目の質問の中の基本設計の規模、内容等の概要はということでございますけれども、ただいまご説明しましたように検討委員会において基本設計の内容を検討していますので、現時点におきましては基本設計の規模や内容等の概要は確定していないような状況でございます。ただし、複合施設はかなりの経費が必要になるために、国の交付金事業に採択されるよう、こちらの方の協議も行っていますので、この中で交付金の対象になります機能や対象外になる機能もございますので、このことも勘案しながら検討していく必要があるというふうに考えております。検討委員会で出されております内容につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、行政機能や子育て、体を動かす、集える、触れ合いがある、オープンスペースといった意見が出されています。今後の設計に向けましても、できるだけ多くの機能が複合的に使用できるように、構造あるいは配置等にも配慮しながら検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、建設に係るスケジュールあるいはこれまでの検討内容につきまして逐次広報で知らせる手段をとということかと思っておりますけれども、このことにつきましてもできる限りの情報公開を行ってまいりたいというふうに考えております。現在は検討委員会で基本設計を策定しておりますが、先ほども言いましたように、進捗状況につきましても広報紙をはじめホームページで掲載しております。今後も複合施設を建設する情報につきましては逐次お知らせしてまいりたいというふうに考えております。12月にも検討委員会を開催してまいります。今後もまだ数回程度予定をしておりますけれども、内容は必ず皆様方に広報等を通じてお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 大体大まかに私の質問事項に答えてもらってありがとうございました。小学校の建設等で非常にお金がかかりますけど、あらゆる英知を絞って交付金等もたくさんいただいて、立派な施設ができるように町としても努力をしてもらいたいというのが私の希望です。なるべく子育て関係についてのスペース、それらが大きくとれるような複合施設をつくっていただきたいと。これが将来の子どもたちを育成するために必要じゃないかと、私はそういうふうに考えておりますので、その辺は十分ご配慮をいただきたいと思います。

以上で私の質問は終わりますけども、とにかくよりよい町をつくるために一生懸命みんなで力を合わせて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

12日は各常任委員会を行います。

なお、今常任委員会から当分の間、試行的に原則公開とすることとしましたので、よろしくお願いしておきます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時0分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成23年12月12日（月）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成23年12月14日（水）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(平成23年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成23年12月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第55号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第2 議案第56号 菊陽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第57号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第58号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第59号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第60号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第61号 平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第62号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について(菊陽中部小学校改築工事(建築本体))
- 日程第10 議案第64号 工事請負契約の締結について(菊陽中部小学校改築工事(電気設備))
- 日程第11 議案第65号 工事請負契約の締結について(菊陽中部小学校改築工事(機械設備))
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第13 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決
- 日程第14 発議第6号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書(案)  
について
- 日程第15 発議第7号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事におけ  
る建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(案)について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

### 追加日程

- 日程第1 発議第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)
- 日程第2 発議第9号 議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議
- 日程第3 発議第9号 議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議についての撤回の件

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 中 岡 敏 博 君 | 2 番 | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番 | 吉 本 孝 寿 君 | 4 番 | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番 | 渡 邊 裕 之 君 | 6 番 | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番 | 石 原 武 義 君 | 8 番 | 甲 斐 榮 治 君 |

9番 芝 和 長 君  
11番 佐 藤 竜 巳 君  
13番 川 俣 鐵 也 君  
15番 上 田 茂 政 君  
17番 梅 田 清 明 君

10番 岩 下 和 高 君  
12番 福 島 知 雄 君  
14番 加 藤 眞 佐 男 君  
16番 小 林 久 美 子 君  
18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
総 務 部 長 吉 岡 典 次 君  
産 業 建 設 部 長 松 本 東 亞 君  
総 務 課 長 平 野 誠 也 君  
財 政 課 長 實 取 初 雄 君  
人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君  
健 康 ・ 保 険 課 長 村 田 節 子 君  
環 境 生 活 課 長 大 山 陽 祐 君  
武 蔵 ヶ 丘 支 所 長 堀 川 正 信 君  
建 設 課 長 松 村 孝 雄 君  
下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君  
総 務 課 長 補 佐 兼 庶 務 法 制 係 長 服 部 誠 也 君  
学 務 課 長 松 本 洋 昭 君  
生 涯 学 習 課 長 佐 藤 清 孝 君

副 町 長 中 富 恭 男 君  
教 育 次 長 水 上 孝 親 君  
福 祉 生 活 部 長 眞 鍋 清 也 君  
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 阪 本 修 一 君  
総 合 政 策 課 長 吉 野 邦 宏 君  
税 務 課 長 阪 本 浩 徳 君  
福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君  
介 護 保 険 課 長 宮 本 義 雄 君  
町 民 課 長 山 崎 謙 三 君  
農 政 課 長 荒 木 一 雄 君  
都 市 計 画 課 長 坂 本 恭 一 君  
商 工 振 興 課 長 吉 川 義 則 君  
図 書 館 長 堀 行 徳 君  
中 央 公 民 館 長 矢 野 陽 子 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第55号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（吉岡典次君） おはようございます。

それでは、議案第55号についてご説明を申し上げます。

議案第55号は菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい  
てでございます。

1枚めくっていただきますと、条例の案をつけております。

第1条で別表の改正をつけておりまして、別表をここに掲げておりますとおり、人事院勧告  
に従いまして減額した給料表をここに付けております。

それから、給与表の次のページになりますけれども、第2条で菊陽町一般職の職員の給与に関  
する条例の一部を改正する条例2条分ですけれども、附則第7条中、100分の99.59を100分の  
99.1に改めるといたしております。これは現給保障制度が始まった段階で、先ほど申しました  
給料表適用外の部分を超えて支給をされていた職員の給与については現給保障がなされてお  
りまして、当時の給与を保障されていたところでございますが、その分についてこれまで100分  
の99.59を支給してございましたけれども、その支給の分を100分の99.1に改めるということでご  
ざいます。具体的に申しますと、給料表にない、例えば43万円の給料を支給されていた職員に  
つきましては、これまでは100分の99.59ですので42万8,237円に減額されていたところでご  
ざいます。今回さらに減額になりまして99.1になりますので42万6,130円となりまして、月額  
2,107円の減額とするものでございます。

この条例につきましては、平成24年1月1日から施行することといたしております。

それから、ただいまの24年1月1日の施行日についてでございますが、地方公務員の給与は  
地方公務員法第24条第3項において、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間  
事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されているところ  
でございます。このため、本町におきましては、これまでほぼ人事院勧告のとおり実施してま  
いりました。本年におきましては、人事院勧告では給与改定を本年4月に遡及して適用するこ  
ととなっておりますが、国におきましては給与改定が行われず、また県におきましても遡及

をしないということで決まっているというふうに聞いております。

また、本町以外の菊池地域の市町及びその構成団体であります一部事務組合や広域連合等につきましても、平成24年1月1日を施行としまして本年4月に遡及しない方針であると聞いておりまして、他の先ほど申しました規定によりまして他の地方公共団体の職員を考慮することとなっておりますので、本町におきましても平成24年1月1日施行といたしているところでございます。この改正によりまして、平均で1人月額約900円程度、年間で1万円程度、全職員に合わせますと年間220万円程度の減額となるところでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 3点ほど質問いたします。

まず、1点目は、今回の給与改正を実施しなかった場合、国からの交付金等の財政的なペナルティーがあるのか、ないのか。

2点目が、施行日が24年1月1日となっておりますが、改正した場合、1月から3月まで現予算からどのくらいの削減金額になるのか。

最後、3点目は、町長にお伺いします。菊陽町の一般職員の給与についてはどのような認識でおられるのか。例えば、具体的に高いのか、低いのか、相応なのか、この点は最後、町長にお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまの削減しなかった場合のペナルティーはどうなっているのかということでございますけども、現在何かペナルティーがあるというようなことについては情報として得ておりません。ただ、実施しなかった場合ということですので、本町の場合には先ほども申しましたように一部事務組合ですとか、菊池広域連合、こういったものが構成団体の中に名を連ねているところでございますが、特に菊池広域連合あたりは各町村からの派遣、市町からの派遣職員と一緒に仕事をしております。その段階で給与の制度に差がありますと、非常にその職場の中で不公平感等が出てくる可能性もございまして、とにかく先ほど申しました他の地方公共団体の職員を考慮しなさいということがあるものですから、こういった状況でほかの町村と足並みをそろえているような状況でございます。

また、24年1月1日から3月までということでしょうか。これにつきますと、先ほど申しましたように1人当たり大体900円程度減額されるということですので、3カ月間、2,700円掛けるの約200名程度です。54万円程度ですか、3カ月間ですね。1月から3月までですとその程度になります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この菊陽町の職員の給与の状況をどう思っとるかということですが、近隣で言えば大津町、合志市よりも、このラスパイレス、若干低くなっておりますが、菊池市よりも高い。そして、県内で見えますと上位の方に位置しているというふうに認識しております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これは確認ですけれども、この前の説明で、今回のこの実施の場合、40歳以上が引き下げられるという説明がありましたですね。マックスで大体月2,000円程度、300円から2,000円程度ということですが、それは間違いないですね。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） これは、先ほど示した参考資料の中に小さい数字で給料表をお渡ししております。お配りしておりますが、この中で給料表の1枚目をめくっていただきますと、上の方に1級から6級まで表があります。3級の60号給までは、その欄の左から2番目の改定額の欄を見ていただきますと0になっております。その次、3級の61号給の改定がマイナスの3ということになっておりまして、これは100円単位の表でございますので、ここの分が300円の減額ということになります。それから、この表の一番最後の部分を見ていただきまして、その一番右の6級の欄の左から2番目の改定額のところにマイナス20と書いてあります。これも単位が100円でございますので、2,000円の減額ということで、減額されるものについては300円から最大2,000円までの減額ということになります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） だそうですが、この40歳以上の引き下げということですが、私たちが通常常識で考えて40歳以上といえば子どもが大体大学に行く、そういう一番金の要る時期ですかね。というふうに考えますが、なぜ40歳以上なのでしょう。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） これは、先ほどの公務員法の中でも言いましたとおり、生計費あるいは民間事業の従事者の給与、このあたりを考慮して人事院の方で調査をした上で勧告をなされておりますので、この方針に従っている状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 3つ目です。これも確認ですけれども、これは月額300円から2,000円引き下げということですが、この基本給が動きますと、これは必ずもちろん賞与にははね返りますね。それから、年金にもはね返りますかね。その辺をちょっと教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまの質問でございますが、もちろん賞与にも影響してまいりますし、将来の年金にも当然影響するものでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 2回目の質問ですが、先ほど町長は現状をおっしゃったですよ。町長の認識としては菊陽町の一般職員の給与は高いのか、低いのか、相応なのか、町長の認識をお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これはもう今も説明しておりますように、この給料表、人事院の勧告によって、そういった国家公務員、それをもとにできた給料表でありまして、そういう中で公務員としては給与体系の中ではさっき言いましたように県内でも上位にあるということで、確かに財源的な非常に余裕があればそうなんですけども、やはり民間とのこの比較の中で出る公務員の給与体系の中ではこういった形になるのが公務員の給与体系としてはこういうとるべきではないかというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それと、先ほどの答弁の中でちょっと訂正を申し上げます。甲斐議員の答弁の中で賞与と申し上げました。民間の場合には賞与という言葉が使われているかもしれませんが、公務員の場合には、期末手当、勤勉手当ですので、その分については文言を修正させていただきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） この号俸、号給の欄を見ますと、1級が93号俸ですか。それから、2級が125、3級が113、4級、105、5級が97、6級が77とありますけども、例えば1級で1級の1号俸で採用された職員が1年間にどれくらい上がるのですか、号俸がですね。125号といたら1年に1号俸しか上がらなかつたら125年かかるわけですよ。とんでもない数字だから、その辺の説明をしてください。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまの質問にお答えいたします。

通常、平均的、正常に勤務した場合には4号俸、1年に。

（9番芝 和長君「1年に4号俸」の声あり）

はい、1年に4号俸昇給いたします。

以上です。

（9番芝 和長君「了解」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） この人事院勧告の減額なんですけど、私が議員になりましてから多分ほぼ毎年あっているような、やってると思いますが、仮にもとに戻るタイミングというのがあるんであれば、今これまで減額を続けて減額があってもとに戻った例とかあるんであればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） もとに戻るといいますと、これから昇給、増額改定されるということになります。それについては、先ほども申しておりますが、民間事業の従事者の給与とか生計費、消費者物価指数ですね。こういったものの上昇等によりましては給料が上がる可能性はあります。ですから、景気がよくなれば公務員の給与も上がる可能性はあります。そういった状況でございます。

（10番岩下和高君「今まで上がった例はあります、その上がった例は」の声あり）

今まで景気が、当時の平成6年当時、バブルが崩壊するまで、この間まではずっと上がっておりました。その後、景気が低迷しまして、上がる金額が少なくなって、それから最近、この10年間程度、10年ぐらいになるかと思いますが、その間は上がっていない状況でございますので、今後もう景気がよくなれば上がる状況にはあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この人事院勧告は、本来ならば公務員の生活と権利を守るというためにできたのではないかなというふうに思うんですけども、この公務員というのは労働基本権というか、交渉する権利とか、そういうのは全然ないですよね。ストライキをすとか、そういうのがないかわりに人事院勧告で公務員の生活と権利を守っていきましょうという本来の役割だったのではないかと思います。それがこれだけ経済が冷え込んで民間の状況だからということで、こういうふうにどんどんなるということは、一方ではその公務員のそういう労働者の権利を守るような方向というのではないのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） 今、ご質問がありましたとおり、労働三権に制約があります。全く付与されておりません。そのために人事院というのが設立されておりまして、そこによって民間給与を算定して勧告をして、それに伴って給与の増減がなされているところでございますので、その労働三権のかわりの部分として人事院勧告というものがあるというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第55号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、今お聞きしましたが、反対の討論を行います。

今回の条例改正は、2011年の人事院勧告を踏まえたことに間違いありませんが、今年度の人事院勧告は民間に準拠するということで、特に働き盛りといたしますか、40から50歳代の大幅賃上げを勧告したものです。さらに今後も、相当程度の較差を縮小するということを表明しています。私は、先ほどお話ししましたように公務員にはそういう労働者としての権利が認められてないわけですから、そこはしっかりと保障する内容が必要だというふうに思っています。こうした方向は、ベテラン公務員の労働者の士気も低下しますし、先ほど甲斐議員さんからもあったように教育費やいろんなのが膨大する中で生活実態を無視したものだと思います。

近年、政治の風潮として、例えば議員が多いとか、国会議員を減らせとか、公務員ばかりよいか、そういう公務員バッシングを競い合う傾向がある中で、公務員の定数や給与の削減が安易になされがちです。この菊陽町も職員もかなり非正規の職員がちょっと正確ではないですが、県内でも一番多いのではないかとこのように言われています。こういうふうに、国民の安全・安心と住民サービスを守っていただく公務員の方を低下させる、そういう仕事を低下させることにつながるのではないかと懸念をします。

東北の大震災が今年はありませんが、国、地方を問わず、公務員の皆さん、だれもが命と安全を守るために粉骨砕身の努力をされました。皆さんもご存じのように、避難誘導をして亡くなられた宮城県南三陸町の24歳の方、また公用車で避難誘導中に津波に襲われた、この方も宮城県ですけど、31歳ということで、多くの自治体の職員が住民の命を守るために自らの命や危険を顧みず奮闘されている。そこに命を守る、住民の命を守る自治体の仕事があるのではないかとこのように思います。

私は、住民の福祉の増進のために一層公務員の方がしっかり仕事をしていただく、そのための保障をしていくという立場で、この削減に反対をするものです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 議案第55号菊陽町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第3項、生計費並びに国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと定められていることは十分承知しているところでございます。そのような中で、毎年給与改正の議案が提出され、可決され、減額されてきました。ここ数年を見ても、菊陽町職員の給与

については、国の人事院勧告に準じて平成21年が月例給でマイナス0.2%、一時金で0.35カ月分、平成22年度が月例給で0.19%、一時金で0.2カ月分削減されております。今回が月例給マイナス0.23%の減額が勧告されて、3年連続のマイナス減額の給与改正であります。

私は、内需拡大が必要な時期に人事院勧告というだけで地方公務員の給与をカットすること、人事院勧告の内容の中で実施されていない部分があったこと、菊陽町職員の給与が他の近隣市町と比較して低いことを理由に、給与条例の減額改正には反対してきました。特に菊陽町職員の給与、賃金は、2010年の比較ですが、一般行政職で平均給料が31万9,300円、平均年齢42.2歳、1歳当りに換算しますと7,566円、ラスパイレス指数は97.1、県内市町村で13位でございます。県内市町村ラスパイレス指数の平均が97.5ですので、菊陽町は県内市町村平均以下でございます。近隣の市町との1歳当たりの賃金を菊陽町の平均年齢に換算して比較しますと、合志市が3,309円、大津町が3,579円、熊本市においては約2万円近く菊陽町よりも高くなっております。全国の全地方公共団体の平均ラスパイレス指数が98.8%ですので、全国から比べるとさらに低い水準にあると言えます。

また、菊陽町は、全国的に元気、活力のある町として評価されています。人口も、平成18年ごろが3万2,500人程度でしたが、平成23年には3万7,000人を超えております。反面、職員数は、行政改革の影響などで、平成18年の215人から平成23年は213人と、2名減となっております。急激な人口増加に伴う都市化や、仕事の内容、住民のニーズの多様化など、さまざまな環境の変化の中、職員は頑張って職務を遂行しております。

菊陽町の人事行政の運営等の状況をお知らせしますと、有給休暇の所得現状からも、職員の頑張りは明らかでございます。菊陽町の平均有給休暇所得日数は、平成21年中の数値で5.4日となっております。調べてみますと、合志市は10日、菊池市は11.6日、大津町は9日、熊本市においては13.6日となっております。熊本県は11.3日です。県内市町村平均が10.9となっておりますので、菊陽町は県内市町村平均の約半分です。民間でも平均8日から9日となっております。職員の方は休みもとらず、本当によく頑張っていると認識しております。

給与減額改正は、頑張っておられる職員の士気の低下、労働意欲の低下をもたらします。そうなれば、結果として住民サービスに影響が出て、大変危惧するところでございます。良質な住民サービスを継続していくためにも、マイナス効果になるのではないかと考えます。以前の質問でも、人事院勧告どおりに実施しなくても、国からの財政的な影響はないように答弁をいただきました。また、近隣市町と足並みをそろえたとおっしゃっておりますが、今の菊陽町の職員さんの頑張りと給与状況を見ますと、今回の減額には反対するところでございます。

国は、人事院勧告をしましたが、東日本大震災に対処する必要性もあり、平均7.8%の給与を減額する法案を提出していた関係で人事院勧告を実施していません。審議する国会も9日に閉会されました。今回、国家公務員の給与は全く変わらない状況になっております。ますます国と差が開いているところでございます。

確かに民間とのバランスも重要ですが、安易に下げるということではなく、国に準ずる

というのであれば、国家公務員の給与が改正された場合は今回の人事院勧告に準じて実施するなど、菊陽町独自の対応があってもいいのではないのでしょうか。菊陽町の財政力から見れば、今回の給与条例の改正を本議会で改正する必要はないと思います。その点で、反対の討論をいたしました。議員皆様のご賛同、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第56号 菊陽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第56号菊陽町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 皆様、おはようございます。

それでは、議案第56号菊陽町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、下水道事業について地方公営企業法の一部を適用するに当たり、事業の設置及び運営等について必要な事項を定める条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

1枚めくっていただきます。

この条例は、第1条から第8条までになっております。地方公営企業法の規定により、条例で定めなければならない部分で構成されております。

まず、第1条は、趣旨でございます。本文、申し上げますと、この条例は地方公営企業法（昭和27年法律第292号、以下法という）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号、以下令という）の規定に基づき、菊陽町が経営する下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう、以下同じ）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとするということで、これまでの公共下水道特別会計並びに農業集落排水特別会計の設置条例は、地方自治法の第209条第2項の規定に基づいたものであり、両事業の経営管理も、いわゆる現金主義、単式簿記方式によって行ってまいりました。しかし、下水道の利用者から使用料を徴収し、これを主な財源として事業の継続を恒久的に行うためには、下水道事業を公営企業法の適用事業と

し、いわゆる総括原価方式というすべての経費に事業報酬を上乗せして、適正な料金体系を構築できる企業会計方式を採用することが必要であります。本条例の制定により、菊陽町下水道事業は、地方公営企業法第2条第3項及び同法17条、さらに同法施行令第1条第2項の規定に基づいた公営企業となるものであります。

続きまして、第2条であります。下水道事業の設置、本文は、町の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、法第4条の規定に基づき下水道事業を設置するというので、公営企業の設置を条例で定めるに当たっての基本事項を示したものであります。

続いて、第3条は、経営の基本であります。公共下水道事業の推進及び農業集落排水事業の推進を図るに当たって、目標となる処理区域や人口規模を具体的に示すものであります。これらの目標を条例で示すことにより、事業推進の妥当性と合理性を確保するねらいがあります。本文は、下水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第2号、公共下水道事業の処理区域及び処理人口は次のとおりとすると。

第1号、処理区域、本町の公共下水道の処理区域、第2号は処理人口4万700人としております。これらは、都市計画法に基づく県の事業認可における計画人口等を示しております。

それから、第3項は、農業集落排水事業の処理区域及び処理人口は次のとおりとするということで、第1号は処理区域、本町の農業集落排水の処理区域、第2号は処理人口1,030人ということで、こちらは農業集落排水事業の実施時の計画人口であります。

続いて、第4条は、地方公営企業法の適用であります。本文は、法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するというので、地方公営企業法の適用について、本町下水道事業は財務適用のみとすることを規定するものでございます。これにより、予算の執行や契約等の手続及び決算処理が地方自治法の適用除外となり、地方公営企業法の適用を受けます。なお、組織体制では、管理者の権限は町長が行い、我々職員の身分や行為は地方公務員法が適用されます。また、組織的には一般行政の一部でありまして、責務や権限は当然限られてまいります。

続いて、第5条、重要な資産の所得及び処分でございますが、法第33条第2項の規定に基づき、予算で定めなければならない下水道事業に必要となる資産の取得や処分に関する規定であります。予定価格や買入れ等の面積規模につきましては、町の契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定と同様といたしております。

続きまして、第6条は、会計事務の処理でございます。本文を申し上げますと、法第34条の2、ただし書きの規定に基づき、下水道事業の出納、その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は会計管理者に行わせるものとする。

第1号、公金の収納及び支払いに関する事務。

第2号、公金の保管に関する事務でございます。

財務規定が適用される場合の管理者の権限につきまして、いわゆる会計処理と一部の事務を会計管理者に行っていただくことを条例で定めるものでございます。

続いて、第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等ということで、本文は、下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附、または贈与の受領で、その金額、またはその目的物の価格が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が20万円以上のものとするとしております。

これは、いわゆる負担付き、条件付きの寄附、または贈与の受領に関しまして、その目的物の価格や、町の責任における損害賠償額の基準額について定めたものでありまして、これらの額を超えた場合は議会の議決を必要とするというものであります。

次に、第8条、業務状況説明資料の作成ということで、地方公営企業法の適用により管理者は毎年事業年度、少なくとも2回以上業務状況を町長に説明し、公表しなければなりません。そのための具体的な公表内容や記述について条例で規定するものであります。

本文を申し上げますと、町長は下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないと。

第2項、前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならないと。第1号は事業の概要、第2号、経理の状況、第3号、前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために町長が必要と認める事項ということで、この3つについては11月30日までに作成する書類でありまして、これに前事業年度の決算の状況が加わることとなります。

第3項は、天災、その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならないとしております。

附則であります。本条例の施行は平成24年4月1日とし、現行の下水道特別会計条例及び農業集落排水特別会計条例は廃止いたします。また、現行の下水道運営基金条例及び農業集落排水事業運営基金条例は廃止をせず、各基金制度は必要に応じて運用を行うために条文の一部を改正するものであります。

最後に、第5項では、経過措置として、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計に所属する権利義務、例えば運用益の処理や基金の処分等に関する権利につきましては、菊陽町下水道事業会計に帰属するものであります。

参考資料をご覧ください。

参考資料、1枚目をご覧ください。菊陽町下水道運営基金条例の新旧対照表でござい

ます。第4条、運用益金の処理ということで、現行は下線部分のアンダーラインの部分を上げますけれども、下水道特別会計歳入歳出予算としております。これを改正案では、下水道事業会計予算というふうに改めております。

第6条は、基金の処分、現行では下水道特別会計を、改正案では下水道事業会計に改めております。

2枚目をご覧ください。

菊陽町農業集落排水事業運営基金条例新旧対照表でございます。第4条、運用益金の処理。現行では農業集落排水特別会計歳入歳出予算、これを改正案では下水道事業会計予算というふうに改めております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これも確認の質問をいたします。

議案第56号について質問いたします。この企業会計に下水道事業が企業会計に移行するということですが、これはもう水道企業団との比較で申し上げますが、ああいうふうに独立した事業にはならないということですかね。それと、その会計のあれが要するにこの下水道に事業については依然として町の管轄下にあるかどうか。それと、会計のみが企業会計の方針を取り入れると、こういうことですかね。まず、答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（今村敬士君） 先ほども説明を申したかと思いますが、今回は財務規定のみの適用でございます。ですから、組織的には一般行政の一部の組織ということでございますので、下水道事業は町の方で引き続き行っていくということになります。企業団は主要会計、公営企業法の全部適用ということで、あそこはもう行政とはかけ離れた組織となりますので、そちらの違いがあろうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第57号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第57号平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

議案第57号の平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

この件につきましては、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたもの、または不用額が見込まれるものがあり、さらに状況の変化等によりまして支出すべき事案が発生しましたことから、既定の予算に追加または変更を加える必要が生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長等がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に7億4,548万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億7,683万1,000円と定めるものでございます。

また、第2条で継続費の変更を第2表に、第3条で繰越明許費を第3表に、第4条で債務負担行為の追加を第4表に、第5条で地方債の追加及び変更を第5表によると定めております。

2ページをお開きいただき、まず歳入でございしますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税は町民税及び固定資産税で2億9,266万6,000円を増額し58億3,779万4,000円に、16の国庫支出金は国庫補助金の減額などで4,315万2,000円を減額し15億8,155万3,000円に、17の県支出金は県補助金の増額などで2億4,650万8,000円増額し9億1,851万2,000円に、18の財産収入は下のページの財産売払収入の増額などで1億7,563万8,000円を増額し5億5,788万3,000円に、20の繰入金基金繰入金を4,350万円減額し6億2,845万円に、22の諸収入は雑入を1,297万3,000円増額し1億7,819万8,000円に、23の町債は民生債及び教育債の増額、農林水産業債及び土木債の減額があり、9,720万円を増額し14億9,290万円としております。その結果、歳入合計は補正額として7億4,548万8,000円を増額し、総額は132億7,683万1,000円となりました。

4ページをお開きいただき、歳出でございしますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費は総務管理費の増額などで6,434万1,000円を増額し19億1,142万円に、3の民生費は社会福祉及び児童福祉費で3億5,726万2,000円を増額し40億3,438万8,000円に、4の衛生費は保健衛生費の増額などで3,119万円を増額し11億3,973万4,000円に、下のページの7の商工費は2,589万2,000円を減額し9,522万2,000円に、8の土木費は道路橋梁費の減額、または都市計画費の増額などで2,692万9,000円を増額し19億1,414万3,000円に、10の教育費は小学校費の増額などで2億2,799万円を増額し19億2,851万9,000円に、12の公債費は3,391万3,000円を増額し12億3,820万1,000円とし、6ページをお開きいただき、最後に14の予備費を歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて調整し、2,725万7,000円を増額し7,716万7,000円としております。その結果、歳出合計は補正額として7億4,548万8,000円を増額し、総額は132億7,683万1,000円となりました。

下のページは、第2表の継続費の補正で、菊陽中部小学校改築事業につきましては、3年間の総額の変更はございませんが、平成23年度の年割り額を5億660万円から6億5,660万円へと1億5,000万円増額し、平成24年度の年割り額を32億8,460万円から31億3,460万円へと1億5,000万円減額しております。

8ページをお開きいただき、第3表の繰越明許費で、今回の補正予算に計上しております私立保育所2園の施設整備に対します安心こども基金特別対策補助事業につきましては、工事完了が平成24年度になりますことから、2億5,086万9,000円全額を繰り越させていただくものでございます。

下のページの第4表の債務負担行為の補正で、老人福祉センター及び福祉支援センター、それとふれあい交流・福祉センターの管理費につきましては、平成24年度から26年度までの債務負担行為の限度額としてそれぞれ1,950万3,000円、または1,048万2,000円と定めるもので、今回の債務負担行為の計上を受けまして、本年度において指定管理者を選考し、議会の議決を経て指定を行うこととしております。

10ページをお開きいただき、地方債の補正で、1の追加として新たに私立保育所2園の整備のための安心こども基金特別対策補助事業の財源を確保するため2,220万円を計上しており、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

また、2の変更につきましては、限度額のみ調整を行っており、南方大人足線道路改良事業債を1,110万円減額し910万円に、土地区画整理事業債を1,110万円減額し6,180万円に、菊陽中部小学校改築事業債を1億1,250万円増額し5億4,130万円に、県営上井手または下井手かんがい排水事業債及び川久保南方線道路改良事業債については限度額を0としております。

したがいまして、地方債の総額を14億9,290万円とするものでございます。

11ページ以降は、補正予算に关します説明書としております補正額の大きなもの、新たに計上したものを中心に主なものの補正額についてご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の1個人、節区分の1現年課税

分は、説明欄の所得割を1億269万6,000円増額し14億9,367万9,000円とし、次に項の2固定資産税、節区分の1現年課税分1億8,997万円は、説明欄の土地を1,143万9,000円増額し8億575万2,000円に、償却資産を1億7,853万1,000円増額し13億772万6,000円としております。

下のページで、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金4,316万円の減額は、節区分の土地地区画整理事業費及び市町村道改良費に対する社会資本整備総合交付金の決定額に調整しております。

16ページをお開きいただき、款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の1社会福祉費補助金で、災害時要援護者地域支え合い体制づくり補助金900万円は、備蓄用の備品等の購入に対するもの、節区分の3児童福祉費補助金で安心子ども基金特別対策事業補助金2億2,299万5,000円は、私立保育所2園の整備に対する3分の2の県補助金でございます。

18ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入、節区分の1土地売払収入で説明欄の土地売払金のうち7,761万6,000円は、富士フィルム株式会社への菊陽杉並木公園駐車場4,704平方メートルの売り払いを予定しており、また第2地区保留地処分金9,668万8,000円を増額し、こちらは4億7,174万5,000円とするものでございます。

下のページで、款の20繰入金、項の2基金繰入金につきましては、歳入が確保できました範囲で減額による調整を行い、基金繰入金総額を6億2,845万円としております。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入で、説明欄の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金1,275万1,000円は、平成22年度の確定に伴い返還いただくものでございます。

20ページをお開きいただき、款の23町債につきましては、下のページにかけて先ほど地方債の補正で説明しましたとおりでございます。

22ページをお開きいただき、これから歳出でございますが、人件費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、職員の人事異動による組み替え等でありますことから、説明を省略させていただきますが、後でご覧いただくこととし、57ページ以降に補正予算についての給与費明細をおつけしております。

24ページをお開きいただき、款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費、節区分の25積立金で公共施設整備基金積立金7,761万6,000円は、歳入で説明しました菊陽杉並木公園駐車場の売り払い金そのままをそのまま積み立てて将来に備えるものでございます。

下のページの目の11電子計算費で節区分の13委託料425万3,000円は、子ども手当関係などのシステム変更業務委託料でございます。

32ページ、少し飛びますけども、32ページをお開きいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費で、節区分の11需用費、15の工事請負費、18の備品購入費は、県補助金を受けて災害時要援護者地域支え合い体制づくり事業関係で、マットレスや毛布などの

災害時用の備蓄備品及び備蓄倉庫などを計画しております。

また、節区分の28繰出金 1億38万7,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金を増額し2億7,218万円とするもので、そのうち1億円は当該特別会計において給付費の増加に伴い財源不足が生じますので、法定外の部分になりますが、一般会計から補てんするものでございます。

次に、下のページの目の3障害者福祉費で、節区分の23償還金、利子及び割引料は、平成22年度に実施しました補助事業に対する国県補助金負担金の確定に伴う返還金でございます。

34ページをお開きいただき、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費で、下のページの節区分の19負担金、補助及び交付金で、安心こども基金特別対策事業補助金2億5,086万9,000円は、2つの私立保育所の整備に対し県補助金及び町補助金の合計額を補助するもの、下の家庭的保育改修等補助金は、平成24年度から保育ママを実施いたしますために、家庭的保育施設改修費等に対し県補助金及び町補助金の合計額224万円を補助するものでございます。

37ページをお開きいただき、下のページでございますが、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費の節区分の20扶助費で子ども医療費助成につきましては、平成23年度から対象年齢を中学校3年生までに引き上げていることありますが、2,881万円を増額し1億6,881万円としております。

40ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金222万7,000円は白水台地銘茶生産組合の機械等の購入に対し県補助金全額を交付するもの、環境保全型農業直接支援対策事業補助金82万2,000円は大自然ファーム等の減農薬の取り組みに対し県補助金を受けて交付するもの、土地利用型緊急支援事業補助金790万円は久保田稲作生産組合及び出分米利用組合の機械等の購入に対し県補助金全額を交付するもの、下のページの目の8土地改良費、節区分の19負担金、補助及び交付金で菊陽町内用排水路修繕工事助成金74万9,000円は大菊土地改良区が実施する事業費の70%を助成するものでございます。

42ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の15工事請負費2,730万円の減額は、南方大人足線道路改良工事関係で、国の社会資本整備総合交付金の減額分を調整したものでございます。

下のページの款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の12役務費226万9,000円は、44ページをお開きいただき、道路清掃等手数料の増額226万9,000円を、節区分の15工事請負費836万1,000円は八久保楡木線舗装工事を予定しております。

次に、目の3道路新設改良費では、国の社会資本整備総合交付金の減額に伴う川久保南方線道路改良工事関係は全額を減額し、また原水駅線道路改良工事費などで減額しておりますが、委託料の中で三里木北地内道路改良工事の施行を目指しますための測量設計業務委託料を計上いたしました。

次に、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は6,943万9,000円を増額しておりますが、

国の社会資本整備総合交付金及びそれに伴います地方債を2,606万円減額し、保留地処分金を財源として菊陽第2地区の事業の推進を図りますとともに、雨水対策及び下原堀川線の開通を目指して、46ページをお開きいただき、直接施行を実施しますための補償費や調整池等整地工事などを予定しております。

次に、目の4公園管理費の節区分の13委託料で、測量設計等委託料409万5,000円は、誘致企業であります富士フィルムとの関連で、菊陽杉並木公園及び駐車場の測量設計等を行うための経費でございます。

50ページをお開きいただき、款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費で節区分の15工事請負費1,155万円は、武蔵ヶ丘北小学校多目的教室への空調設備設置工事を予定しております。

次に、下のページの目の5学校建設費で節区分の15工事請負費2億円の増額は、説明欄のとおりでございますが、菊陽西小学校関係では新年度に2教室が不足する見込みでありますことから、放送室スタジオとパソコン準備室を特別支援教室に改修するための経費として1,000万円を、次年度において増築及び給食室等の改修を目指しております中で、事前に駐車場の整備を行いますための経費として4,000万円を計上しております。

また、菊陽中部小学校改築工事1億5,000万円は、先ほど第2表の継続費補正で説明いたしましたように継続費の単独事業費の一部を前倒しで施行させていただこうとするもので、財源として75%分の地方債を計上したところでございます。

55ページをお開きいただき、下のページになろうかと思いますが、款の12公債費、目の1元金3,391万3,000円は、菊陽中部小学校の多目的ホールの解体に伴い繰上償還を行うものでございます。

最後に、56ページをお開きいただき、款の14予備費を2,725万7,000円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これからしばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時6分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 32ページの目の社会福祉総務費の中の節区分の18備品購入費、災害時用備

品の内訳を具体的に説明お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） この災害時要援護者避難支援計画に基づきます福祉避難所の備品ということで、県の補助を受けまして、こちらの方で用意する計画でございます。

まず、品目につきましては、ポータブルトイレ、それから簡易ベッド、車いす、それから消臭スクリーン、2つ折の担架ですね。それから、ホスピタマットレス、マットレスということですね。それから、毛布、これを用意したいというふうに考えておるところでございます。

（6番坂本秀則君「個数もできたら」の声あり）

まず、予定ではございますけれどもポータブルトイレにつきましては14、それから簡易ベッドが35、車いす4、スクリーン36、2つ折担架7、マットレス320、毛布355、これ以外にこれを収納します倉庫の建設を予定しておるところでございます。

（6番坂本秀則君「倉庫はどこですか」の声あり）

老人福祉センターの東側に駐車場がございますけれども、その一角を考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ページ、35ページなんですけれども、児童福祉の総務費の中で安心子ども基金特別対策事業補助金が2億5,086万9,000円とあるんですけど、これは私立保育園の補助というふうに言われましたが、以前から安心子ども基金だったんでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 議員がおっしゃったように私立の2園の建設に伴う基金でございます。安心子ども基金特別対策事業補助金ということで、県が3分の2、町が12分の1、事業者が4分の1の負担ということでなっております。これは今年度限りの事業でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第57号に反対の立場で討論をしたいと思っております。

反対の点は1点です。7ページ、菊陽中部小学校の継続費の補正でございますが、皆様ご承知のとおりこの菊陽中部小学校については私から申しますと計画の不合理性、それから手順が大変まずかったという点からずっと批判をしてきましたが、議会のいろんな議決の段階を経

て、平成23年に入りましてからは、もうあとは工期中に工事を完了させること、それからもう一つは税を厳正に運用すること、無駄遣いをしないことですね。この2点だけがもうチェックポイントと思ってまいりまして、私はですからこの予算編成の時点ではこの問題には反対をいたしました。

少しだけ申し上げますが、他の市町村で行われている小学校の建設事業ですね。益城中央小学校は土地代まで購入して含めて約30億円ですね。それから、大津の美咲野小学校は土地代は除いて約19億円ですね。それから、山鹿の方の合同小学校、名前はちょっと覚えてませんが、そこは大体20億円ぐらいの事業ででき上がっております。中部小学校は大規模校ですので、多少その規模の生徒数の児童数の違いで規模は多少大きくなると思いますが、概算45億5,711万2,000円ですね、概算が総事業費の。ちょっとこれはやっぱり高額過ぎると、今でもそう思います。

そういう中で、今ここのその補正予算の内容は、これは年度のこの入れ替えといいますが、1億5,000万円程度を前倒しをしたその分は20年度から削減してあるという、そのこと自体は大した問題ではないと思いますが、今申し上げましたようにこの中部小の件についてはもちろんこれはもう学校は先ほど申し上げましたように期日内にちゃんとつくり上げんといかんと思いますが、何かもう費用について歯どめがなくなっていると感じがいたします。

昨日も全協で一応の説明を受けましたが、例えば北側山林の開発、それから工事費ですね。当初は2億7,200万円ぐらいの概算であったと。それが短日のうちに変わりました。6億5,000万円と、倍以上にはね上がったと。これはやっぱり普通に考えて、いろいろその条件を整理せにやいけませんので、周囲の住民の安全とか児童の安全とか、そりゃ考慮せにやいけません、余りにも2億7,200万円が突然6億5,000万円になってくる。それは少しやっぱり計画としてはずさんではないかと、行き当たりばったりではないかという気がいたします。

同じように、この総額についても、菊陽中部小学校の総工事費についても26億6,000万円ぐらいから始まって、もう現在ふたをあけてみれば46億円近く、1.7倍になっておるということですね。そういったことを考えたときに、これはここの年度ごとのちょっと前倒しをしたというふうな予算の内容なんですけれども、私自身はそういった意味で23年度の初頭に警告を申し上げて、そしてこの予算には反対をしております。私が今ここで反対論を述べてもどうなるものでもないという気もいたしますが、今後この費用が絶対にもうこれを超すことがないように、町民の税金ですから。そういった警告を込めて、同時に私のこれまでの中部小学校に対するスタンス、それとの整合性から反対を表明したいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第58号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第58号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 議案第58号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1億6,680万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を32億6,005万7,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

今回の補正の主なものは、歳入では、療養給付事業や高額医療共同事業に係る国庫、県支出金、財政調整のための繰入金増額、歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の増額でございます。

8ページをご覧ください。

歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の5国庫支出金、項の1の国庫負担金、目の1療養給付費等負担金は3,831万4,000円、目の2高額療養費共同事業負担金は384万1,000円、目の3特定健康診査等負担金は122万9,000円の補正増でございます。これは、療養給付費や高額医療費共同事業及び特定健康診査事業に対する国庫負担金の決定などによる補正増でございます。

次に、款の5国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は2,717万9,000円の補正増をしております。これは、市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金でございます。

9ページをご覧ください。

款の8県支出金、項の1県負担金、目の1高額医療費共同事業負担金は384万1,000円を、目の2特定健康診査負担金は122万9,000円の補正増をしております。

10ページをご覧ください。

款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金を1億38万7,000円の補正増をしております。

本年度、国民健康保険の税率を改正し、保険給付費などに充てておりますが、当初の見込み比べ保険給付費が約8,600万円、後期高齢者支援金等が3,400万円、介護納付金が約1,700万

円不足する見込みでありますことから、国保財政調整繰入金として一般会計からの繰入金1億円の補正増としております。

款の14繰越金、項の1繰越金、目の2その他繰越金は1,540万3,000円の補正減でございます。

11ページをご覧ください。

歳出について、主なものについてご説明を申し上げます。

款の2保険給付費、項の1療養費、目の1一般被保険者療養給付費は4,825万9,000円、目の2退職被保険者等療養給付費は2,252万8,000円をそれぞれ補正増としております。これは、保険給付費の伸びによるものでございます。

12ページをご覧ください。

款の2保険給付費、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は1,253万3,000円の補正増をしております。

款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金は3,436万2,000円の補正増をしております。

14ページをご覧ください。

款の6介護納付金、項の1介護納付金、目の1介護納付金は1,707万8,000円の補正増をしております。

款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金、目の1高額医療費拠出金は1,536万5,000円の補正増をしております。これは、いずれも介護納付金や高額医療費の決定などによるものでございます。

15ページをご覧ください。

款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の3償還金は1,632万4,000円の補正増をしております。これは、過年度の一般療養給付費の返還金によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第59号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第59号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 議案第59号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ815万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億7,520万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入の主なものは繰越金の増額、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ補正増をしております。

予算書の8ページをご覧ください。

歳入についてご説明を申し上げます。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、前年度繰越金783万2,000円の補正増をしております。

9ページをご覧ください。

歳出について、款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、町が納付するもので、783万2,000円の補正増をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第60号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第60号平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（宮本義雄君） 議案第60号平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページを開いてください。

今回は歳入歳出予算の補正額はありませんけれども、歳出に係る財源内訳の組み替えを行うため、今回の補正予算を編成したものであります。

今回の補正の内容は、歳出につきましては、諸支出金81万6,000円の増額、基金積立金81万6,000円の減額であります。

5ページをお願いいたします。

歳出についてご説明を申し上げます。

款の2 保険給付費は、項の1 介護サービス等諸費で350万円の補正減、項の3 高額介護サービス等費で350万円の補正増を行い、同一の款の中で財源内訳の組み替えを行っております。これは、これまでの実績で高額介護サービス等費が当初見込みより増加する一方で、介護サービス等の諸費の予算につきましてはまだ余裕があるためであります。

次に、6ページをお願いいたします。

款の5 基金積立金、項の1 基金積立金、目の1 介護給付費準備基金積立金は81万6,000円の補正減をしております。

款の8 諸支出金、項の1 償還金及び還付加算金、目の1 第1号被保険者保険料還付金は81万6,000円の補正増をしております。これは、被保険者であります65歳以上の方の死亡、転出による介護保険料の還付金であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第61号 平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第61号平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第61号平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

最初に、歳入歳出予算の補正についてでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,022万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億4,051万1,000円と定めております。

また、第2条で地方債の変更を第2表の地方債の補正で計上しているところでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第2表地方債の補正で限度額のみ調整を行っております。

流域下水道事業負担金につきまして、負担額が減額となりましたので1,270万円を減額し地方債合計の限度額を7億9,610万円といたしております。

それでは、8ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を90万7,000円増額し7億43万7,000円としておりますが、これは汚水処理人口の増加による使用料の増額でございます。

次に、款の2分担金及び負担金、目の1下水道事業受益者負担金、節の1現年度分を203万8,000円増額し2,641万7,000円としております。これは、開発行為等に伴う新規下水道受益区域の拡大によるものでございます。

次に、款の3国庫支出金、目の1土木費国庫補助金、節の1公共下水道補助金を2,090万円減額し1億9,310万円としております。減額の理由は、社会資本整備総合交付金の減額によるものでございます。

次に、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を957万1,000円減額し4億9,340万5,000円としております。

次に、款の8町債、目の1土木債、節の1土木債の1,270万円の減額でございますが、関連公共下水道事業の減額による補正でございます。

次の10ページをご覧ください。

歳出でございますが、款の1総務費、目の1一般管理費、節の8報償費90万7,000円の増額は、受益者負担金一括納付報償金を補正するものでございます。

次に、款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費は、節の11需用費から節の12役務費への金額の組み替えでございます。

次に、11ページでございます。

款の3事業費、目の2流域関連公共下水道事業費でございますが、節の12役務費につきましては不動産鑑定手数料として22万2,000円を計上しております。これは、第2区画整理地内の久保第2調整池の用地所得に係るものでございます。

節の13委託料につきましては、実施設計等委託料等請負残の2,463万8,000円を減額し、登記委託料として44万5,000円を計上いたしました。これも、第2区画整理地内の久保第2調整池の用地所得に係るものでございます。

次に、節の15工事請負費は、汚水工事を4,569万9,000円、改築更新地震対策工事1,711万3,000円を請負残として減額し、雨水工事費分を2,200万円増額いたしております。これは、第2区画整理事業に伴う新設区画道路、下原堀川線、場所はつかさ菊陽店の東側になりますが、こちらの下水管渠の追加整備を行うためのものでございます。

次に、節の17公有財産購入費は、土地購入費として2,600万円、久保第2調整池用地購入費でございます。

次に、節の22補償、補填及び賠償金235万円の減額につきましては、上水道管の移設補償が不要になったことでの減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議案第62号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第62号町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第62号町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

道路法第8条第1項の規定によりまして、町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回ご承認をいただきたいのは、新山25号線、北沖野4号線の2路線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

参考資料の1枚目をお開き願います。

まず、新山25号線でございます。場所は、菊陽西小学校の西側の新山公園の北側で集落内開発制度により造成されました道路でございます。

延長が95.38メートル、幅員が6メートルでございます。

次のページをお開きください。

北沖野4号線でございます。場所は、菊陽西小学校の北西に位置しまして、沖野行政区の最西側になります。市街化区域内の開発で造成されました道路でございます。

延長が98.05メートル、幅員が5メートルでございます。

以上、2路線の町道認定について議会の議決をお願いするものでございます。よろしく願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（建築本体））

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第63号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（建築本体））を議題といたします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第63号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

菊陽中部小学校改築工事建築本体の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましてご説明いたします。

まず、契約の目的、菊陽中部小学校改築工事建築本体。契約の方法、指名競争入札。契約金額、20億6,437万9,010円。契約の相手方、福岡県福岡市中央区白金2丁目13番12号戸田・豊・宇都宮特定建設工事共同企業体、代表者、戸田建設株式会社九州支店支店長安達勇でございます。

工事の施工場所及び内容をご説明いたします。

参考資料の次の図面をご覧ください。

図面は、菊陽中部小学校改築事業の全体計画配置図でございます。赤色が今回の工事の施工箇所になります。今回の工事は、校舎、体育館、プール、調理場、学童保育を建築するものです。それから、既設校舎の5,431平米の解体工事もあわせて実施するものでございます。

構造につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、この一部鉄骨造につきましては体育館の屋根部分になります。階数につきましては、3階建て、一部4階建てで、北棟の北側の棟でございますが2階部分へエレベーターで連絡通路等で使用する部分が一部4階という部分になります。

床面積につきまして、1階が3,076.37平米、2階面積が3,265.22平米、3階面積が4,403.18平米、4階面積が1,379.29平米、延べ床面積1万2,124平米でございます。

工期につきましては、議会承認日から平成25年8月16日までとしております。

なお、工事に伴う騒音など抑制する機種等を選定しまして十分配慮して施行したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事契約につきましては、10月17日及び11月2日の指名審査会を経まして、本建築工事の規模が非常に大きいことから、県内を含む九州管内に営業所を設置する大手建設工事業者及び県内に本社等を有する建築一式工事で、熊本県において最上位等級のA1ランクに格付されている業者によります3社を構成員として自主結成された7つの特定建設工事共同企業体を指名

いたしました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格で入札のあった1番目の戸田・豊・宇都宮特定建設工事共同企業体を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格23億7,552万9,000円に対しまして落札価格が20億6,437万9,010円でございます、落札率は86.90%という結果でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第63号について質問をします。

この中部小については、かなり保護者や子どもたちは心待ちにしているということで急がなければいけない問題です。やはりかなり額も大きく、慎重にしていかなければいけない面もありますが、一つ、この12月の会期中に私たちが疑問に思う点について質問を出して、しっかり昨日全員協議会でも答えていただいたんですけれども、私の理解でいいのかどうかという点で質問をしたいと思います。

1つは、地元業者が入っていない理由で資金面なのか、技術面なのかという質問を私もさせていただきまして、その内容については地元業者の場合、A2ランクの発注が4社で厳しいということがお答えだったかと思えます。特に建築では、3社のうち2社が光団地の工事を請け負っている等々説明がありました。

また、県内大手の31社のうち19社が隣接していて、自己資本額が14億円以上の企業は4社のみということで、県内だけでその指名の一定の10社というのをつくっていくのは難しい状況だったのでこういうような指名競争入札になったということですが、その理解でいいのかどうかと、今後地元業者の育成について町長、どのように進めていかれるのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの質問あった件につきまして、まず事務担当といたしまして説明できる範囲で申し述べ、もし追加等がありましたら、私の説明の後に町長の方からご答弁いただきたいというふうに思っております。

少し長くなるかもしれませんが、今小林議員の方からお話し……

（16番小林久美子君「財政課長、すいません、昨日十分説明受けたのでちょっと簡略化して結構です」の声あり）

基本的な部分にいたしましては、まず基本的な部分は町内業者の育成という点につきまして、域内の基盤整備について大きく貢献いただいておりますこと、あるいは災害時の対応等に

つきましても当然いろいろご支援いただかなければならない存在でございます。したがって、それらも含めて町内業者の育成については基本的な部分として育成していくということが町の基本ということで考えております。

そういう中で、いろいろ検討した中で小林議員の方から今ご説明いただいたように、また昨日も詳しくご説明させていただいたように、このような形の指名とさせていただいたということで、確実に工期が限られていることもありますので、しっかりと工事をやっていきたいというような方向づけであります。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町内業者の育成につきましては、今回の工事につきましては本日本議案が承認いただければ、いわゆる文書をもって下請等の工事ある場合は地元でできるものについてはできるだけ地元の業者の方を採用していただきたいということは文書をもって業者の方には申し伝えたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 指名の落札の件につきましては86.9%ということで、かなり縮小されているのには歓迎できるんですけども、先ほど小林議員が言われたようにやっぱり地元の業者を使うということになれば、例えば今日入札でとられた戸田・豊・宇都宮、そしてまた地元の業者を1つどこにか入れればかなりよかったかなというふうに思うわけでございますが、こういう結果が時期遅れに最後になったということはやっぱり議会も行政も慎重に対応していかなければなりません。昨日もそういうことで説明責任をいただいたわけでございますが、今後趣旨の説明と提案理由についての説明、その他いろいろ重要な案件の場合は議長を中心として議会本来の議会をできる範囲の、執行部ができる範囲の説明ですね。やはり余り詳細にすれば、また業者のいろいろとか、そういう関係もございまして、ここまでは議員にお知らせして、どういう方法がいいんだろうかという方法を1回なり2回なり、特にこういう大型事業の場合は今後気をつけていただきたいと思いますが、その件について町長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の工事、非常に金額も大きいということで昨日も大変熱心に全協を開いていただいて、その中でいろいろ説明、質疑等にも答えてきたところでありますけれども、今後につきましてはやはりこれまでもこの中部小学校の建設につきましてはいろんなご意見がある中でその都度詳しく説明をする場もあったわけでありましてけれども、今回の入札に当たっての件につきましては十分その辺検討いたしまして注意を払った中で、また議会の方にも相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 議案第63号についてご質問をさせていただきますが、その前に町長にお一つだけお願いをさせていただきますと、先ほどご答弁がありました、地元の業者ということでお願いはされるということでございますが、お願いをされても利益を得ていただかないとやっぱりどうしようもならないということでございますので、お願いをされるときには利益もしっかりと確保していただけるようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

私の質問は2点でございます。

指名業者の決定に際しまして、昨日実績を考慮したということをおっしゃられてはありました、その実績は果たして県内を対象とされているのか、それともその全国を対象とされていらっしゃるのかというところが1点でございます。

それと、今回戸田建設ということでございますが、いろんなネットだとか、建設のニュースだとかを拝見をさせていただきますと、発砲事件があったりだとか、福岡では放火事件があったりだとか、真相は分かりませんがそういう事件があっているのが今年になってあっているのが事実でございます。そのようなところの事実というか、把握はどのようにされていらっしゃるのか、その2点をご質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） まず、実績の点でございますけれども、これは今回の契約の相手方については、戸田・豊・宇都宮ということで3社によります共同企業体の結成でありますので、それぞれについて実績等を確認しております。基本的には、それぞれの3社において熊本県内においての工事実績等も多くございますので、県内の実績というのも当然チェックしながら、なおかつ今回が小学校の大規模工事ということでもありますので、県外の大手建設業者につきましては県外の小学校、学校等の実績等も調査をしたところでございます。

また、もう一点の質問でございますけれども、いろいろな事故等があっているというような事案についてお話がありました。基本的な事項といたしまして、業者さんにつきましては、2年に1回の登録をいただきますが、その際に申請書あるいは実績、技術員の内容等々について書類を出していただきまして、それを審査して登録いたしますが、またその後についてもいろいろな状況の変化等によって変われば後で内容も変わってきます。そのような中で、全国の状況多々あるかと思っておりますけれども、指名だったり一般競争入札に参加いただく際に、問題がなく、町の方で指名停止するようなことがなければ、それそのものによって指名しない、あるいは一般競争入札の参加をできないというようなことではございませんので、インターネット等が今は普及しておりまして、調査、調べることはできますし、町の方としては情報誌あたりもとりながら情報収集になるべく手広く広い範囲で調査しながらやっておりますけれども、指名できない、あるいは一般競争入札に参加できないというような状況ではありませんでしたので、今回の指名あるいは落札ということであったかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

吉本孝寿君。

○3番(吉本孝寿君) 事故とか、放火だとか、発砲事件とかありますので、十分その辺は町の方も注意をしながら進めていただきたいというふうに思います。

最初の質問でございますが、その実績を考慮した範囲がその全国、県内も当然、県外も実績を考慮したと言われていらっしゃるんですが、指名停止に関しては県内が対象ということで昨日ご説明を受けております。その事業の実績を全国レベルで考えていられるのであれば、当然指名停止のレベルも全国で考えていただくのは私は筋なのかなというふうに思います。その辺も今後十分その辺の枠組みづくりとか、そういうところも十分考えていただいて、やはりその全国を対象にその事業を計画されるのであれば、指名停止のレベルもやはり全国に枠を広げるというふうな形もありなのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長(大塚昇君) 吉本孝寿君、質問は。

○3番(吉本孝寿君) すいません。ですから、指名停止が県内であれば当然全国レベルでそういう事業の実績を考えられたということでもありますので、指名停止も当然全国レベルで考えていらっしゃるのが考えの一つなのかなというところでご質問をします。すいません。

○議長(大塚昇君) 財政課長。

○財政課長(貫取初雄君) 指名停止の件についてご質問がありました。

昨日説明した中で特に虚偽あるいは事故という点でのご質問がありましたので、その部分に特に関しますのが県内において生じた事故等に基づく措置基準ということでご説明させていただきましたものですから、逆に誤解を招いたかもしれないと思っております。

もう一点、全国といいますか、大体九州管内等が主になっていきますけども、贈賄あるいは不正行為等に基づく措置基準というものも設けておまして、今申しました贈賄、独占禁止法違反、あるいは談合、あるいは暴力団関係、不正、不誠実な行為といったものについては、内容に応じて九州管内であつたり処罰の該当になつたりする部分がありますので、昨日は県内の例で申し上げたんですけども、基本的には内容によっては全国的な内容になる場合もあるというふうに思っております。

以上です。

○議長(大塚昇君) ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○6番(坂本秀則君) 先ほど小林さんの質問で町長が地元業者の活用については文書で協力願を出すということでしたが、それで十分だとは思えないんですけど、もう少し積極的に法にさわらない範囲であれば町長自ら行動を起こして、相手業者に出向いてでも地元企業の活用をお願いするとか、そういう行動を起こしてもらいたいんですけど、その点いかがですか。

○議長(大塚昇君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) これはいわゆる下請業者につきましては、今坂本議員が言われるようにこ

の文書をもってお願いする、前は口頭でやっておりましたけども、そういうことで出していく中で十分こういった議会の中でもその地元業者の育成ということは十分考えておられますし、そういう中で伝えていきたいと思いますが、ただ強制力はありませんけども、当然ここで可決いただきましたら、当然契約行為の中で相手が出てくる場面もありますので、私の方も直接会ってその辺のことは十分伝えていきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） コンプライアンスの点でちょっとお尋ねをいたします。

まず、確認でございますが、当この中部小学校の設計から施工会社までの選定、この落札した業者も含めて皆さんの中に身内がいらっしゃったり、非公式でお会いになったということはどうでしょうか。なければ、質問を続けますが、後になってそういうようなことが出てくると困りますので、お尋ねをいたしました。

先ほど吉本議員が企業コンプライアンスの件でお尋ねをいたしまして、昨日も説明を受けました町の工事等請負委託契約にかかわる指名停止等の措置要領で第2条で県内業者という県内における事故ということでございますが、予備審査が10月24日であったかと思えます。今、課長答弁では、そういった全国的なものも一応加味したといいますが、そこは考えておられたということですが、この間に落札業者は指名停止をお受けになっていたでしょうか、いなかったでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 町として指名停止するような案件はなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） お尋ねしたのは、全国的、県内じゃなくて指名停止を受けていたかどうか、その期間。お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの質問でございますけども、非常に難しい部分を含んでおるかと思えます。

（5番渡邊裕之君「かどうかだけです」の声あり）

3社ございますが、戸田建設につきましては国土交通省の許可をもらっておられる業者さん、豊さんと宇都宮さんにつきましては熊本県の許可をもらっております。したがって、後者の2社については熊本県の工事を受注されるということであろうかと思えますので、熊本県内の状況というのが把握することが可能です。一方、全国的に活動されている場合には、国の事業、それから全国都道府県に対しても指名願を出しておられて、そこで工事を請け負っておられるという状況があるかと思えます。

また、全国の市町村にも、どこまで出しておられるかまで私の方で把握することはできませんけれども出しておられます。ですから、北海道なり、遠くて沖縄とかという市町村の小さいところの中で指名停止になっているかどうかまでは把握することはできませんけれども、防衛庁等につきましてはインターネット等できちんと指名停止等の実態がある場合には公表されておりますので、そういった中でチェックした中での指名停止はなかったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 1件は、今年の8月29日から10月12日まで受けておられます。また、羽曳野市では、8月18日から11月17日までの3カ月間、指名停止をお受けになっております。こういうことがきちっと把握をされてから、その予備審査の前に審査会できちっと指名業者の選定をされるべきであります。審査会の会長は副町長でいらっしゃいますかね。じゃあ、ご答弁お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（中富恭男君） 審査会、指名審査会の会長としてご答弁申し上げます。

この今回の指名に当たりましては、本町の規定に基づいて指名停止に該当するかどうかという観点で調査させましたところ、それに該当する事案は見当たらないというところで指名に至ったわけでございます。本町での指名停止に該当しない部分につきましては承知しておりません。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 菊陽中部小学校改築につきましては、議会に提案されてから本日まで一般質問、あるいは全員協議会におきましてそれぞれの議員さんが多方面にわたって質問されてきました。そういった中で、答弁としてそれぞれの担当課長の答弁、また町長に対する質問に対しては所管が教育委員会ということで教育委員長の答弁が多かったかなというふうに思っております。ただ、町の予算を四十何億円も歳出するに当たっては、この町長のビジョンあるいは思いなりがもうちょっと聞きたいというふうに思っております。本日、非常に最終局面で重要な局面を迎えております。今の質問におきましても地場産業育成とか、そういったもろもろの質問ありました。今後の町運営方針、あるいは総合的な地場産業の育成、抽象的じゃなくて、ある程度議員の皆さんが分かるような答弁、町長方針なりビジョンなりを語っていただきたい。町長にぜひ、なるだけ具体的にお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 特に中部小学校の今回の契約関係の議決をいただくという重要な場面でありますので、この中部小学校の建設についてのご意見といたしますか、私の思いを述べさせていただきます。

中部小学校の建設につきましては、いろいろなご意見がある中で、その都度議会にご説明をしながら検討を進め、そしていろいろなご意見をいただいた中でこの計画に承認をいただき、そして予算案の議決もいただいて進めてきたところでございます。おかげさまで子どもたちや保護者の皆様に喜んでいただき、そして広く住民の皆様方にもご理解いただけるような現計画案で進めているところであります。

また、工事に当たりましては、安全第一に考え、保護者や周辺住民の皆さんのご意見もお聞きしながら、できるだけの対策を講じることとしているところでございます。

また、今回の工事発注に当たりましては、円滑で確実な工事ができるよう、また議会からたびたびご指摘、ご意見等をいただいておりますように、できる限りこの予算の効率的な執行ができるように総合的に検討をしてきたところであります。

そして、私はかねてより地域経済への波及や地元業者の育成を念頭に置き、工事の規模、内容によってできるだけ町内業者、県内業者への発注に心がけているところでございます。今回は、特に大規模な工事でも多額の資金力が必要であり、一方で地域経済の振興も勘案し、県外の大手業者と県内業者とのJVという形で採用させていただいたところであります。

工期につきましては、この継続事業ということで、平成25年度の2学期から新校舎で授業ができるように若干の余裕を見ていたところでありますけれども、手続に時間がかかってぎりぎりのスケジュールとなっております。契約の書類につきましては今議会初日の審議をお願いしたところであります。しかしながら、先ほどいろいろご質問もいただきましたけれども、多額の大きな金額のかかる契約でありまして、昨日は議会の中で全協を開いていただいて、熱心にご審議もいただいた、ご意見等もいただいたところでございます。この1週間の遅れにつきましては、関係者の努力によりまして何とかカバーしようと考えておりますけれども、本日万が一ご承認がいただけなかった場合には、また設計の変更を行って、また業者指名の方法を再検討した上で一連の入札手続をやり直すということになりますので、担当の方、いろいろ聞きますと数カ月単位の遅れとなって、予定しておる平成25年度の2学期からの転移が不可能になるのではないかと、そういう思いもあるところであります。

本年は、今年には本当にこの大きな地震、3月11日には日本における観測史上最大規模の東日本大震災が発生しまして、壊滅的な被害をもたらしたところであります。そういった中にありまして、今年の10月5日、これは菊池市の方が震度5強、菊陽町でも震度4というような大きな地震が発生し、その後も少しの地震があっているようなところであります。そうした中で、平成21年12月4日に菊陽中部小学校耐震化対策等の……。

○議長（大塚 昇君） 町長、質疑の内容に答弁をしてください。

○町長（後藤三雄君） そうですか、はい。そういうところもありまして、一刻も早く一日も早く子どもたちを、より安全で快適な校舎で学ばせたい。また、保護者の皆様にも完成をお待ちしておられますし、議員の皆さんもそうだと思いますけれども、私自身も強く願っているところであります。

そういう中で、質問の工事の発注の仕方につきましては、先ほど少し述べましたけども、今後におきましてはやはりこの地域経済や地元業者への育成ということはもう念頭に置きながら、そういった中でも先般の臨時議会の中では町内業者さんの分につきましてもいろいろ議員の皆さんからも意見をいただいたところでありまして、入札のあり方につきましてはその辺はまたさっきも意見があっておりましたけども、十分いろんな検討はさせていただいた上で、基本的には地元業者の育成ということを念頭に置きながら対処していきたいというふうに考えているところであります。

そういうような事情でありまして、少し内容的には質問の趣旨から離れるかもしれませんが、ここに今議案として提案しております内容では、21年12月に中部小学校のPTAの会長、総務委員会ですね。そして、代表をPTA会長として現野田議員が会長をされとったときに一日も早く早期に耐震化等に向けた早期着手をお願いしたいという陳情書も受け取っておりますし、ちょうどもうそれから2年もたとうとしておるような状況であります。一日も早く子どもたちをより安全で快適な校舎で学ばせてあげたい。保護者の皆様方も完成を心待ちにしておられると思いますし、繰り返しますけども、私も強く思っているところであります。

そういう点から、ぜひ今回の議案につきましてはいろいろそれぞれのご意見もお持ちかと思っておりますけども、ぜひ本議案にご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 2回目の質問をいたします。

先ほど町長は、1週間の遅れは業者と執行部の努力でカバーしていくとおっしゃいましたが、本来ならば私は9月の定例会ぐらいには入札の承認案件は出てくると思っていました。しかしながら、その開発行為の許可の遅れの原因はシステムのふぐあいか何かと昨日おっしゃったんですが、こういうことに対して町長はその担当部局へどういった対応をとられたんですか。また、その1カ月の遅れ、昨日も説明伺ったんですけども、まあ一遍、もう傍聴者もおられますので、そこんところ説明お願いします。町長にも。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

昨日、全員協議会の中で、この9月定例会で工事請負契約の承認をいただくということで、もう以前から地域住民の方から議員様にも説明をしましておりました。その中でも、工期的には平成25年1学期を目途に完成したいということで定めておりました。そういう中でも、若干の余裕は確かに見ておりました。ただ、昨日も説明しましたように、今坂本議員言われました開発行為の許可、同じく県の許可になりますが、こちらの方は早くいただくことができました。それから、建築確認申請許可、こちらの方が衣装的なもの、形、格好的なものはそうクリアをしとったところだったんですが、結果的にはそこにも絡みますが、構造計算上の関係で構造計算、専門的な審議するところがあるんですが、住宅センターとかですね、県の。そうい

う中で慎重にされます。

そういうことで、昨日も説明しましたが、甲斐議員からお尋ねがありましたようにシステムのなところでは今はコンサル委託業者のコンサルはシステムの的に条件を入力すれば機械的に答えは出るんじゃないかということでもございました。まさしくそのとおりでもございまして、システムのふぐあいということではなくて、入力条件関係の考え方ですね。これを県の住宅センター関係の構造判定班なんですけど、こちらの十分詰めて通常の共同の1.2倍、1.25倍という形を確保していきたい。そういう中で、数値的などという入力の本拠でやっていったのか、結果が出た数値がどうだったのかをずっと詰めておりまして、その関係上、一番時間を要しましたのが体育館棟、これにつきましてが壁部分までは鉄筋コンクリートと、それから体育館は大きなアリーナを持っておりますので、屋根部分は大空間での屋根をかけるという形になりますので、途中で柱を設けることができません。そういうことで鉄骨づくりということでも混合した建物という形になります。そういうことで、この部分について非常に難しい部分がありまして、そこをクリアしていくのに時間を要して、9月30日に最終的には終わったということでも許可をいただいておりますので、それからの入札手続を踏みまして、やっこの12月の定例会へ工事請負契約の承認を提案することができたということでもございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 当初9月を目指しておったということでもありますけども、今学務課長が申し上げたような諸般の事情で遅れてきてしまったということでもありまして、この点につきましてはもうやはりこの大きな建物でありますし、そういった中でやはりこの十分内容チェックしていただいた上でのこの工事に進むことになるということでもありまして、その辺今回のこういうふうな形になっておるということで、私自身こちらの事情で急ぐということも言っておりますけども、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 3回目です。

じゃあ、こういうシステムの入力とか、それで遅れた構造計算もちゃんとし直したか何か分かりませんが、こういうふうのはもう未然にわかつとることじゃないんですか。やっぱりこの延ばして1カ月そこができたのは、いろいろ今まで積み重ねて、協議もされて設計もでき上がった、その中でもうわかつとることじゃないんですか。

それと、町長、この1カ月の遅れというのを学務課が悪いのかどうか分かりますけど、遅れたことに対する指導ないしああいうのはなさってなかったんですか。もう一遍お願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 遅れについての最初から分かってたんじゃないかというご質問かと思っております。その部分についてはちょっと私の方でご質問には回答させていただきたいと思いま

す。

まず、議員様も皆様には当初から私は工程表の方でご説明をしておりましたけども、工期的なものは今お話をいたしました。その中で、やはり私どもが工事に着手して工事を完了する部分では天災とかあれば事故ということで長くなることもあろうかと思えます。その辺は把握が非常にやりやすい部分がございます。ただ、第三者、県の許可という部分が市町村で許可を得るという手順が入ってきますと、この部分につきましては手続的には年度内で設計を一応終わらせませす。ですから、昨年度中に開発行為設計、それから建築確認関係の図書ですね。この関係の積み上げ部分の設計書は終わります。そして、実際、それからまた予算関係で承認いただいて、また年度で動いていくわけですが、開発許可申請、それから建築確認申請、確かに事前で相談はいたしますが、実際の形としてでき上がった部分でやはり最終的な調整というのは県の検査機関で責任を持たれます。今後、何か法的、震災とかあった場合は、もう県から許可をいただいているということで開発の部分につきましても、建物本体につきましても、県が責任を持つという形をとります。そういう関係上、市町村でそういう作業をやって申請をして許可をいただく中では、県の中での考え方、許可の仕方、一つ一つの建物、構造を見ていて、やっとなら県の方が判断して、自分で判断して許可を出すという流れになりますので、私どもではその区間については言われるところを追従して示してあげて、つくり上げていくという形になるもんですから、その部分には当初から許可権利が別にあるということで、期間的なものが確定できないということで若干の余裕を見ておりますというのが当初からそのあたりは説明は私はしていたと思えます。ただ、これが現実としては9月30日に許可がおりたというのは確かに若干やっぱり9月を目指しておりましたので、その辺については第三者の県の許可がありました、その辺については市町村としては不可抗力とまではあれでしょうけども、それはやむを得なかったんじゃないかというふうに私は思っております。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そのどういうふうな指導をしておるかということですが、私自身非常に気になっておる事業でありまして、担当課の方にはできるだけ急ぐように指示しながらも、やはり慎重な中に事を進めていただきたいというようなことは申し上げております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 3点、質問を申し上げます。議案第63号についてです。

まず、第1点は、今工期の問題が盛んに言われておりますが、これはもう議員であろうが、あるいは保護者の方であろうが、地域の住民の方であろうが、できるだけ早く新しい校舎に入れるというのはだれしもの願いであると私は思います。

ただ、そういうときにこれがこの事業というのは単年度に引きかえるならば46億円ですから、町の財政の3分の1を占める、引きかえるならばですよ。これは継続事業ですから3年間に分かれますが、引きかえるならば町の財政の3分の1を占めるようなそういう巨費を投じる

事業である。そして、基礎教育を預かる学校の建設をどうするかという大変大事な問題ですね。それについて、ただ早いばかりじゃなくてしっかり検討を加えて、そして大丈夫なところで進めていくというのが非常に大事なことではないかというふうに私は思います。ともすると、何かちまたでは反対する議員がおるから遅れるとか、そういう話も聞きますが、今お聞きのようにこの2カ月間、少なくとも9月にもう上程されるんじゃないかと私は思っておりますが、上がってこない。これはもう明らかに、いい、悪いは別ですよ。いい、悪いは別にしていろんな事情があったと思いますが、これは議会のせいではないですね。これは確認してよございますね。はい、それが1点です。

それから、次です。昨日全員協議会があつて、もう私は大変勉強になりました。これはもう自己批判を含めながら申し上げますけども、この入札関係の判定といいますか、これについて私自身も過去4年間、2期目ですが今、入札関係どういうふうに判定するのかなというのがクエスチョンマークをつけたまま現在までなっておりますけれども、一応初日の議決を本日に延ばしたことによって昨日全協がありましたですね。その中で、いろんなことを聞くことができました。これはもう行政も真摯に答えていただきましたし、その辺では大変勉強になったというふうに思っております。今まで勉強しなかった自分が悪いという思いもありますけれども、本当に今後はその辺の判定についてもちゃんとした判定をしなくちゃいけないという思いがあります。

それで、先ほど言いましたように自己批判を込めて言うんですが、その11月25日が開札、要するに落札が決定しましたですね。それから、11月29日に、私は議会運営委員会を預かっておりますが、議会運営委員会にかかってきました。29日ですね。ですから、議案の状態について私たちが、真っ先に知るのは議運ですが、議会運営委員会で知り得たのが29日ですね。そして、初日にもう議決がかかるとる。この日程はどう考えても、やっぱりこの46億円もの事業を判定するについてはちょっと急過ぎやせんかという感じを持っております。何度も言いますが、自分の自己批判を含めて言ってるつもりです。もらった時点で、議案をもらった時点で、もう少し議員全体で討論できるような機会を提案せないかんだったのかなと、その辺の自己批判を含めますが、しかしあくまでもこの余りにも短い中で、しかもあるいは予定どおりであれば一体建築材料に何を使うのか、1階、2階、3階、どういうふうな仕様になるのか、プールはどうなるのか、大体分かってましたけどね。体育館の状況、運動場の状況、そういったことが余り分からない状態の中で落札に対して、契約に対して手を挙げたり下げたりするということは、やっぱりこれはちょっとうかつ過ぎやしないかなと、自己批判込めて言っております。その辺の日程について、学務課長なり、あるいは町長なり、いかがでしょう。今、思い返してみてもどういった感想を持たれますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） せっかくの機会でございますので、私の思いを述べさせていただきたいと思っております。

非常に振り返ってみると、議員様、皆様、それと保護者の方、かなりの迷惑をおかけしまして、議会が割れるほどのことがあって、やっとな最終的には現地での建て替え案ということになりました。それを受けまして、私どもはそれまでは案を提案すると、幾つかの案を提案して決定していただくという部分でございましたので、ただ議決の中で現地修正案ということで決着をつけていただきましたので、私どもとしてはそれに粛々と、3カ年の中では終わりたいという部分でございましたので、そのためにどうしていくのかというのを早くに議員の皆様にも工程表をお示しして取り組んできたわけでございますけども、そういう中で皆様の今までの動きとか、いろんな形の中で一番いい形としては、まず設計の段階で建設検討委員会を設置し、まず行政よりでもない、保護者、それから地域住民の方、そのあたりの考えを入れ込んだ建物をつくっていききたいというのが私どもの一番の思いでした。

一応建設検討委員会の中で基本設計、こちらの方ができ上がってまいりました。その案を受けて、そこまでが一番大事な時間ではなかったかなと思います。この建設検討委員会の中が保護者の方であったり、地域の方であったりという形の部分で検討されまして、もう本当に建設検討委員会が分裂するほどの意見交換がありまして、困ったなという部分を私としては担当事務局としてはありました。しかし、何とか熊大の名誉教授であります、牧野教授の方がその辺をうまく意見関係を取り入れた、まとめた案というのをつくっていただきまして、それで送り出していただいて、その関係で今現在基本設計が終わりまして、実施設計にこれ入っていったわけでございます。実施設計でも、通常であれば基本設計、実施設計というのは同一で発注して無駄、ロスがないような期間で進めていくのが一般的かなと私は思っておりました。ただ、これについては、一つ一つのステップの中で、どうしても分離発注をしなくちゃおさまらないという感覚でおりました。そういうことで、若干そこの入札手続で基本設計から実施設計までにワンクッション、また入っちゃったという部分はございます。

基本設計ができましたら、実施設計というのは構造的なその計算、それからどういうふうな形で詳細につくろうかという部分だけでございまして、一番大事であったのは基本設計の形、部屋割り、これが決まりますと実施設計というのは専門家が入れていけばあらかたでき上がっていくというふうな状況でございまして、あとは一番心配しておりましたのが、今回の遅れでありました県の許可、これにどれぐらいの時間を要するのかが全く見えないという部分があったので、そこが一番の不安でございました。そういう経緯を踏まえて、議員さん方にもかなりの感いを持たせたのは私どもがもう少し丁寧に説明する部分というのは必要であったのかなと。ただ、なかなか雰囲気的に説明する時間というのをためらう部分もございました。やはりいろいろな中で来ておりますので、そういう形ではございますが、ただ結果としては手順を踏みながら、何とかこのスケジュールに乗せて、25年7月までには終わりたいという思いで何とか今動いております。そういうことで、結果的には何とか行けるという部分で私の方、教育委員会としては思っておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

(8番甲斐榮治君「日程の部分だけでいいです」の声あり)

○町長(後藤三雄君) この中部小学校の建設につきましては、今学務課長が申しあげましたように、いろいろな場面で説明はしてきたところでありますが、最終的な発注する段階での内容がどうなっているかということについて、昨日全協を急ぎよ開いていただいたところでありますが、その辺のどの形であるかということは、やはり議会の方等のそういういわゆるこれまでの中で全協でどの辺までそういうことがお話できる場をとってもらえるか、そういうこともありましたので申し訳なかった点もありますけれども、今後もまたいろいろな事業が予定されておる中では、当然執行部、我々として独立して進んでいく分と議会の最終的な判断をいただく議会の皆さん方への説明、そういうものについては十分慎重にしながら連携をとっていききたいというふうに考えて、特に今回の件でそういう思いをしているところでございます。

○議長(大塚昇君) ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) これは本当にもう一度申し上げますが、昨日のは大変勉強になりました。大変学習になりました。やっぱりああいう機会が必要だと思います。それで、全員協議会も去年まではあれが根回しだからいけないという意見の方もいらっしゃいましたが、私はそうではないと思います。きちんと情報を出して、そしてその中で考える、そういう時間だと思いますので、全協もどんどん要求していただいて、やっぱり情報をきちっともらって考えるというふうな方向で、これは私の考えですよ。議員の皆さんがどう考えるか分かりませんが、私は根回しの場だなんては考えていません。情報をきちっと交換する場じゃないかというふうに考えております。だから、大いにやっていただきたい、そのことが1つ。

それと、最後の質問ですが、今度思いましたのがこの入札関係の判定、先ほど申しあげましたですね。今ここにかかってきているのは、もう既に落札してもう業者も決まった形でここに出てきておりますですね。これをその可決する、否決するというのは大変重たいですね。これは事ではないかというふうに思います。としますと、その前に、例えばそのJVの組み方の基本的な考えですよ。余り具体的なことを言われたら、これはちょっとまたいろんな影響が入ったりするかと思いますが、ある程度基本的な考え方を示していただく、議会としてもそれをチェックできる機会を与えていただく、そういうことができないかということをしつかり考えました。ただ、先ほど申しあげましたように、これは余り町長の業務執行の中に我々が介入するような、議員が介入するようなそういう状態になってはいけないと思いますけれども、そこを勘案した状況でもう少し開札に至って落札に至るまでの間に我々も考える、そういう機会を検討していただけないか。これはもう今の町長の思いで結構ですので、これ難しい問題だと思いますが、ぜひ検討していただきたいと思いますが、町長いかがでしょう。

○議長(大塚昇君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) そういった面につきまして、指名審査委員会等の中で持っておりますので、ただ、今甲斐議員の方から言われた件についてはこの指名審査委員会あたりの中で十分そ

の辺どういう形でできるのか、できないのか、きちんと検討させてみたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（中富恭男君） 指名審査会の会長として答弁させていただきます。

業者の指名、また入札に至る業務は、町長の専権事項でございますので、これは議会にお諮りして、議会も責任を負っていただくというわけにはいかないというふうに理解しております。ですから、事務執行につきましてはこれまでどおりやっていきたいと思いますが、ただ大きな方向性、今回も県内業者、地元業者という方向性ございました。そういった大きな方向性等の議論につきましては、いろんな形でコミュニケーションをとっていきながら、広くご意見を伺いながら、方針を決定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

上田茂政君。いや、渡邊裕之君からどうぞ。

○5番（渡邊裕之君） 上田先輩、すいません。

それでは、議案第63号菊陽中部小学校改築工事建築本体について反対討論をいたします。

ただ、前提として申し上げます。今日も傍聴にPTAの皆さん、そして業者の皆さんも来られているかと思いますが、ここにいる議員だれひとりとしてこの遅らせるつもりもございませんし、本計画に反対でもございません。ただ、先ほどから私は申し上げますように、右から左に案件を流すような議会ではいけない。この遅れというものは、やはり先ほど甲斐議員も言われましたけども、議会に責任はございません。そういった中において、当日にあれだけの資料でこれだけ大きな案件を賛成をしなければ遅れると、大体であれば否決されることも想定してこの日程を組まなければならないということをくぎを刺しておきたいと思います。ですから、速やかに職員の皆様には、否決されました場合は、大変恐縮でございますが、年末年始頑張ってください、再入札の方向に行っていただきたいという思いを込めまして申し上げます。

まず、4社が県内業者で可能というお話でございました。では、なぜそこを入れて、ほか足りない分をゼネコン、準大手等々を入れてできなかったのか、この地場の業者には菊陽町からも多くお勤めでございます。そして、信頼関係の中で菊陽町の業者さんも適正な金額において下請をされているんであります。そういった中で、私はぜひオール熊本、オール菊陽で、過去いろいろあったことは私も議員でないときにいろいろあったことは聞いておりますが、そのことを乗り越えてすべての菊陽の皆さん、私たちも含めて温かい子どもたちが喜ぶ、私たちのお父さん、お母さんがつくった地元のおじちゃん、おばちゃんが頑張ってくつてくれた、そんな校舎にしていきたい、そんな思いでありますから、何とぞ議員の皆様にはご賛同いただきまして、いま一度この見直しというものを考えていただきたい。

私は、早くからこの落札業者の名前を聞いておりました。そういった面からも到底納得いかないところもございます。そういった思いで、遅滞なく進めなければならないのは当然でございますが、反対の討論といたします。議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 議案第63号建築本体に関する菊陽中部小学校に対する工事請負締結について賛成の立場で討論をいたします。

質疑の中でいろいろありました。そしてまた、反対討論の中でもいろいろありました。しかし、私は今回の入札につきまして、不正に関する具体的な根拠のある情報はないと思っております。入札の措置については必要なかったと、今回の議案に反対する理由はないと考えております。

また、先般いろいろ地震がたくさんありますが、菊池地方の中でも大きな地震が発生しましたが、子どもたちの安全を図るために一日も早い完成と、新校舎の移転が求められています。

また、今回、このような議案が承認されず、工事が遅れますと、予定されている平成25年度の2学期の移転が非常に困難となって心配をしています。実際に入札の不正に関する具体的な根拠のある情報がありましたら、真相を究明する必要がありますし、そういうときには私も先頭に立って執行部に強く求めてまいります。今回そのような状況はないと思っております。

安全で安心な新校舎の完成を待つ子どもたちや保護者の皆さんのために、事業の円滑な推進を願うとともに、執行部につきましてはこれから適正な事務執行を求めていきたいと思っております。それによって賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第63号に対して、総合的な視点から賛成の立場で討論をいたします。

最初にちょっと苦口をききます。今、上田議員から不正はなかったということがありました。ただ、私もそう思いますが、いろんいうわさが絶えなかったということは事実であります。影響力ある人が介在したとか、落札業者と、それからこれはもう設計、今度の本体、双方ともですけども、うわさがあったというのは事実です。だから、そういう雰囲気にならないように私たちも倫理をただしていかなくちゃいけないんじゃないかということをもっと申し上げておきたい。うわさについては、これはうわさで取り上げるわけいきませんので、それはもう私なりに調べられるところは全部調べました。確たる証拠はないという今の状況です。ただ、こういうのがこういうときにはよく出てくるのかもしれませんが、できるだけ出ないような、その辺のお互いの配慮が必要じゃないかというふうに思います。

それから、第2点目ですね。町内の業者さんの活用、これはやはり大事じゃないかというふうに思います。先ほどからいろんな答弁がありました。いわゆるスーパーゼネコン、それが

らそれに県内のゼネコンが2社組み合わせられるという、今度のJVですよね。これは孫請に、町長はその文書を回すとおっしゃいましたけれども、実際の話は孫請になったときにはこれは仮に仕事が回ってきたとしても、それはもうマイナスと、赤字覚悟でやらないかんという実情だろうと思います。

ですから、かといって、その今もうこの出てきた結果を今やり直せというふうな、そういうことは申し上げませんが、今後そのもう孫請になれば地元は全然潤わないと。そして、このスーパーゼネコンも仕事は確かかもしれませんが、東京に持っていくんですよね。利益を東京に持っていきます。やっぱり菊陽町に落としてもらおうじゃありませんか。そういうことを考えました。

それから、今度のその落札率ですね。あとは、もう賛成の根拠ですけども、落札率は86.9%ですから、これはもうぎりぎりではないかというふうに思います。話によると、もう町が予定価格をするときに歩引きをしているという話も聞きますが、その辺を勘案したら、これはもう目いっぱいだろうという気がいたします。いろんな意見がありますし、頭の中でもう灰色の部分も多少残っておりますが、この段階で小学校の建設を遅らせるということは、これは避けるべきだろうというふうに判断をいたしました。そういった意味で賛成の討論といたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 議案第63号について反対の立場で討論をさせていただきます。

知事が、熊本大構想、熊本空港大構想というのを掲げられました。西原、益城、菊陽、大津、そういうところで、空港全体を全体で空港をあそこ空港だけで考えるのではなく全体で考えましょうという考えの構想でございますが、今回の事業に関しましても先ほど渡邊議員がおっしゃりましたように頭を県内で持ってきていただいて、その県内を核にということで事業をさせていただいた方がよろしいのかなというふうに思いますし、それにより地元、そして菊陽町が潤っていくのじゃないかなというふうに思います。景気は皆様もご存じのように一向に回復はしてありませんが、景気回復の近道は公共事業であると私は考えるところであります。せっかく菊陽町で大型の公共事業があり、地元業者の方々もたくさん期待もされてらっしゃったというふうにお伺いもするところでございます。以上のようなところを私なりにしっかりと考えましたところ、反対ということで、議案第63号につきましては反対の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） それでは、議案第63号菊陽中部小学校改築工事建築本体について賛成の立場から討論させていただきます。

2年がかりでようやく決定を見る段階にやってきました。場所の選定から、また反対運動と、いろ

んなもめてきまして、やっと今年の3月現地案に決まりまして、そして今度の入札で、また町内業者が入ってないともめまして、初日を最終日、今日に持ってきたんですけれども、私も町内業者、社長さんと会うたびに、何で町内業者は入れんとかとか、もう反対してくれとか、もういろいろありました。確かに町内業者が元気であれば、法人税や固定資産税、所得税、住民税等が入ってきます。私たちは、菊陽町議会議員です。県会議員ではございません。町内企業が元気であるように常に願って頑張ってきております。けれども、もう入札は終わっております。昨日、何時間と説明がございまして、それが終わってからも悶々としておりました。議長と私と議運の委員長で4時過ぎまでいろいろ検討いたしましたして、どうしたらいいかと、お祝いだからみんなで賛成するようにしなければならないと、そういうことで3人で話し合った結果、町内業者を町長もおっしゃっております。文書で、使うように出すと。ならば、議会としても附帯決議で議員の附帯決議として町内業者を使っていたかのような、そういうのを出そうということで、甲斐議員は朝までかかって原稿をつくられてまして、これが採決すればそれを出すようにしておりますけれども、議員各位においてはいろんなことがあるかと思っておりますけれども、今日決着をお願いしたいと思っております。

また、傍聴の方もいろいろあったけれども議員一人一人が立派な小学校をつくりたい、子どもの安全を重視してこのようにけんけんがくがくやってみまして、ようやく採決の段階になりまして、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 立場は賛成の立場で討論させていただきますが、私も前回の議運の委員長として、この件に関しては本当に学務課、それと同僚議員の皆さんと随分熱い議論を闘わさせていただきました。本当に最良の結果とは言いません。しかしながら、このタイミングにおいて現地建て替えということで皆さん方からのご承認を得て決着をして、それから先はそれぞれ建設検討委員会にお任せをして、それぞれの立場で本当にその立地的な不利な状況の中で最新鋭の建築技術を駆使して期限どおりの校舎完成を願うということで静かに見守ってきました。今回のこのやっと入札業者の選定ということで指名競争入札がありましたが、私は基本的には今それぞれ私たち地元の議員ですけど、この四十数億円を使う、この中部小学校の建設に関しては、やはり日本の今持っている一番新しい最新の技術でだれからでもこれだけ問題があった案件を、非難されないような、それこそすばらしい小学校をつくっていただきたいということで、私は業者選定にしても、皆さん方は地元業者、県内の業者と言われますけど、私の気持ちとしてはやはりスーパーゼネコンまで入れて、本当に今日本が持っているゼネコンの最新の技術で、それこそ問題があった裏返しとして全国どこでも誇れるような小学校をつくってもらいたいという気持ちでおります。今でもおります。いろいろ業者からのいろいろなうわさがあってもおかしいじゃないかと言われるところではありますが、私はそのそういううわさ、情報不足かも

しませんが、私の耳には余り届いてきません。ですから、その組み合わせその他はそれぞれ行政が考えたことでしょうけど、地元業者育成ということ以前に、いつも私は言いますがやはり町民の皆様からいただいた税金をいかに公平に効率よく使っていいものをつくり上げるか、今度の落札も出ておりますが、23億円の予定価格で20億円ということはこれで建築費が3億円浮くわけですね。だから、そういう意味でも、地元業者の方にも頑張ってもらわんとはいかんけど、今度の件に関してはいろいろ皆さん方のこの景気浮揚、地元の仕事が少ないという要望もあるかもしれませんが、そこらのところは自助努力をしていただいて、このスーパーゼネコンを組み合わせたすばらしい小学校を期限内でつくっていただきたいというつもりで本当に無事通過することを祈っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私は反対の立場で討論いたします。

去る12日の日に中部小の仮設校舎を見学に行きました。校長先生の話も聞きました。授業風景も見て、また休憩の時間も見ました。本当、仮設校舎の騒音等、本当ひどかったです。そのPTAの方も今日来られておられますが、本当に一日も早く工事が着工するのは祈っておりますが、私も渡邊議員同様、10月の初旬だったですか、今度落札された業者が多分今回の工事じゃ落札するんじゃないかといううわさを聞きました。これは証拠がないのでうわさです。そういった観点から、今度の入札が公平、公正に行われたのかは分かりません、実際のところ。その点で反対をします。

それともう一点、やはり地元業者が入ってないことです。もう約47億円の工事、今後50年、100年と菊陽町単独工事でこういうのが出るか出ないか分かりません。この一大工事に地元業者が入ってないということは本当に悲しい次第です。

その2点をもって反対といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

（10番岩下和高君「議長、休憩お願いいたします」の声あり）

（「休憩」の声あり）

ただいま岩下和高君から休憩の動議が出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題として挙手により採決を行います。

この動議のとおり休憩することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、休憩の動議は可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時7分

再開 午後1時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に、甲斐榮治君外1名から発議による議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程として後で議題としたいと思っておりますので、ご報告いたします。

（16番小林久美子君「議長」の声あり）

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この発議第9号のことについてちょっと質問したいと思います。

先ほど梅田副議長からは、議長と副議長とそれから議会運営委員会の委員長と検討して、こういうふうな決議を出すのでご協力をお願いしたいという旨がありました。私は、内容の問題ではありません。これは、公、公的にこういう会議をされたのかどうかという問題を聞きたいと思っております。といいますと、私は議運の副委員長でありますので、公の会議で招集もありませんでしたから、どうしてこういうふうな個別的な会議をされるのか、それがちょっと不信に思っています。公に議長、副議長、それから議運の委員長、副委員長と、やっぱり正式な会議をするのであれば私も責任を負えますが、何の声もかからずに4時間余りも話し合っ、そしてこういうふうな付帯決議を議会に、私これは今見せていただいたんですけども、それも相談がありませんでした。ということは、責任を持ってないので、そのことについての議長の見解をお願いします。

○議長（大塚 昇君） ただいまの小林議員からの質問に対しましては、公式な会議でもありませんし、ただ立ち話的に3名で話したということでもあります。こうしたらどうだろうかというぐらいのものでありまして、議運を開いて正式に開いたものでもありませんし、何の拘束もないと思っておりますし、それで先ほど梅田議員が言いましたのは、ただ自分の思い、考えであるかと思っております。それを承知していただきたいと思っております。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そういう運営をすることは、議会活性化を私たちがこれからきちんとしていこうという、この菊陽町を変えようというときに、ちょっとやっぱり不用意ではないですか。これだけ大きな問題を町民の方に分かりやすく開かれたものに、そして中部小学校もスム

一ズに建設をしたいという大きな流れの中で、昨日は全員協議会、また議会活性化委員会も含めてかなり議論しましたよね。その後、こういうふうに公の議会議長、副議長、そして議運の委員長、副委員長と決まっているにもかかわらず、ただ立ち話でしたものをこういうふうに提案されても、責任を持って判断ができません。私は、議長に申し上げますけれども、後で決議をするということですが、ここで昼食休憩をとっていただいて、私も冷静に考えさせていただきたいと思いますので、暫時休憩を動議をいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに休憩の動議はありませんか。

動議は2人以上となっておりますので……

（「賛成します」の声あり）

ただいま小林久美子君から休憩の動議が出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題として挙手により採決を行います。

この動議のとおり休憩とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。よって、休憩の動議は可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時22分

再開 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第64号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（電気設備））

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第64号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（電気設備））を議題といたします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第64号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

菊陽中部小学校改築工事（電気設備）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

契約の内容をご説明いたします。

契約の目的、菊陽中部小学校改築工事電気設備。契約の方法、指名競争入札。契約金額、2億1,525万円。契約の相手方、熊本県熊本市西原1丁目2番10号昭電・清水特定建設工事共同

企業体、代表者、株式会社昭電社代表取締役橋本慶司郎でございます。

工事の施工場所及び内容をご説明いたします。

参考資料の次の図面をご覧ください。

図面は、菊陽中部小学校改築事業の全体計画配置図でございます。赤色が工事の施工箇所にあります。今回の工事は、校舎、体育館、プール、調理場、学童保育の建築にあわせて、電灯設備、動力、変電設備、音響設備、自動火災報知機設備、太陽光発電設備などの電気設備を設置するものです。

建物構造などにつきましては、議案第63号で説明したとおりでございます。

工期は、議会承認日から平成25年8月16日までとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、10月17日及び11月2日の指名審査会を経て、本電気工事の規模が大きいことから、県内に本社等を有する電気工事で、熊本県において最上位等級のAランクに格付されている業者によります2社を構成員として自主結成された13の特定建設工事共同企業体を指名いたしました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格で入札のあった1番目の昭電・清水特定建設工事共同企業体を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格2億3,181万5,000円に対しまして落札価格が2億1,525万円で、落札率は92.85%という結果でありました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第65号 工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（機械設備））

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第65号工事請負契約の締結について（菊陽中部小学校改築工事（機械設備））を議題といたします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） 議案第65号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

菊陽中部小学校改築工事（機械設備）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容をご説明いたします。

契約の目的、菊陽中部小学校改築工事機械設備。契約の方法、指名競争入札。契約金額、4億330万6,980円。契約の相手方、福岡県福岡市中央区天神1丁目14番1号三機・ダンレイ特定建設工事共同企業体、代表者、三機工業株式会社九州支店理事支店長古川松雄でございます。

工事の施工場所及び内容をご説明いたします。

参考資料の次の図面をご覧ください。

図面は、菊陽中部小学校改築事業の全体計画配置図です。赤色が工事の施工箇所になります。今回の工事は、校舎、体育館、プール、調理場、学童保育の建築にあわせて、空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、屋内消火栓設備、プールろ過設備、厨房設備などの機械設備を設置するものです。

建物構造などにつきましては、議案第63号でご説明いたしましたとおりです。

工期は、議会承認日から平成25年8月16日を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者名及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、これも10月17日及び11月2日の指名審査会を経て、本管、これは管工事になりますが、管工事の規模が大きいことから、県内を含む九州管内に営業所等を設置する大手管工事業者及び県内に本社等を有する管工事で熊本県において最上位等級のAランクに格付されている業者によります2社を構成員として自主結成された12の特定建設工事共同企業体を指名いたしました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、予定価格の範囲の最低制限価格以上で入札のあったもののうち最低の価格で入札のあった一番下の三機・ダンレイ特定建設工事共同企業体を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格 4 億 7,336 万 5,000 円に對しまして落札価格が 4 億 330 万 6,980 円ということでございまして、落札率は 85.20% という結果でございました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 65 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 12 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（大塚 昇君） 日程第 12、諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めることになっておりますので、人権擁護委員の候補者として西田眞志子様、米村憲子様のお二人を、平成 24 年 3 月 31 日の任期満了に伴い再任のため意見を求めるものでございます。

まず、西田眞志子様は、菊陽町大字津久礼 3600 番地 138、行政区は武蔵ヶ丘 7 町内にお住まいでございます。昭和 22 年 6 月 14 日生まれの 64 歳でございます。失礼しました。住所が前の住所でございます。菊陽町武蔵ヶ丘 1 丁目 10 番 13 号でございます。失礼しました。昭和 22 年 6 月 14 日生まれの 64 歳でございます。

これまで武蔵ヶ丘中学校の P T A 副会長、また平成 7 年から 13 年度まで民生児童委員を 2 期務められております。平成 14 年 4 月からは菊陽町生活支援委員として活動されております。このように人格及び識見ともに高く、平成 18 年 4 月からは人権擁護委員として、現在も積極的に活動をされており、平成 24 年 4 月から 3 期目の再任をお願いするものであります。

次に、米村憲子様は、菊陽町大字原水 1367 番地 6、行政区は新町にお住まいでございます。

昭和29年5月3日生まれの54歳でございます。

これまで菊陽北小学校のPTA副会長、菊陽中学校のPTA母親部長、また平成7年から3年間、民生児童委員を1期、平成17年から2年間は新町区の副区長、区長代理を務められました。このように人格及び識見ともに高く、平成21年4月から人権擁護委員として、現在も積極的に活動をされており、平成24年4月から2期目の推薦をお願いするものであります。

ただいま紹介申し上げましたとおり、お二人とも人格及び識見ともに高く、行政や地域とのかかわりも深く、また多くの社会貢献をされておられまして、人権擁護委員としてふさわしい方々でありますので、人権擁護委員の候補として推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

(「米村さんの年は」の声あり)

米村さん、29年。

(「57だろ」の声あり)

失礼しました。29年5月3日でお生まれですので、57歳ですね。失礼しました。どうぞよろしく願いたいします。

○議長(大塚 昇君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決します。

お諮りします。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、西田真志子君を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は西田真志子君を適任とすることに決定しました。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、米村憲子君を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は米村憲子君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第13、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議お願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

文教厚生常任委員長岩下和高君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） それでは、文教厚生委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、請願第4号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について、以上1議案が付託されました。

12月12日、委員会室におきまして請願第4号の紹介議員であります上田議員から説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけをご報告いたします。

まず、本町で30人以下学級になった場合、どのような状況になるかという質問に対しまして、教育上では教職員が増え、少人数による授業運営が可能となり好ましいという回答。

次に、日本はOECD諸国に比べ1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童数が多くなっているが、OECD諸国の状況はどのようになっているか。OECDっていうのは先進国28カ国ということを指しております。その答えは、26人から30人学級の国が最も多く、最小では20人以下があるというようなお答えでございます。

以上が審査の主な経過でございます。

その後、採決を行いました結果、請願第4号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願については全員賛成により採択となりました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから請願第4号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第4号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長小林久美子君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（小林久美子君） 産業建設常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、以上1議案であります。

この請願は、9月議会において付託され、継続審査となっていたものであります。9月議会では、紹介議員である坂本議員にも出席をお願いし、審議を行いました。まだ詳細について引き続き研究したいということで継続審査となっていました。今回、先進地の野田市の公契約条例などを手に入れまして勉強を深めて委員会で慎重に審議をいたしました。

委員の意見を若干紹介をさせていただきます。

意見の中では、野田市の公契約条例などを勉強してイメージはできたが、これを町ですとなれば大変だなという印象を持ったということでした。

また、きちんと賃金が保障されると工事費が高くなるのではないかと、落札率が上がるのではないかという意見も出されました。基本的には国がすべき問題であって、地方自治体が行うとなればかなりの覚悟が要る。行政や議会、また実際建設現場の働く人々、当事者との意見交換なども必要であるということでした。

趣旨は理解できるが、今回は町で取り組むには今の段階では困難であるという意見が多数でした。

その上で、この請願の趣旨を酌み取って、国に意見書を上げてはどうかという意見が出されました。それは、後でまた議案で提案をしたいと思えます。

委員会では、以上が審査の主な経過でございます。

その後、採決を行いました結果、請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願については、賛成者なしにより不採択と決しました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

念のために議員各位に申し上げます。採決は、委員長報告に対して行いますので、お間違えのないようお願いいたします。

請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、委員長の報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 発議第6号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書 (案) について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、発議第6号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）についてを議題といたします。

議案は、先に配付のとおりであります。

この議案は、梅田清明君外5名の議員から提出されたものでございます。

代表して、梅田清明君から趣旨の説明をお願いします。

○17番（梅田清明君） 発議第6号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、安心子ども基金や妊婦健診や予防接種等、人の命や子育てに関するいろいろな基金が今年度終了の予定なので、さらに継続するよう政府に強く求めるものです。

あとは、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。

しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっており

ます。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう政府に強く求めます。

記。1、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金。

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続すべきである。

2、安心こども基金および妊婦健康診査支援基金。

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心こども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応しているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

3、介護職員処遇改善等臨時特例基金。

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末までに予算措置されているが、来年度以降の対応は引き続き基金事業によるのか、介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当てできない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

4、障害者自立支援対策臨時特例基金。

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末までに延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

5、地域自殺者対策緊急強化基金。

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣野田佳彦様、厚生労働大臣小宮山洋子様、文部科学大臣中川正春様、内閣府特命担当大臣蓮舫様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第7号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、発議第7号「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）についてを議題といたします。

議案は、先に配付のとおりであります。

この議案は、小林久美子君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、小林久美子君から趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第7号「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

提案理由。建設労働者の生活が不安定であり、賃金雇用の安定を図るため。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

建設労働者は、日本の基幹産業として今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してきました。しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げなどとなり、建設労働者の生活を不安定なものとしている。

国においては、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、参議院で建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われることの附帯決議が付され、また諸外国においては公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいる。

よって、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールづくりが必要であるため、

政府においては下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1、公共工事における建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公共工事における賃金確保法」（仮称）、いわゆる公契約法の制定を検討すること。

2、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

内閣総理大臣野田佳彦様、総務大臣川端達夫様、厚生労働大臣小宮山洋子様、国土交通大臣前田武志様。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第16 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思います。あわせて内容に一部変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議員研修会への議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第17 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第17、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案2件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。

議案は、ただいまから配付いたします。

〔議案配付〕

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第1 発議第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、発議第8号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、岩下和高君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、岩下和高君から趣旨の説明をお願いします。

○10番（岩下和高君） それでは、発議第8号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、会議規則14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。少人数学級の推進と義務教育費国庫負担の増額を求めるため。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

2011年度の政府予算が成立した際、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小・中・高校の望ましい学級規模」として26人から30人を上げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童・生徒や日本語指導など、特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度政府の予算編成において下記事項の実現について強く要望します。

記。1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年12月14日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

内閣総理大臣野田佳彦様、内閣官房長官藤村修様、文部科学大臣中川正春様、財務大臣安住淳様、総務大臣川端達夫様。

議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

また、質疑につきましては自席より答弁をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

（15番上田茂政君「議長」の声あり）

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 発議第9号につきましては……

（「まだまだ」の声あり）

採決。失礼しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 発議第9号 議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議

○議長（大塚 昇君） 追加日程第2、発議第9号議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議についてを議題とします。

この議案は、甲斐榮治君外1名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、甲斐榮治君より趣旨の説明をお願いします。

（11番佐藤竜巳君「議長」の声あり）

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 発議第9号に対しては、休憩いただきまして全協を開いていただきたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ただいま佐藤竜巳君から休憩の動議が出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題として挙手により採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、休憩の動議は可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時44分

再開 午後3時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12月14日、甲斐榮治君外1名の議員から提出された追加日程第2、発議第9号議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議について撤回したいとの申し出がありました。

発議第9号議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

発議第9号議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第3 発議第9号 議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議についての撤回の件**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第3、発議第9号議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議についての撤回の件を議題にします。

甲斐榮治君から、発議第9号議案第63号工事請負契約の締結に対する付帯決議について撤回の理由の説明を求めます。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 時間を大変とらせて申し訳ございませんが、私の不勉強がございました。本提案は、議案第63号、議案第64号、議案第65号全体にかかわることではありますが、本提案は議案第63号のみに限定をした付帯決議案として出しましたので、それはふさわしくないと判断したために撤回をいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

ただいま議題となっていますことを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第3、発議第9号議案第63号  
工事請負契約の締結に対する付帯決議についての撤回の件を許可することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了しました。

これをもって平成23年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年定例会も本日をもって閉会できますことは、ひとえに議員各位及び町長をはじめ執  
行部各位の努力のたまものと深く感謝を申し上げます。

私ども議会は、4月の改選後、議会活性化特別委員会を設置し、開かれた議会を目指し、毎  
月活発な議論を行っているところであります。その一環として、本年9月議会から試行的では  
ありますが一般質問の質問回数削減の撤廃と反問権の付与を始めました。

今後とも、町民の皆様の声を町政に届け、菊陽町の均衡ある発展のため、鋭意努力をしてい  
かねばならないと改めて痛感するものであります。

月日のたつのは早いもので、今年もあと2週間余りとなりました。議員各位、執行部におか  
れましては、ご健勝で新春を迎えられ、来る平成24年が輝かしい年でありますようご祈念いた  
しまして、閉会のごあいさつといたします。

どうもお疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後3時37分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
ここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 佐藤 竜巳

菊陽町議会議員 福島 知雄

菊陽町議会会議録  
平成23年第4回12月定例会

平成23年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇  
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919